

2024 年度
自己点検・評価報告書

長浜バイオ大学

◆大学認証評価受審時（2023 年度）に大学基準協会からの提言と対応状況

基準 4 教育課程・学習成果 p25～

・大学基準協会提言

改善課題…1) 大学院では、修了判定を基に学習成果の把握を行っているとおり、学位授与方針に示した学習成果の達成度を評価する仕組みは構築できていない。学部と同様に学位授与方針の各項目と科目との対応表を作成することから、今後は、学位授与方針に示した学習成果を把握・評価する方法や指標を開発したうえで測定に取り組むよう改善が求められる。

是正勧告…1) バイオサイエンス研究科博士課程前期課程及び同博士課程後期課程では、研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールを定めていないため、これを定め、あらかじめ学生に明示するよう是正されたい。

・4.5.大学基準協会提言事項に対する改善の対応

改善課題…1) 2024 年度にカリキュラム・ポリシーを改正し、学位授与方針と科目との関連を明確にした。これにより、科目の成績評価をもとに学位授与方針に示した学習成果の達成度を把握・評価することができるようになった。今後は学位授与方針の各項目と科目との対応表を作成するための検討をおこなう。

是正勧告…1) 大学院教務企画委員会・研究科委員会での審議を経て、研究指導計画を策定し、2024 年度入学生からあらかじめこの研究指導計画を明示している。加えて、入学後 4 月下旬までに指導教員の助言を受けて研究テーマを決定し、研究計画書を作成することを新たに修了要件として設定した。

基準 5 学生の受け入れ p44～

・大学基準協会提言

是正勧告…1) 過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、バイオサイエンス学部メディカルバイオサイエンス学科で 0.83 と低く、収容定員に対する在籍学生数比率について、バイオサイエンス学部フロンティアバイオサイエンス学科で 0.89、同メディカルバイオサイエンス学科が 0.78、バイオサイエンス学部（学士課程全体）が 0.89 と低いため、学部の定員管理を徹底するよう、是正されたい。

・5.5.大学基準協会提言事項に対する改善の対応

是正勧告…1) 2022 年度の自己点検報告書において、大学基準協会から入学定員未充足

に関する是正勧告を受け、以下の改善策を実施してきた。

・実施した主な改善策

1. バイオデータサイエンス学科への名称変更(2023 年度)

メディカルバイオサイエンス学科をバイオデータサイエンス学科へ名称変更し、社会のデジタル化とデータサイエンス人材需要の高まりに対応した。特設ランディングページを制作し、学科の学びやデータサイエンスの必要性を紹介する内容として公開した。チラシの作成、高校教員説明会やオープンキャンパスで学科説明を実施し、高校訪問では学科教員が同行して詳細な情報提供を行った。

2. 特待生制度の導入(2023 年度入試から実施)

一般選抜前期・共通テスト利用入試前期の合格者のうち成績上位者を対象に、4 年間の授業料を国公立大学標準額相当(535,800 円)とする大幅な減免制度を導入した。この制度は、継続のための審査が不要で対象者の人数上限を設定していない点で他大学にない特色を持つ。特待生入学者数は 2023 年度 25 名、2024 年度 32 名、2025 年度 52 名と増加している。

3. デジタル広報の強化(2023 年度～2024 年度)

SNS を積極的に活用した広報活動を展開した。Instagram は 2023 年 5 月から運用を開始し、2024 年 3 月末時点で投稿数は 291 件、フォロワー数は 760 名と大幅に増加した。2024 年度は特別予算により、高校生・保護者向けのリーフレットやショート動画 10 本を制作し、LINE・Instagram・TikTok で広告を配信した。

4. オープンキャンパスの改善(2023 年度～2024 年度)

2024 年度は特設ランディングページ(LP)を新たに制作・運用し、SNS 広告との連携を強化した。その結果、2025 年 3 月のオープンキャンパスでは前年比で約 2 倍の参加者数を記録した。参加者総数も 2023 年度 1,020 名(対前年比 116.6%)、2024 年度 1,058 名(対前年比 103.6%)と増加傾向にある。

5. 高大連携事業の拡充(2023 年度～2024 年度)

2023 年度は年間 78 講座 1,754 名、2024 年度は年間 80 講座 1,814 名の高校生と接触し、模擬授業、実験講座、研究支援などを実施した。新たに京都府、奈良県、福井県、岐阜県の高等学校での講座を実施し、地域的な広がりを見せている。

・改善の成果と課題

上記の改善策を実施したものの、入学者確保の改善には至っていない。

2024 年度の入学定員充足率は 0.73 で横ばい、2025 年度は 0.62 と開学以来最も低い水準となった。収容定員充足率も 2024 年度 0.74、2025 年度

0.68 と低下傾向にあり、大学運営の持続可能性に関わる深刻な状況である。

特待生制度により特待生入学者数は増加したものの、学部全体の入学者数は減少し続けており、経済的支援だけでは学生確保が困難な状況が顕在化している。また、2025 年度入試の総志願者数は前年比 74.9%、実志願者数は前年比 89.9%と大幅に減少しており、志願者確保自体が大きな課題となっている。

・入学定員未充足の主な要因

1. 構造的要因

18 歳人口の本格的な減少期への突入、年内入試と年明け入試の二極化の加速、大都市・大規模大学・上位志向の顕著化により、全国的に中小規模大学の 6 割以上で志願者が減少している。近畿地区では関西 8 大学以外の志願者減少が特に顕著である。

2. 競合環境の激化

理系学部の新増設が全国的に相次ぎ、関西圏に 13 大学、東海圏に 2 大学の同系列大学が存在する中、総合大学や知名度・立地に優れた大学への志願集中が加速している。競合大学による大型奨学金制度の導入も進んでいる。

3. 本学固有の課題

単科大学としての知名度・ブランド力の不足、立地条件の不利、交通広告終了による地域での存在感低下、特待生制度の歩留率低下(上位大学への流出)などが挙げられる。

・今後の改善に向けた方針

入学定員未充足の改善は喫緊の課題であり、以下の方針で取り組む必要がある。

1. 抜本的な改革の推進

2022 年 5 月に長浜市に提案した包括的改革案(公立大学法人化と学部学科改組、総合大学化)の実現に向けて、長浜市との協議を継続する。公立大学法人化が実現すれば、学費負担の軽減、知名度・ブランド力の向上、学生募集マーケットの全国への拡大が期待できる。

2. 入試制度の更なる改善

長浜枠の設定による地域貢献の明確化、女子枠の設定による多様性確保、総合型選抜の充実による年内入試シフトへの対応強化、特待生制度の見直しなどを検討する。

3. ブランド力強化と知名度向上

リブランディング戦略の再構築、マスメディアへのプレスリリース強化、本学の研究成果や学生・卒業生の活躍の積極的発信、地域社会との連携強化による存在感の向上を図る。

4. 戦略的な広報展開

SNS 広告の効果検証と改善、低年次層への継続的なフォローアップ、資料請求者から志願者への転換率向上、オープンキャンパス参加者の出願促進など、限られた予算の中で費用対効果を検証しながら戦略的に展開する。

5. 高大連携事業の戦略的展開

重点校の選定と集中的な連携強化、協定校との関係深化、滋賀県内高等学校との包括協定締結の推進、実験実習の提供や模擬授業の拡充を図る。

入学定員未充足の改善は、本学の存続に関わる最重要課題である。上記の改善方針に基づき、全学一丸となって取り組み、早期の入学定員充足を目指す。

基準 6 教員・教員組織 p62～

・大学基準協会提言

改善課題… 1) 教育改善に関する大学院固有のFD活動を行っていないため、博士課程前期課程・博士課程後期課程全体又は各研究科として、適切にこれを実施するよう、改善が求められる。

・6.5.大学基準協会提言事項に対する改善の対応

改善課題… 1) 大学院固有のFD活動を実施するため、2024年度には「大学院FD研修会」として大学院での研究指導に焦点を当てたハラスメント防止研修を実施した。2025年度以降も同様に大学院固有のFD活動を実施していく。

基準 8 教育研究環境 p83～

・大学基準協会提言

改善課題… 1) 教員の研究時間の確保に向けた研究機会の保障や授業担当時間等に関する規程等がなく、大学として組織的な取り組みが不十分であるため、改善が求められる。

・8.5.大学基準協会提言事項に対する改善の対応

改善課題… 1) 大学基準協会から「教員の研究時間確保に向けた組織的取り組みが不十分」との提言を受け、研究推進機構では改善に向けた施策として、教員の研究時間を確保するため、助手・助教の授業担当コマ数に上限を設けるべく学

生教育推進機構と協議を開始し、2025 年度からの第 6 次中期計画期間に
規程等の設定を目指している

基準 10 大学運営・財務 p107～

大学運営

・大学基準協会提言

改善課題…1) 教学組織である各機構の役割を「長浜バイオ大学組織規程」に定めていないため、大学の意思決定等に関わる組織を適切に明示することが求められる。また、事務組織の運営や指示系統についても規定しておらず、職員会議等の位置づけについても不明瞭であることから、改善が求められる。

・10-(1).5. 大学基準協会提言事項に対する改善の対応

改善課題…1) 第 6 次中期事業計画では、各種組織・委員会の重複や混在を避け、簡素化を進めるとともに、役割を明確にし、組織力を強化しつつ組織改革を推進するとしている。

指摘された改善事項については、第 6 次中期事業計画期間の前半に、対象となる規程を改正し、意思決定と指示系統を整理して組織改革へつなげていく。

具体的な規程と改正の方向性

・「長浜バイオ大学組織規程」

教学組織である各機構の役割を定めて、大学の意思決定等に関わる組織を適切に明示する。

・「長浜バイオ大学事務協議機関に関する規程」

課長会議の位置づけを明瞭にし、事務組織の運営や指示系統についても適切に明示する。

基準 1 理念・目的

1.1. 現状説明

1.1.1. 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

自己点検項目：大学の教育理念と目的を適切に設定し、それを踏まえた学部・研究科の目的を適切に設定しているか

評価の視点 1：学部・研究科ごとに設定する人材育成や教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点 2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

長浜バイオ大学は、2003 年長浜の地に開学した。本学を運営する学校法人関西文理総合学園は、1946 年に設立された京都人文学園をその起源としている。京都人文学園は、京都の文化人たちにより、太平洋戦争の戦時下、誤った軍国主義教育を受け、戦後は学ぶ機会を奪われた若者たちに、再び真理をつかむ学び舎を提供しようと設立され、初代園長は新村猛(名古屋大学名誉教授)、顧問は新村 出(『広辞苑』編者)であった。同学園の教育理念である「平和とヒューマニズムを何よりも尊び、豊かな人間性と科学的合理性を兼ね備えた『行動の人として思考し、思考の人として行動する』すなわち『行動する思考人』の育成」は、本学に引き継がれている。

この歴史を踏まえ、本学の理念・目的は、長浜バイオ大学学則第 1 条において、「本学は、教育基本法および学校教育法に基づき、新時代に相応しい豊かな人間性と幅広い教養を涵養し、科学的合理性に富む最先端のバイオサイエンス専門技術教育を行い、もって、時代を切り拓く視野と創造性、高い専門知識と技術力を身につけた人材を養成するとともに、地域社会の発展、産業の振興、国際交流並びに学術文化の発展に貢献することを目的とする。」と定めている。寄附行為でも法人の目的は第 3 条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有為な人材の育成を目的とする」と定めている。また、長浜バイオ大学大学院学則第 1 条において、「本大学院は、設置趣旨および教育目的に則り、専門分野における基礎および応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること、ならびに高度で専門的力量を有する人材養成を目的とする。」と定め、学術文化の研究機関としての理念・目的を設定している。

21 世紀における科学技術創造立国を目指すわが国の施策において、バイオサイエンスは中心的産業分野の一つであり、その人材育成が求められている。本学の特徴は、その時代の要請に応じて、広範な自然科学の基礎知識の教授、バイオサイエンス分野の技術の育成、これからの科学技術の推進力となる情報技術の涵養、加えて進展著しいバイオサイエンス領域の先端知識・技術の探求と研究を実践し、これらの教育・研究を通じて基礎と応用発展能力を兼ね備えた「課題探求型および課題解決型」バイオ技術者及び研究者の養成を行う点にある。そして、高度な教育・研究機関として、バイオサイエンスの分野でわが国の産業の

振興に資することを目標に掲げている。

＜1＞バイオサイエンス学部

バイオサイエンス学部における理念・目的は大学全体の理念・目的を準用している。

バイオサイエンス学部にはフロンティアバイオサイエンス学科、アニマルバイオサイエンス学科およびバイオデータサイエンス学科（2024 年 4 月にメディカルバイオサイエンス学科から名称変更）の 3 つの学科がある。各学科の目的については、学則に基づき定めている。

バイオサイエンスが生命の普遍的原理を探究する学問分野であることから、学部においては生命への尊厳と生命倫理を理解すると共に、時代や社会の要請を踏まえ、今日的課題である環境問題に真摯に取り組む「行動する思考人」、即ち時代感覚、社会感覚を身に付け、国際的視野に立って思考し、行動するバイオ技術者及び研究者の養成を目指している。

そのためにも、人文科学・社会科学の素養と情報社会における的確な情報収集力と活用力とを兼ね備えた人材を養成する。

＜2＞バイオサイエンス研究科

バイオサイエンス研究科における理念・目的は、大学院学則第 1 条において「本大学院は、設置趣旨および教育目的に則り、専門分野における基礎および応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること、ならびに高度で専門的力量を有する人材養成を目的とする。」と定めている。

大学院学則の定めに基づき、大学院ではバイオサイエンス・バイオテクノロジー分野における専門的素養、課題探究能力育成を重視した教育の上に立ち、適切な生命倫理観と人権意識をもった人間性を養い、人類社会の進歩・発展への貢献、戦略性と創造性に富む高度な専門技術能力や学識を身につけた研究者、技術者の育成を目指している。

1.1.2. 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

自己点検項目：大学の教育理念と目的及び学部・研究科の目的を学則またはこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に向けて公表しているか

評価の視点 1：学部・研究科ごとに設定する人材育成や教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点 2：上記の教職員、学生への告知、社会への公表

本学(バイオサイエンス学部)の目的と教育理念は長浜バイオ大学学則に明示するとともに、学科ごとの教育目的を定めている。

これらは、新入生に配布するスタディ・ガイド、公式ホームページに明示して、大学構成員である教職員および学生に周知している。

また、入学式、新入生ガイダンス、および卒業式などの機会に教職員及び学生に告知されている。

社会に向けては、主にホームページ及びパンフレットを通じて公表している。

大学院(バイオサイエンス研究科)の教育目的は長浜バイオ大学大学院学則に明示するとともに、大学院スタディ・ガイドに明示して、大学構成員である教職員および学生に周知している。

また、入学式、新入生ガイダンス、および修了式などの機会に教職員及び学生に重ねて告知している。

社会に向けては、主にホームページおよびパンフレットを通じて公表している。

1.1.3. 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

自己点検項目：大学の教育理念と目的、学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学は開学以来、5年を周期とする中期事業計画を掲げ、第4次まで終了した。そして、学長主導の下、第5次中期事業計画を作成し、2020年5月の理事会において承認した。

その基本構想は、「2023年そこにめざすものは-バイオサイエンスの総合大学にふさわしい研究力と教育力を持つ先鋭的な大学へ-」であり、長浜バイオ大学が世界トップレベルのバイオサイエンス研究を行うことと、この研究力を基盤とした質の高い教育を行うこと、さらにこれら研究と人材育成を通して地域に貢献する中核大学となることを目指している。期間は、2020年～2024年の5年間と設定した。そして、第5次中期事業計画を推進していくために6つの基本戦略を提示した。

第1の戦略は、「アドミSSION戦略の明確化」

第2の戦略は、「高い教育を担保する研究力の向上」

第3の戦略は、「財政基盤の確立」

第4の戦略は、「教育の質的転換に向けた質保証改革」

第5の戦略は、「教育の内部質保証の充実」

第6の戦略は、「組織ガバナンスの強化」

それぞれの戦略に、KPIと戦術を提示した。

上記のKPI、戦術に基づき教育・研究・入試等の戦術を実行した結果、「アドミSSION戦略の明確化」は、コロナ禍以降、高校生の進路選択ニーズや進路情報の入手手段の変化などに十分に対応できず、学部入学生は2023年度177名、2024年度174名となり、4年連続で入学定員を満たすことができず、「財政基盤の確立」において深刻な影響を及ぼすことになった。

「高い教育を担保する研究力の向上」については、科研費新規採択率が2023年度12.8%、2024年度9.5%となり、目標としていた20%には届かなかった。また、共同研究数は2023年度13件、2024年度7件となり、目標の10件に対し、概ね達成することができた。

「教育の質的転換に向けた質保証改革」については、ルーブリック評価、ナンバリングの導入、アクティブラーニングの導入は達成できたが、学生ポートフォリオの構築、リカレント教育事業の実施には至らなかった。

「教育の内部質保証の充実」については、年1回の自己点検の実施を掲げていたが、2年ごとの自己点検サイクルを改善できずに至っている。

「組織ガバナンスの強化」については、本学独自のガバナンス・コードの設定など達成することができた。

また、2022年5月に長浜市に提案した「地域社会と時代の要求に呼応した長浜バイオ大学の包括的改革」については、長浜市と合同で検討チームを立ち上げ、大学改革について協議体制を構築した。協議の結果、まずは大学、企業、行政が連携し、産業界や地域の課題解決のためのイノベーション・エコシステムを構築することを目指すこととで合意した。この合意を受け、PBLによる問題の発見と解決を体験し、社会課題に取り組む意欲を育む人材を育成することを目的とした「長浜バイオ大学産学連携人材育成コンソーシアム」を2024年12月に設立した。本コンソーシアムには、10社の企業に加え、滋賀県と長浜市が参画し、新たな長浜バイオ大学の創造に向けた取組を推進していくこととした。

第5次中期事業計画では「アドミッション戦略の明確化」と「財政基盤の確立」が、特に大幅な未達成となった。この結果を踏まえ、大学の魅力を確実にステークホルダーに届け、入学者を確保するための広報戦略を検討するとともに、大学のビジョンとして、①地域および地球規模の課題に、生物学・生命科学・バイオ技術を通じて主体的に取り組む人材を育成する大学、②生物・生命の謎を探究し、生物学・生命科学・バイオ技術の発展に貢献する大学、③地域と産業界との連携を進め、人材育成とイノベーションを推進して成長する大学と定めた。これらのビジョンを「教育」「研究」「学生生活」「アドミッション」「産官学連携」「規模」「ガバナンス」の7つのカテゴリーに分類し、第6次中期事業計画を策定して理事会の承認（2025年3月25日）を得た。

1.2. 長所・特色

本学バイオサイエンス学部は2003年4月に開学、大学院バイオサイエンス研究科は2007年4月に開設して以来、学科改組等を経ながら本学の理念・目的に沿った教育研究活動を展開し、ディプロマ・ポリシーに適う能力を身につけた多くの人材を輩出してきた。

開学から21年が経過し、継続してホームページ等で本学の理念・目的を公表して広報を展開することで、国内におけるバイオサイエンス・テクノロジー分野の民間企業や大学、あるいは高等学校等に本学の理念・目的がある程度浸透してきている。

本学は、滋賀県や長浜市とは包括協定を締結し相互協力を行い、長浜商工会議所や地元企業とは連携した取り組みを実践している。加えて、地元の高等学校とも連携事業を展開しており、これらの社会貢献を通じて本学の理念・目的の地域社会への浸透が進んでいる。

また、2015年度から臨床検査学プログラム（現在はバイオサイエンス学部フロンティアバイオサイエンス学科臨床検査学コース）を立ち上げ、バイオサイエンスの素養を持った臨床検査技師を養成し、本学の理念・目的のもとに育った人材の活躍の場を医療現場にも広げることができている。

1.3. 問題点

本学の理念・目的の持続・発展的实现のためには定員を満たす入学者の安定確保が重要であり、これにより安定した財政基盤を確立することができる。

しかし、2021 年から 4 ヶ年連続で入学定員を満たすことができず、赤字経営の状況となった。2025 年度からの第 6 次中期事業計画を策定し、全教職員が計画内容を共有し、危機感を持って教職協働で取り組む必要がある。

1.4. 全体まとめ

現状説明として記述したように、大学の理念・目的を適切に設定し、それらを踏まえた学部・研究科の目的を適切に設定していると判断している。そして、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表している。

第 5 次中期事業計画では、アドミッション戦略の明確化及び財政基盤の確立について特に大きく後退したが、大学の理念・目的、学部・研究科における目的を変化する時代に対応して発展させていくため、大学のビジョンを改めて示し、第 6 次中期事業計画を策定した。なお、中期事業計画は、教職員の意見を踏まえて策定し、策定した事業計画は、教職員説明会を開催して共有した。

基準 2 内部質保証

2.1. 現状説明

2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

自己点検項目

内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点 1:

下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針および手続の設定とその明示

- ・ 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・ 内部質保証の推進に責任を負う組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に係る学部・研究科の組織の役割との役割分担
- ・ 教育の企画・設定、運用、検証及び改善・向上の指針

内部質保証に関する大学の基本的な考え方については、「本学の内部質保証について」の前文と 1. 内部質保証の方針に下記のように明らかにしている。

長浜バイオ大学は、建学の精神、教育理念、大学の目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーおよび各種方針を具現化した事業を運営している。長浜バイオ大学における事業の持続的な発展を図るために、事業の恒常的・継続的な改善を目的とした内部質保証システムを定める。

1. 内部質保証の方針

長浜バイオ大学には、世界トップレベルのバイオサイエンス研究を基盤として、時代を切り開く視野と創造性、高いバイオサイエンスの専門知識と技術力を身に付けた世界に通用する人材の養成が求められている。このような要求に応えていくためには全学レベルでの内部質保証システムを構築することが特に重要になることを意識し、本学独自の内部質保証システムを定める。この内部質保証システムでは、その有効性を担保するため、全学レベルの内部質保証を担う学長協議会を中心とした PDCA サイクルと事業計画の策定と実行を担う学部、大学院研究科を中心とした PDCA サイクルとで構成された多重階層的な PDCA サイクルを基本とする。

内部質保証の推進に責任を負う組織の権限と役割については、「本学の内部質保証について」の 2. 長浜バイオ大学の内部質保証システム 1) 全学内部質保証の推進 に示されており、学長協議会が内部質保証の推進に責任を負う組織である。

2. 長浜バイオ大学の内部質保証システム

1) 全学内部質保証の推進

全学レベルでの内部質保証の効果的な推進を担保するための学部・大学院研究科、その他組織における事業活動プロセスのマネジメントについては、学長協議会を中心として構築された PDCA サイクルを用いて行う。

学長協議会を中心とした PDCA サイクルでは、学部事業検証委員会と大学院事業検証委員会から報告された学部および大学院研究科における事業計画の策定と実行に関する検証結果が本学の内部質保証の方針に照らし合わせたときに適切であるかどうかを検討し、この検証結果に基づいた改善案と事業計画の策定を学部事業検証委員会と大学院事業検証委員会にそれぞれ答申する。これにより、学部事業と大学院研究科事業の推進に関連する各種委員会が定めた事業計画案が実行できるよう必要な支援を行い、長浜バイオ大学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミSSION・ポリシーおよび各種方針を具現化し、有効性の高い全学レベルでの内部質保証を担保する。さらに、全学内部質保証推進組織としての学長協議会の活動の有効性と改善の必要性についても自己点検・評価を行うことで、恒常的・継続的な改善を図る。

当該組織と内部質保証に係る学部・研究科の組織の役割との役割分担に関しては、「本学の内部質保証について」の2. 長浜バイオ大学の内部質保証システム 2)学部および大学院研究科における内部質保証の推進 に記載されている。

2)学部及び大学院研究科における内部質保証の推進

バイオサイエンス学部と大学院バイオサイエンス研究科における内部質保証を担保するため、学部事業と大学院研究科事業において PDCA サイクルをそれぞれ設置する。この学部事業 PDCA システムと大学院事業 PDCA システムのマネジメントは、学部事業検証委員会と大学院事業検証委員会が自己点検の方針を定め担う。学部事業検証委員会と大学院事業検証委員会は、学部と大学院研究科の事業推進に関与する各種委員会に対し、各種委員会が定めた自己点検の方針に基づいた検証結果の報告を求める。各種委員会は、それぞれ IR 室からの関連データや自己活動によって得られたデータなどを活用し、自己点検の方針に沿った自己点検評価を行い、その検証結果を学部については学部事業検証委員会に、大学院研究科については大学院事業検証委員会にそれぞれ報告する。学部事業検証委員会と大学院事業検証委員会では報告された内容を検証・評価した上で各事業における年度計画の策定と実行に関する意見を添えて、全学内部質保証推進組織である学長協議会に報告する。次に、学長協議会から示された全学レベルでの内部質保証を担保する観点から再度検証された結果と改善案のアウトラインを学部事業検証委員会と大学院事業検証委員会が受けて、これに対応する各委員会で検討し、それぞれ改善案の策定と今後の計画案を策定する。この改善案と計画案を教授会または研究科委員会に報告し、改善案と計画案を確定および実行することで、有効性の高い内部質保証を担保する。

教育の企画・設定、運用、検証及び改善・向上の指針に関しては、「本学の内部質保証につ

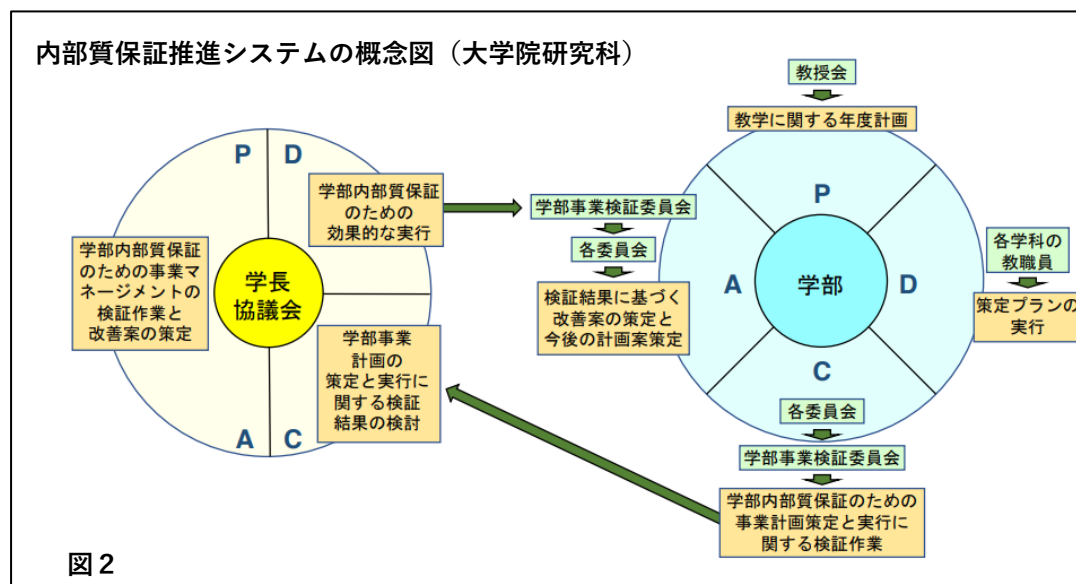
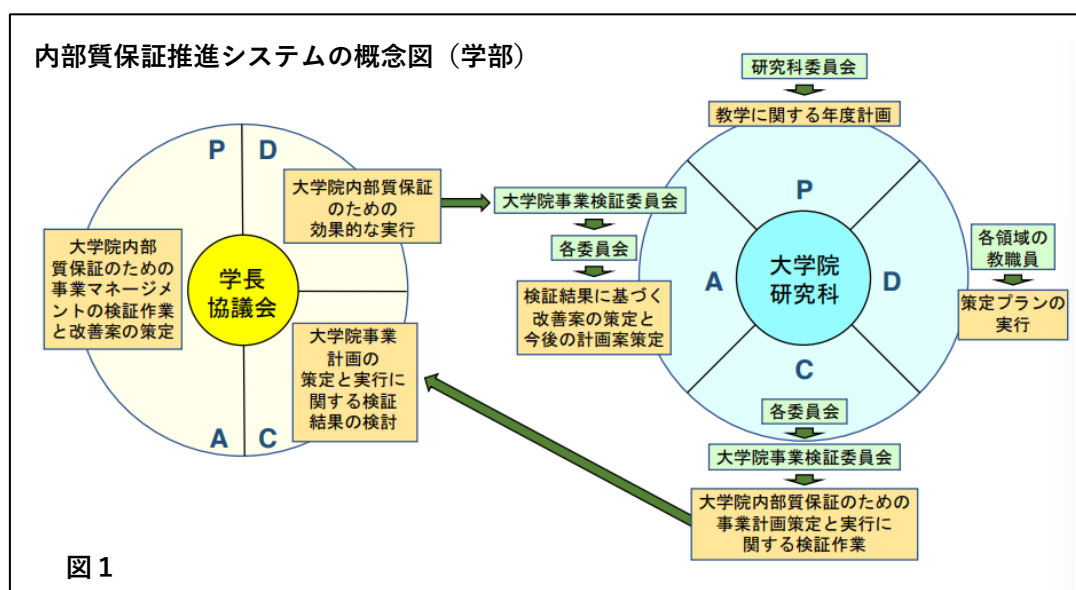
いて」の3. 内部質保証のための検討課題 に明記されている。

3. 内部質保証のための検討課題

学部事業 PDCA システムと大学院事業 PDCA システムにおいては、主に以下の項目について検討を行う。

- ①事業の計画について：ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの制定とそれに基づく教育および各事業の体系化
- ②事業の実行：ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに即した事業活動の展開
- ③事業の検証：活動の有効性の検証（自己点検・評価）
- ④事業の改善・向上：検証結果を踏まえた改善案の策定、計画案の策定

内部質保証推進システムの概念図は下記のようになる<図1、図2>。



本学における内部質保証に関する基本的な考え方は、「長浜バイオ大学学則」第2条および「長浜バイオ大学大学院学則」第1条第2項において、教育研究活動の状況について自ら点検・評価を行い、その結果をもとに改善に努めることとして制度的に明示している。さらに、「本学の内部質保証について」において、内部質保証システムを、建学の精神、教育理念、大学の目的ならびにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを具現化し、事業の恒常的・継続的改善を図るための仕組みとして位置付け、世界トップレベルのバイオサイエンス研究を基盤とした人材養成という本学の使命を達成するうえで、教学・教育の中核に据える方針を示している。

内部質保証の推進に責任を負う全学的組織として、学長協議会を位置付けている。学長協議会は、全学レベルでの内部質保証を担い、学部事業検証委員会および大学院事業検証委員会から報告される事業計画および実施状況の検証結果を、本学の内部質保証方針に照らして審議する役割を有している。そのうえで、改善案や次年度事業計画策定に関する答申を行い、学部・大学院研究科にフィードバックする仕組みとなっている。一方、学部および大学院研究科においては、それぞれ事業単位でPDCAサイクルを構築し、自己点検・評価を実施する役割を担っており、全学と部局の役割分担を整理している。

教育の企画・設定、運用、検証および改善・向上に関する指針については、「内部質保証のための検討課題」において具体的に示しており、3つの方針に基づく事業計画の策定、事業の実行、活動の有効性に関する自己点検・評価、ならびに検証結果を踏まえた改善案および計画案の策定という一連のPDCAプロセスを整理している。これらの方針及び手続は、教職員に対してはグループウェアを通じて共有されるとともに、大学ホームページに公開され、学内外に対して周知している。

以上のように、本学では内部質保証に関する大学の基本的な考え方、推進体制および役割分担、教育改善に関する指針を体系的に整備し、全学的な方針及び手続を明確に示している。加えて、2023年度の大学基準協会による大学認証評価において適合と判定されており、本学の取り組みは客観的にも評価されている。このことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示していると判断できる。

2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

自己点検項目

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

全学レベルでの内部質保証を効果的に推進するため、学長協議会が内部質保証の推進責任組織として位置付けている。学長協議会は、学部、大学院研究科および各種機構を含めた

大学全体を俯瞰しながら、教育研究活動の状況を把握し、実質的な審議を行う機関として機能している。学部事業検証委員会および大学院事業検証委員会から報告される自己点検・評価結果や事業計画の検証内容を全学的な観点から確認し、改善に向けた助言や方針を示すことで、内部質保証の中核的役割を担っている。

学長協議会の構成員は、学長、学部長、研究科長に加え、学生教育推進機構、研究推進機構、学生生活支援機構、大学院教育推進機構を統括する各機構長および事務局長で構成している。このように、教学および大学運営の双方に責任を有する立場の者で構成することにより、教育研究活動、学生支援、研究推進、組織運営を横断的に把握し、内部質保証に関する意思決定を行うことが可能となっている。必要に応じて委員以外の教職員を参加させることができる点も、柔軟で実効性の高い体制を支えている。

以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備していると判断することができる。

2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

自己点検項目

方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：

3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針）を策定するための基本方針の設定

評価の視点2：

内部質保証の推進に責任を負う学部・研究科の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点3：

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応

評価の視点4：

学部、研究科の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性の確保

本学では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の3つの方針を、建学および教育の理念、大学の目的を基本方針として策定している。この理念は、前身である京都人文学園から受け継いだ、「平和とヒューマニズムを何よりも尊び、豊かな人間性と科学的合理性を兼ね備えた『行動する思考人』の育成」であり、大学の目的として「時代を切り拓く視野と創造性、高い専門知識と技術力を身につけた人材の養成」「地域社会の発展、産業の振興、国際交流並びに学術文化の発展への貢献」を置いている。

バイオサイエンス学部および大学院バイオサイエンス研究科において、PDCAサイクルを機能させるため、それぞれ学部事業検証委員会および大学院事業検証委員会が自己点検の

方針を定め、各委員会に対して自己点検・評価の実施を求めている。各委員会は、IR 室から提供される関連データや学内外の指標を活用し、自己点検・評価を行い、その結果を検証委員会に報告する。学部事業検証委員会は大学院研究科長が委員長であり、学部の各委員会から提出される点検・評価の適切性・有効性を、逆に大学院事業検証委員会は学部長が委員長であり、大学院の各委員会から提出される点検・評価の適切性・有効性を相互に検証する仕組みとしている。検証委員会は報告内容を精査し、意見を付して学長協議会に報告し、学長協議会は、報告内容について本学の内部質保証方針に照らして全学的視点から審議し、学部・大学院研究科の各委員会にフィードバックする。

行政機関および認証評価機関からの指摘事項に対しては、内部質保証システムの中で自己点検・評価の対象として位置付け、見直しと改善状況の確認を行っている。2016 年度の大学基準協会による認証評価で示された改善勧告および努力目標については、2019 年度に改善報告書として取りまとめ、同協会へ報告した。また、2023 年度の大学認証評価において示された提言事項（改善課題・是正勧告）についても、全教職員で共有し、各事項に関連する委員会で組織的かつ継続的に改善に向けた取り組みを具体的に進めている。

学部および大学院研究科における自己点検・評価は、定められた自己点検方針に基づき、IR 室から提供されるデータや学内外の指標を活用して客観的に実施している。さらに、外部評価委員で構成される外部評価委員会を設置し、学内の視点だけでなく、第三者の視点を取り入れて審議を行うことにより、自己点検・評価の手順や内容について適切性・妥当性について検証している。

以上のことから、方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能していると判断することができる。

2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

自己点検項目

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

本学では、大学ホームページのトップページからリンクされた「情報公開」コンテンツにおいて、教育研究上の基本情報、修学上の情報、内部質保証に関する方針および自己点検・評価報告書、学校法人の寄附行為・役員情報、法人・事業・財務概要、学則・規程、国際交流および社会貢献の概要等を体系的に公表している。また、教育研究活動の成果や学生の進

路状況、課外活動の実績等については、年1回発行の「大学案内」や年2回発行の学園広報誌「めいこう」を通じて継続的に発信している。

公表している情報は、学校基本調査等の公的調査に提出する資料を基礎として作成されており、内容の正確性および信頼性の確保に十分配慮している。自己点検・評価結果についても、学内での検証を経た正式な報告書を公開しており、情報の信頼性を担保している。

各種情報は、内容の変更や新たな成果が生じた際に随時更新している。「大学案内」は電子ブックとしても公開し、「めいこう」についてもバックナンバーを含めて閲覧可能とするなど、継続的かつ利便性の高い情報提供に努めている。

以上のように、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等はホームページ上で適切に分かりやすくまとめて公表し、随時更新されている。

2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

自己点検項目

内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：

全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2：

適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの自己点検・評価

評価の視点3：

自己点検・評価結果に基づき、内部質保証システムの改善・向上

内部質保証の全学的な検証は、学長協議会が実施している。学部事業検証委員会および大学院事業検証委員会から報告された事業計画や実行状況の検証結果について、全学的な観点から再検証（C）、次期事業の方向性を考案（A）、改善案を策定（P）、学部・大学院研究科の各委員会にフィードバックする（D）。このように、学長協議会が運用するPDCAサイクルによって、学部・研究科レベルのPDCAサイクルが全学的な内部質保証と連動しており、有効に機能している。

内部質保証システムの自己点検・評価については、IR室から提供されるデータを中心に、教務関係（成績、出席率、他）、学生生活関係（奨学金取得数、相談室利用件数、他）、就職関係（就職率、進学率、他）、アドミッション関係（志願者数、他）、研究関係（科研費取得件数、外部資金取得額、他）、産学連携関係（共同研究件数、他）などの経年変化データを基に各項目の改善度を把握し、内部質保証システムの妥当性を判断している。

現行の学長協議会による全学的PDCAサイクル、学部事業検証委員会および大学院事業検証委員会による学部・研究科の組織におけるPDCAサイクル、という2段階PDCAサイクル

は効果的に機能しているが、学長協議会は、学部・研究科の組織における全ての委員会活動に関わっており、実際には両方の PDCA サイクルに関わる構造となっている。この問題を解消し改善を図るため、2025 年度以降、内部質保証推進 PDCA サイクルの見直しを予定している。

2.2. 長所・特色

長浜バイオ大学は、大学を自律的な組織として位置付け、その使命および目的を実現するため、教育・研究、組織運営、施設・設備の状況について継続的に質の保証と改善・向上に取り組んでいる。

本学は比較的小規模な大学であることから、日常的な改善事項については、各委員会や担当者から毎月開催される学長協議会に提案し、承認後は教授会・研究科委員会へ報告のうえ、速やかに改善策を実行できる体制となっている。否決された場合も、再検討を経て再提案することにより改善の実行が可能であり、この迅速性と実効性が特色である。

一方、定期的な自己点検・評価では、学部事業検証委員会・大学院事業検証委員会、および学長協議会についてそれぞれの役割を明確に定め、前者が学部・研究科における検証を担い、後者が全学的視点で再検証するという 2 階層の PDCA サイクルを連結した独自の内部質保証システムを構築し、着実に運用している。この点も特色である。これにより、教育・研究の質を保証している。

加えて、本学の内部質保証システムは大学運営および教学ガバナンスと一体的に機能しており、教育研究活動等に関する情報を大学ホームページ上で体系的に公開することで、社会に対する説明責任と高い透明性を確保している。

加えて、本学の内部質保証システムは大学運営および教学ガバナンスと一体的に機能しており、教育研究活動等に関する情報を大学ホームページ上で体系的に公開することで、社会に対する説明責任と高い透明性を確保している。

2.3. 問題点

2024 年度の自己点検・評価（対象期間：2023 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）は、当初予定していた該当年度内で完了できず大幅に遅延した。この要因として、前回の自己点検・評価実施以降、トップ人事を含む体制の変更があり、自己点検・評価に関する責任体制や役割分担が十分に整理・共有されていなかったことが挙げられる。これにより、点検・評価作業の進行管理が不十分となり、結果として評価結果を反映した 2025 年度の改善計画が作成できなかった。

また、原則として 2 年（24 カ月）ごとに自己点検・評価を実施する方針としているが、大学を取り巻く環境が急速に変化する中で、この実施間隔が適切であるかについても検討が必要と認識している。

現在の 2 階層 PDCA システムでは、学部・大学院研究科における自己点検・検証結果を学長協議会が全学的視野で再検証し、教育・研究の改善と質保証を推進しているが、学長協議

会は、学部・大学院研究科における日常的な改善を承認する立場にあり、事実上の重複となっている。この問題を解消し、内部質保証の有効性を高めるためには、内部質保証推進 PDCA サイクルの見直しが必要である。

2.4. 全体まとめ

本学は、内部質保証に関する基本的な考え方を基に、全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織を学長協議会と位置付け、学長協議会の権限と役割、学長協議会と学部・大学院研究科および各組織との役割分担、検証および改善・向上のための指針等を定めて、2段階質保証システムを整備している。

学部および大学院の教学・教育に関与する各委員会は、IR 室から提供される関連データや学内外の指標を活用し、自己点検を実施する。各委員会の点検結果は、学部については学部事業検証委員会、大学院については大学院事業検証委員会に報告され、両委員会において集約・検証のうえ、学長協議会へ提出される。学長協議会によって全学的見地から再検証された結果は、学部および大学院にフィードバックされ、次の事業計画や改善に反映される。さらに、自己点検・評価および内部質保証の客観性・妥当性を高めるため、外部評価委員会を開催し、第三者の視点を取り入れた検証を行っている。

これらの内部質保証の方針や仕組みは、学内においてはグループウェアで、学外に対しては大学ホームページを通じて公開している。

以上のことから、本学は、自己点検・評価を定期的に行い内部質保証の推進を行っている。また、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、大学ホームページを通して積極的に公表して社会に対する説明責任を果たしていると言える。

基準 3 教育研究組織

3.1. 現状説明

3.1.1. 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

自己点検項目

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点 1：

大学の理念・目的と学部または学科の構成および研究科、専攻または課程の構成との整合性

評価の視点 2：

大学の理念・目的と附属研究所等の組織の適合性

評価の視点 3：

学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境を踏まえた教育研究組織整備

長浜バイオ大学は、生命科学の時代と言われている 21 世紀において、時代を切り開く視野と創造性、高いバイオサイエンスの専門知識と技術力を身に付けた人材を養成することと、世界トップレベルのバイオサイエンス研究を行い、学術文化の発展に寄与すること、および、地域社会の発展や産業の振興、国際交流の発展に貢献することを目的として 2003 年にバイオサイエンス学部バイオサイエンス学科を持つ大学として開学した。

また、世界トップレベルのバイオサイエンス研究を継続的に遂行し、このような研究を担える人材を養成するためには、大学院設置が必須であるとの考えから、2005 年に大学院設置準備委員会を立ち上げ、2007 年度に博士課程前期課程と博士課程後期課程を有する大学院バイオサイエンス研究科を設立することになった。

その後、バイオサイエンス領域が細分化しその専門性が高くなっていったことから、学長主導で学科再編ワーキンググループを設置し、社会の要求や学問分野の広がりを考慮した検討を行い、2009 年 4 月から新たにアニマルバイオサイエンス学科、コンピュータバイオサイエンス学科を設置し、バイオサイエンス学科と合わせて 3 学科制に移行した。

さらに、2013 年、学長主導の新規領域検討ワーキンググループにおいて、バイオサイエンスの基礎知識を有する医療スタッフの必要性が社会に求められてきたとの判断から、医療系のプログラムの導入が必要との結論がだされた。その結果、2015 年 4 月、バイオサイエンス学部内に臨床検査技師養成プログラムを設置し、バイオサイエンスの知識を習得した臨床検査技師の養成に取り組むことになった。

また、2015 年頃から世界中で人工知能や AI、ビッグデータサイエンス、ゲノム編集技術、再生医療技術などによって支えられているサイエンスイノベーションが起き、これにより

社会構造だけでなく、社会に対する価値観も急速に変化してきた。このような社会で活躍できる学生を育成する必要性から、学科改編ワーキンググループが設置された。このワーキンググループで議論を重ねた結果、2019 年からバイオサイエンス学部を、臨床検査学コースを含むフロンティアバイオサイエンス学科、メディカルバイオサイエンス学科、アニマルバイオサイエンス学科の3学科に再編した。さらにサイエンスイノベーション時代に対応できる教育を行うべく、下記の通り、本学の教育理念や教育目的に適した以下の組織体制を整備することで、教育・研究の環境整備に努めた。

【IR 室】 教学マネジメントに関する情報の収集、分析、各部局が行う分析等を支援する目的で設置し、IR 運営委員会を設けている。

【アドミッションセンター】 アドミッション・ポリシーに相応しい入学試験を多面的・総合的に行う組織として設置し、組織運営に必要なアドミッション・オフィス委員会、入学試験委員会、広報委員会、高大連携委員会を設けている。高大連携委員会では、模擬講義・実験実習講座・進路ガイダンスなどの取り組みを通して高校生と直接接触し、生命科学・生命情報科学を志向する生徒に興味関心を高めていく目的で高大連携事業をおこなっている。

【学生生活支援機構】 学生の学籍関係、経済的支援、留学生支援、障害学生支援、就職・キャリア活動の支援を充実するために設置し、組織運営に必要な委員会を設置している。中でも、「学生チューター制度」は、新入生を対象に、ぴあサポ(上級生の学生チューター)が、新入生が困難を感じることの多い学習面・生活面などについて、自らの経験などをもとにアドバイザーの役割を担っている。

【学生教育推進機構】 学部の教務に関することおよび教学に関すること、教育・研究の質向上を図ることを目的として設置し、組織運営に必要な教務委員会、学部FD委員会、国際委員会、JABEE委員会、教育・学術情報センター委員会を設けている

【大学院教育推進機構】 大学院の教務に関することおよび教学に関すること、教育・研究の質向上を図ることを目的として設置し、組織運営に必要な大学院教務企画委員会、大学院FD委員会等を設けている。

【研究推進機構】 長浜バイオ大学における研究活動と産官学共同およびこれらに関わる事業開発を推進するため、研究推進機構を設置し、組織運営に必要な委員会を設けている。

【大学管理運営機構】 学校法人関西文理総合学園における経営および長浜バイオ大学の教学の両面にわたる円滑かつ統一的な運営を図る目的で設置している。

その後、メディカルバイオサイエンス学科においてデータサイエンス分野の教育の充実を図ったことに伴い、学科名称と教育課程を一致させることを目的にメディカルバイオサイエンス学科からバイオデータサイエンス学科への名称変更を2024年度に実施した。

しかし一方で、2021年度以降は入学者数が定員に満たない状況が続いている。この状況を受けて2024年度に学長協議会の下にワーキンググループを設置し、社会の要請に応える

大学改革に向けた議論を開始した。

また、大学組織からは独立した形で先端研究を行う組織体として、科学発展と人類の幸福に大きく貢献することが期待されているゲノム編集技術をより効率化する研究等を行う研究機関が必要と判断し、2019年10月に「ゲノム編集研究所」を開設した。そして、ゲノム編集に関して、地元企業や自治体等と連携を図りながら、倫理的な基盤に立脚した先端的研究を行い、その研究成果を社会に発信している。さらに、既存の実験附属施設とグリーンイノベーションハウス、および2020年度末より本格運用を始めた水族実験施設を本研究所の附属施設として位置付け、ゲノム編集に関する先端的研究を行い、その成果を社会に発信するための組織になっている。

以上のことから、大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であると判断できる。

3.1.2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

自己点検項目

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：

適切な根拠（資料、情報）に基づく自己点検・評価

評価の視点2：

自己点検・評価に基づく改善・向上

長浜バイオ大学では学部事業検証委員会、大学院事業検証委員会を中心としたPDCAサイクルと、学長協議会を中心としたPDCAサイクルの2つで構成される多階層式のPDCAシステムを構築することで、教育や研究だけでなく、教育研究組織の適切性についても定期的に点検を行い、改善を行っている。すなわち、各教育研究組織では、それぞれの機構及び附置研究所に設けている各種委員会等において自己点検方針に沿った自己点検を行い、それを基に学部事業検証委員会を通して学長協議会から改善案を受けている。そして、各種委員会において助言に基づき改善点を明確にし、翌年度以降の活動に反映させている。

2022年度は、2024年度のバイオデータサイエンス学科への名称変更に向け、「学長協議会」直属の学科改組ワーキンググループがアドミッションセンターの入試動向の解析結果等を基に検討し、「学長協議会」へ報告・提案をし、「常務理事会」で承認のうえ教授会に報告した。

また、2019年度に全国に先駆けて設置したゲノム編集研究所についてもより一層の効果的推進を行うことで、本来の目的を十分に果たせるようにすべきであるとの改善方針に従って、ゲノム編集研究所所長の権限と職責を明確に定め、2021年ゲノム編集研究所運営会議を新たに再編することで、効果的なゲノム編集研究の推進を図った。さらに、2022年に

は、運営会議が自己点検・評価に関する事項に責任を持つことを定めた。

2022 年度の自己点検を受けて、バイオサイエンス分野を担う地元人材の育成を推進するため、ゲノム編集研究所は、2023 年度に動物部門と植物部門でゲノム編集技術を応用した基礎研究と応用研究を進め、その成果を紀要第 4 号として「長浜バイオ大学リポジトリ」で公開し、国内外から広く注目を集めた。県内企業との共同研究を継続し、6 次産業化に向けた取り組みも進展した。また、技術の正しい理解を促すため、市民向け講演会や小・中・高校生への講義・実習を実施し、滋賀県教育委員会と連携した高校生対象の講座も開催した。さらに、大学院生や教員を対象にセミナーを行い、学術交流を深めた。2024 年度は、研究体制の強化を図り、植物部門および動物部門に教員を増員した。研究を継続し、成果を紀要第 5 号として公開した。共同研究を進める一方、地域貢献として長浜市で開催された子育て支援イベントに参加し、科学技術を親子で学ぶ機会を提供した。加えて、大学院生や教員向けにセミナーを開催し、最新の知見を共有した。これらの活動により、研究の発展と地域社会への貢献を両立させた二年間となった。

以上のことから、大学の理念・目的に照らした教学研究組織等に対する定期的な点検・評価が実施されており、適切な改善取組がなされていると判断できる。

3.2. 長所・特色

本学の教育・研究組織の第一の特徴は、1 学部・3 学科体制でバイオサイエンスに特化していることである。これにより、バイオサイエンスのほぼ全ての分野を網羅した教育組織になっている。

第二の特徴は、ゲノム編集研究所を設置し、サイエンスイノベーションに対応した研究と教育ができる体制を構築していることである。ゲノム編集研究所は「学部・研究科から独立したゲノム編集に関連した先端的研究を推進する拠点」として設置され、全国に先駆けてゲノム編集技術に特化した研究体制により、倫理的基盤に立脚した高度な研究を展開していることが特色である。学部・研究科の枠を超えた共同研究を促進し、異分野融合による新領域の創出や技術の社会実装に貢献している。さらに、産官学連携を積極的に進めるとともに、地域社会への科学技術の普及にも力を入れており、地元自治体の子育て支援イベントで科学技術を親子で学ぶ機会を提供し、高校生対象の講座を開催するなど、科学や技術に親しむ機会を広げている。

さらに、大学院でもバイオサイエンスに特化した 1 研究科を設けて多くの進学者を受け入れ、毎年、優秀な研究者、技術者を輩出していることも特徴である。

本学は 2003 年の開学以来すでに 4,399 名の学部卒業生、及び 548 名と 43 名のそれぞれ大学院博士前期課程、同後期課程の修了生を、バイオの広い知識を持つ人材として社会に送り出してきた。学部卒業生の就職率に関しても、過去 4 年間は 96-98%代と高い水準で推移している。この実績から、本学の教育組織は社会的評価を得ていると考えられる。

これらの実績は、本学の教育研究組織が健全に機能しており、教職協働で不断の教育改善を実践してきたことを示している。

3.3. 問題点

2022 年度に大学設置基準等の改正が実施され、いわゆる「新設置基準」が施行されているが、既設大学については本改正に伴う急激な影響を受けることがないよう「経過措置」が設けられている。その経過措置に従い、本学では新設置基準への対応を検討していない。しかしながら、「3. 1. 現状説明」で述べた通り社会の要請に応える大学への改革を行うためには、その実施に先立って新設置基準に適った仕組みへ教育研究実施組織等を改変しなければならない。故に問題点であり、次年度ただちに改変に着手すべきである。

3. 4. 全体まとめ

本学の教学研究組織は、大学の理念・目的に則して整備され、内部質保証システムに沿った教育改善が図られ、教育・研究の向上につながられている。特に本学の特徴的な内部質保証システムである学長協議会を中心とした、多重階層的 PDCA の利点を生かして、教育研究組織の単位である各機構等の自己点検結果を多くの教職員の視点から複眼的に点検・評価することで改善点を早期発見し、以下の通り教育改善に役立てることができている。

現在の学部教育組織は、このように内部質保証システムが有効に機能し、多重階層的な PDCA が効率的に回っている。

今後は社会的ニーズの変化に寄り添う大学改革を実現するための検討を進めていく。

基準 4 教育課程・学習成果

4.1. 現状説明

4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

自己点検項目

授与する学位ごとに、学位授与の方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：学位授与方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。

評価の視点 2：上記の方針は、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっているか。

評価の視点 3：上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。

評価の視点 4：上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。

・学位授与方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。

本学はバイオサイエンス学部のみで構成されており、卒業生全員に学士(バイオサイエンス)の学位を授与している。学士(バイオサイエンス)の学位授与方針は、バイオサイエンス学部のディプロマ・ポリシーで定めている。バイオサイエンス学部は、フロンティアバイオサイエンス学科、バイオデータサイエンス学科(2024年度にメディカルバイオサイエンス学科から名称変更)、アニマルバイオサイエンス学科の3学科からなり、フロンティアバイオサイエンス学科には臨床検査学コースが設置されている。これらの3学科・1コースは、それぞれにディプロマ・ポリシーを持つ。それぞれのディプロマ・ポリシーを達成すれば、学部のディプロマ・ポリシーが達成できるように設計されている。

本学大学院はバイオサイエンス研究科のみを有する。バイオサイエンス研究科は博士課程前期課程と博士課程後期課程で構成されており、博士課程前期課程修了生には修士(バイオサイエンス)、博士課程後期課程修了生は博士(バイオサイエンス)を授与している。修士(バイオサイエンス)および博士(バイオサイエンス)の学位授与方針は、学位ごとに設定したディプロマ・ポリシーで定めている。

・学位授与方針は、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっているか。

【1】学士(バイオサイエンス)のディプロマ・ポリシーは以下の通りである。

広い教養とバイオサイエンスの専門知識・技術を兼ね備え、産業の振興および学術文化の発展に寄与できる人材であること。

1. バイオサイエンスの深い知識を基盤とした専門技術力を持つ

2. 高度情報化社会に適応できる情報解析力と国際化に対応できる語学力を持つ
3. 生命への尊敬と倫理観、地球環境への洞察力を持つ
4. 主体的に学び、自ら課題を発見し、その解決法を導き出す思考力を持つ
5. 他者と意思を疎通し、協力して物事にあたる行動力を持つ

これらの能力の獲得と、学部教育課程に規定する所定単位の取得をもって、学士課程学位を授与します。

【2】フロンティアバイオサイエンス学科のディプロマ・ポリシーは以下の通りである。

本学科では、生命科学領域の基本から実践に至る知識と技術を修得し、食品、エネルギー、環境保全、分析化学、化学工業、バイオ、医療、ITなどの産業に係わる企業、大学、国公立機関などで活躍できる人材の育成を教学の目標に据えています。これらの教育目標のもとに開講された科目の履修とその教育目標を達成し、学科が規定する所定単位の取得をもって、学士の学位を授与します。卒業までに身につけるべき資質・能力は以下のとおりです。

- 1) 広い教養とフロンティアバイオサイエンスに関する専門知識・技術、データサイエンスに対する理解力を兼ね備え、社会のリーダーとして産業の振興および学術文化の発展に寄与できる。
- 2) 高度情報化社会に適応できる情報解析力と国際化に対応できる語学力を持つ。
- 3) 生命への畏敬の念と倫理観を持つ。
- 4) 主体的に学び、自ら課題を発見し、その解決法を導き出す思考力を持つ。
- 5) 他者と意思を疎通し、協力して物事にあたる行動力を持つ。

【3-1】メディカルバイオサイエンス学科のディプロマ・ポリシーは以下の通りである。

メディカルバイオサイエンス学科では、基本から実践に至るメディカルバイオサイエンスの知識と技術を修得し、医薬品、医用機器、臨床分析、化学、IT、臨床検査などの産業に係わる企業、大学、病院、国公立機関などにおいて社会のリーダーとして活躍できる人材の育成を教学の目標に据えています。これらの教育目標のもとに開講された科目の履修とその教育目標を達成し、学科が規定する所定単位の取得をもって、学士の学位を授与します。卒業までに身につけるべき資質・能力は以下のとおりです。

- 1) 広い教養とメディカルバイオサイエンスに関する専門知識・技術、データサイエンスに対する理解力を兼ね備え、社会のリーダーとして産業の振興および学術文化の発展に寄与できる。
- 2) 高度情報化社会に適応できる情報解析力と国際化に対応できる語学力を持つ。
- 3) 生命への畏敬の念と倫理観、地球環境への洞察力を持つ。
- 4) 主体的に学び、自ら課題を発見し、その解決法を導き出す思考力を持つ。
- 5) 他者と意思を疎通し、協力して物事にあたる行動力を持つ。

【3-2】バイオデータサイエンス学科のディプロマ・ポリシーは以下の通りである。

バイオデータサイエンス学科では、基本から実践に至るバイオデータサイエンスの知識と技術を修得し、人工知能、ビッグデータサイエンスなどのデータサイエンス分野だけでなく、医薬品、医用機器、臨床分析、化学などの生命科学分野や製造、流通、情報通信などの様々な産業に係わる企

業、大学、国公立機関などにおいて社会のリーダーとして活躍できる人材の育成を教学の目標に据えています。これらの教育目標のもとに開講された科目の履修とその教育目標を達成し、学科が規定する所定単位の取得をもって、学士の学位を授与します。卒業までに身に付けるべき資質・能力は以下のとおりです。

- 1) 広い教養とバイオデータサイエンスに関する専門知識・技術と理解力を兼ね備え、社会のリーダーとして産業の振興および学術文化の発展に寄与できる。
- 2) 高度情報化社会に適応できる情報解析力と国際化に対応できる語学力を持つ。
- 3) 生命への畏敬の念と倫理観、地球環境への洞察力を持つ。
- 4) 主体的に学び、自ら課題を発見し、その解決法を導き出す思考力を持つ。
- 5) 他者と意思を疎通し、協力して物事にあたる行動力を持つ。

【４】アニマルバイオサイエンス学科のディプロマ・ポリシーは以下の通りである。

アニマルバイオサイエンス学科では、アニマルバイオサイエンス領域の基本から実践に至る知識と技術を修得し、食品、医薬、畜産、愛玩動物、環境保全などの産業に係わる企業、大学、国公立機関などで社会のリーダーとして活躍できる人材の育成を教学の目標に据えています。これらの教育目標のもとに開講された科目の履修とその教育目標を達成し、学科が規定する所定単位の取得をもって、学士の学位を授与します。卒業までに身につけるべき資質・能力は以下のとおりです。

- 1) 広い教養とアニマルバイオサイエンスに関する専門知識・技術、データサイエンスに対する理解力を兼ね備え、社会のリーダーとして産業の振興および学術文化の発展に寄与できる。
- 2) 高度情報化社会に適応できる情報解析力と国際化に対応できる語学力を持つ。
- 3) 生命への畏敬の念と倫理観を持つ。
- 4) 主体的に学び、自ら課題を発見し、その解決法を導き出す思考力を持つ。
- 5) 他者と意思を疎通し、協力して物事にあたる行動力を持つ。

【５】臨床検査学コースのディプロマ・ポリシーは以下の通りである。

臨床検査学コースでは、幅広いバイオサイエンスとバイオテクノロジーの知識と技術を基盤として、基礎から先端までの臨床検査学に関する専門知識と技術を学ぶことで、サイエンスイノベーションにより大きく発展する臨床検査学分野を担っていける人材を育成することを教学の目標としています。これらの教育目標のもとに開講された科目を履修し、各科目の教育目標を達成し、学科が規定する所定単位の取得をもって、学士の学位を授与します。

卒業までに身につけるべき資質・能力は以下のとおりです。

- 1) 広い教養を持ち、バイオサイエンス、臨床検査学に関する専門知識・技術、データサイエンスに対する理解力を兼ね備え、社会のリーダーとして産業の振興および学術文化の発展に寄与できる。
- 2) 高度情報化社会に適応できる情報解析力と国際化に対応できる語学力を持つ。
- 3) 生命への畏敬の念と倫理観、地球環境への洞察力を持ち、臨床検査学を必要としている人に寄り添える感性を有している。
- 4) 主体的に学び、自ら課題を発見し、その解決法を導き出す思考力を持つ。
- 5) 他者と意思を疎通し、協力して物事にあたる行動力を持つ。

【6】修士(バイオサイエンス)のディプロマ・ポリシーは以下の通りである。

バイオサイエンスの知識に裏打ちされた問題発見解決能力と自然に対する崇高な倫理観を持ち、社会を支え国際社会でも活躍しうる能力を身につけていることを学位授与方針とする。この様な観点から、バイオサイエンス研究科博士課程前期課程に所定の期間在学し、30単位以上を修得することに加え、修了要件を満たした上で、以下の条件に適った学生に修士(バイオサイエンス)の学位を授与する。

- 1 バイオサイエンス・バイオテクノロジー分野の高度な専門知識・技術を習得しており、高い生命倫理と科学者倫理を兼ね備えている。
- 2 研究の目的と背景を理解し、問題の分析と課題の発見ができ、課題の解決方法を見いだすことができる。
- 3 みずからの研究成果を明解に説明できるプレゼンテーション能力を持つと共に、国際化に対応できるコミュニケーション能力を習得している。
- 4 分子バイオ科学技術特別研究または統合バイオ科学技術特別研究の成果を修士論文として提出後、論文審査に合格している。

【7】博士(バイオサイエンス)のディプロマ・ポリシーは以下の通りである。

バイオサイエンス・バイオテクノロジー分野における高度な知識と技術を習得し、人々の福祉と幸福の向上に貢献する様々な分野で指導的役割を担うことのできる高い能力を身につけていることを学位授与方針とする。この様な観点から、バイオサイエンス研究科博士課程後期課程に所定の期間在学し、11単位以上を修得することに加え、修了要件を満たした上で、以下の条件に適った学生に博士(バイオサイエンス)の学位を授与する。

- 1 きわめて高度なバイオサイエンス・バイオテクノロジー分野の専門知識・技術を習得し、それらを生かしてみずから独創的な課題を設定・展開でき、その成果を学術論文にまとめる能力を身に付けている。
- 2 生命倫理と科学者倫理を身に付け、幅広い学術分野での高い見識を有し、豊かで深い人間性を持つと共に、人々の福祉の向上のための新技術の開発などの分野で指導的役割を担

うことができる。

3 高度な論理的文章力、プレゼンテーション能力およびコミュニケーション能力を有する。

ディプロマ・ポリシーの内容は学長協議会で検討され、学部および大学院事業検証委員会を中心としたPDCAサイクルで検証している。これらのディプロマ・ポリシーには、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示されており、授与する学位にふさわしい内容であると考えている。

・学位授与方針は、どのような方法によって公表されているか。

本学学生には「スタディ・ガイド」によって学位授与方針を周知している。一方、大学ホームページにディプロマ・ポリシーを掲載することで一般に向けて学位授与方針を公表している。

・学位授与方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。

2021年度入学の学生までは紙媒体の「スタディ・ガイド」を配付した。2022年度入学の学生からは、manaba(本学で使用している学習管理システム)を通して、いつでもどこからでも「スタディ・ガイド」をネットワーク上で閲覧できるように改善した。また、学外向け大学ホームページの構成を見直し、ディプロマ・ポリシーへ容易にアクセスできるようにホームページの構成を変更した。

4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

自己点検項目

授与する学位ごとに、教育課程編成・実施の方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の編成・実施方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。

評価の視点2：上記の方針は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方が明確に示されているか。

評価の視点3：上記の方針は、学位授与方針に整合しているか。

評価の視点4：上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。

評価の視点5：上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。

・教育課程の編成・実施方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。

学士(バイオサイエンス)の教育課程の編成・実施方針はバイオサイエンス学部のカリキュラム・ポリシーで定めている。本学では、フロンティアバイオサイエンス学科、バイオデータサイエンス学科(2024年度にメディカルバイオサイエンス学科から名称変更)、アニマ

ルバイオサイエンス学科、臨床検査学コースのそれぞれの専門性に合わせたカリキュラム・ポリシーも定めており、それぞれのカリキュラム・ポリシーを達成すれば、学部のカリキュラム・ポリシーが達成できるように設計されている。

本学大学院バイオサイエンス研究科は、修士(バイオサイエンス)が授与される博士課程前期課程の分子バイオ科学技術領域と統合バイオ科学技術領域、および博士(バイオサイエンス)が授与される博士課程後期課程で構成されている。教育課程の編成・実施方針は、博士課程前期課程と博士後期課程のカリキュラム・ポリシーで定めている。

・教育課程編成・実施の方針は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方が明確に示されているか。

バイオサイエンス学部のカリキュラム・ポリシーは以下のように定め、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての学部共通の基本的な考え方を明示している。

バイオサイエンス学部のカリキュラム・ポリシー

- I 分子から個体、さらに環境レベルに至る階層的生命観に基づく生命へのより深い理解、科学的な見方と考え方を養い、それを基に、使命感を持って人類に役立てる力をつけることが、真の「バイオサイエンス教育」であり、教学上の中核をなす本学の最大の特徴です。

II バイオサイエンスを学ぶ上で根底をなすカリキュラムの中心は、実学的かつ実践的な体験を重視する実験・実習科目であり、生命を学ぶことの奥深さ、興味深さを体得するために、1年次から3年次まで必修科目として配置し、卒業研究へと結実させていきます。

III 3学科はそれぞれの特徴を活かしながら、

 - 1 生物学、数学、物理学、化学などの基礎科学と、薬学、農学、医学、工学などの応用科学を通して、学際的にバイオサイエンス・バイオテクノロジーを学ぶ。
 - 2 集積された遺伝子の配列情報や、タンパク質の構造情報などの膨大な情報から、コンピュータを駆使して、生命現象を数理的に解析する力をつける。
 - 3 社会と経済のグローバル化に対応して、国際的に活躍できる人材として必要となる語学力を身につける。
 - 4 人文社会科目を学ぶことにより社会人の素養としての教養を身につける。
 - 5 生命の普遍的原理を追求する学問分野に相応しく、「生命に対する倫理観を養う科目」を必修科目として配置し、「生命の尊厳」への最大の敬意と深い理解を養う。

を、教学の中心に据えています。

IV 以上のカリキュラムを通して、学生の主体的な学び、考える力、自ら課題を発見し解決する力を養います。

バイオサイエンス学部のカリキュラム・ポリシーを元に、フロンティアバイオサイエンス学科、バイオデータサイエンス学科（2024年度にメディカルバイオサイエンス学科から名

称変更)、アニマルバイオサイエンス学科、臨床検査学コースのそれぞれの専門性に合わせたカリキュラム・ポリシーも定めている。例として、フロンティアバイオサイエンス学科のカリキュラム・ポリシーを以下に示す。他の学科については、ホームページに掲載している。

フロンティアバイオサイエンス学科のカリキュラム・ポリシー

フロンティアバイオサイエンス学科では、飛躍的に発展する生命科学の最先端を理解し、人工知能やビッグデータなどを含むデータサイエンスについても積極的に学ぶことで新しい時代のバイオサイエンス領域を切り開ける人材の育成を教学の目標に据えています。本学科では、この様な教学目標を達成するために、基礎から最先端までのバイオ科学の知識と技術を段階的、総合的に学べるように各講座を配置しています。

また、ビジネス講座や就職支援講座、学生が得たバイオ科学の知識を地域社会で役立てる講座も配置することで、社会で即戦力として活躍できる人材の育成を担保しています。さらに、授業外での学びをサポートする専門教員や、実験実習をサポートする専門教員を配置することで、効率的かつ高いレベルでの知識と技術の修得を保証しています。

フロンティアバイオサイエンス学科における教育目標を達成するために、食品、エネルギー、環境保全、分析化学、化学工業、バイオ、医療、IT、データサイエンスというキーワードを中心におき、以下のようなカリキュラムを設置しています。

〈学部共通科目〉として以下の方針でバイオサイエンスの系統的な履修を促します。

- 1) 生命科学の知識を国際的レベルで身につけるために、1年次の「一般英語Ⅰ,Ⅱ」と2年次の「科学英語Ⅰ,Ⅱ」を必修で配置し、3年次においても「科学英語Ⅲ,Ⅳ」を配置することで、継続的な学修を促す。
- 2) 広い視野を身につけるための教養科目を配置するとともに、データサイエンスの基礎を理解するために1年次に「サイエンスイノベーション入門」を必修で配置する。
- 3) 1年次にキャリア科目である「大学での学びと実践方法Ⅰ,Ⅱ」を必修で配置し、その後3年次まで切れ目なくキャリア科目を配置して、学生自身のキャリアデザインを促す。
- 4) バイオサイエンスに必要不可欠な基礎知識の修得を目的として、「数理科学Ⅰ」、「エッセンシャル化学Ⅰ」、「エッセンシャル生化学Ⅰ,Ⅱ」、「エッセンシャル生物学Ⅰ,Ⅱ」などの科目を必修として配置する。
- 5) バイオサイエンスの多様な実験技術を身につけるために、「自然科学基礎実験Ⅰ,Ⅱ」、「応用実験Ⅰ,Ⅱ」、「コンピュータ応用実習」を必修で配置する。

〈専門科目〉としてフロンティアバイオサイエンス学科の特性に沿い、食農科学系、生命工学系、生命情報系の専門性の高い科目群を配置するとともに、「専門実験Ⅰ,Ⅱ」や「生命情報科学専門実習Ⅰ」を必修で配置し、4年次の卒業研究へ向けた知識や技術の修得を促す。4年次では「卒業研究」を必修として配置し、実社会で活躍するために必要な能力を養う。

本学大学院バイオサイエンス研究科のカリキュラム・ポリシーは、博士課程前期課程の分子バイオ科学技術領域と統合バイオ科学技術領域、および博士課程後期課程に定め、教育課

程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方を明示している。例として、博士課程前期課程(分子バイオ科学技術領域)のカリキュラム・ポリシーを以下に示す。他の課程については、ホームページに掲載している。

博士課程前期課程(分子バイオ科学技術領域)のカリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーに適う人材を育成するため、分子バイオ科学技術領域では、高次の生命現象を分子レベルで追究し、バイオ技術として生かす能力を涵養するための教育を行う。ディプロマ・ポリシーに基づき、本領域では以下の科目区分を設置する。

- ・専攻科目：分子バイオ科学技術領域 5 科目
- ・バイオ・ビジネス共通科目：研究科共通 3 科目
- ・英語：研究科共通 1 科目（アドバンスト英語）
- ・インターンシップ：研究科共通 1 科目（インターンシップ実習、自由科目）

専攻科目の「分子バイオ科学特論」「分子バイオサイエンス特別演習」および「分子バイオテクノロジー特論」は、ディプロマ・ポリシーの 1～3 に関連し、必修として 1 年次に配置する。「分子バイオ科学技術特別研究」および「分子バイオ科学技術特別演習」は、すべてのディプロマ・ポリシーに関連する必修科目であり、修士論文作成のために配置し、各自の研究テーマについて指導する。バイオ・ビジネス共通科目の「研究倫理」は、ディプロマ・ポリシーの 1 に関連し、必修として 1 年次に配置する。「バイオビジネス特論」は、ディプロマ・ポリシーの 1 および 2 に関連し、必修として 1 年次に配置する。アドバンスト英語は、ディプロマ・ポリシーの 3 に関連し、必修として 1 年次に配置する。

・教育課程編成・実施の方針は、学位授与方針に整合しているか。

バイオサイエンス学部は 2019 年度より 3 学科・1 コースを擁する新体制に移行した。そこで、学長協議会などで検討を行い、各カリキュラム・ポリシーを現行の学科構成やディプロマ・ポリシーにマッチした内容に改訂した。また、学長協議会での検討を受け、2022 年度には改訂後に学部で実施している全科目について教務委員会で科目ナンバリングによる体系化および学位授与方針との関連づけを行い、教育課程編成・実施の方針が学位授与方針に整合していることを確認した。2023 年度のバイオデータサイエンス学科への名称変更の際にはカリキュラム・ポリシーの見直しをおこなった。一方、本学大学院のカリキュラム・ポリシーは 2023 年度の大学基準協会による認証評価の提言（改善課題）を受け、学位授与方針の各項目と科目との対応を明らかにする改正をおこなった。教育課程編成・実施の方針が学位授与方針に適合しているかについては、学部および大学院事業検証委員会や学長協議会で構成される PDCA サイクルで定期的に検証・検討している。

・教育課程編成・実施の方針は、どのような方法によって公表されているか。

学生への教育課程編成・実施の方針を周知には「スタディ・ガイド」を用いている。「ス

タディ・ガイド」には教育課程編成・実施の方針として上記カリキュラム・ポリシーが掲載されている。一方、大学ホームページにカリキュラム・ポリシーを掲載することで一般に向けて教育課程編成・実施の方針を公表している。

・教育課程編成・実施の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。

2021年度までは紙媒体の「スタディ・ガイド」を学生に配付していた。2022年度からは、学習支援システム(manaba)を通して、いつでもどこからでも「スタディ・ガイド」を閲覧できるようにした。また、学外向け大学ホームページの構成を見直し、学外から容易にカリキュラム・ポリシーへアクセスできるようにした。

4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

自己点検項目

教育課程編成・実施の方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：全学的に見て、学部・研究科の教育課程は、どのように編成されているか。

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時の学習成果と、各授業科目との関係の明確性
- ・専門分野の学問の体系を考慮した教育課程編成
- ・学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当
- ・各学部・研究科における教育課程の編成について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織はどのように運営・支援し、その適切性を担保しているか。

評価の視点2：適切に教育課程を編成するための措置

評価の視点3：学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実践

・全学的に見て、学部・研究科の教育課程は、どのように編成されているか。

2019年にスタートした学部再編では、プログラム編成委員会が学部再編案を作成した。その後、教務委員会において学部再編案に沿った教育課程の編成を審議し、学長協議会および常任理事会に提出、承認制定されている。同様に2023年度のバイオデータサイエンス学科への名称変更も学科改組ワーキンググループの提案をもとに教育課程の編成を行った。また、厚生労働省より臨床検査技師養成校に必要な講義要件を変更するとの通達を受け、新たな基準に適合するべく、教務委員会においてフロンティアバイオサイエンス学科(臨床検査学コース)の教育課程の再編成を行った。

これらの過程で、カリキュラム・ポリシーとの適合性を考慮しながら、科目の新設、廃止、

配当年次の変更などを行っている。変更にあたっては、学科長や科目担当教員が提出した理由書に基づき教務委員会でその必要性を審議している。教務委員会は学部長、各学科長、学部共通科目担当者の代表などで構成されており、全学的な意見を反映できるようにしている。

研究科の教育課程は、大学院カリキュラム改正 WG で新たな案が検討され、その案をもとに大学院教務企画委員会で審議し、学長協議会および常務理事会に提出、承認制定されている。大学院教務企画委員会は、研究科長、各領域の代表者などで構成されている。

・適切に教育課程を編成するための措置

学部の教育課程を適切に編成するための処置として、教育課程の全科目についてナンバリングによる体系化を行い、学習の順次性に配慮した科目の年次・学期配当の妥当性および教育課程の編成とディプロマ・ポリシーと科目との関連づけを行い、学期終了ごとにディプロマ・ポリシーの各項目の学生の学習成果を評価する仕組みも構築した。学科ごとの「教育目的」や、各授業科目の教育目標、「学生の到達目標」などはシラバスに明確に記載されている。シラバスは学生が学習支援システム(manaba)を通していつでもどこからでも閲覧可能である。

学部の教育課程の適切性は教務委員会で点検し、本学の内部質保証システムを担う学部事業検証委員会(2021年度までは学部教学検証委員会)で定期的に検証している。2022年度には第3者で構成される外部評価委員会においても検証された。さらに、2023年度には第3者機関として日本技術者教育認定機構(JABEE)の審査を受け、教育課程の適切性を検証した。

大学院の教育課程はカリキュラム・ポリシーに基づき編成している。教育課程の適切性は大学院独自の内部質保証システムである大学院事業検証委員会(2021年度までは大学院教学・研究検証委員会)にて定期的に教育課程の適切性を検証している。2022年度には第3者で構成される評価委員会においても検証された。不適切と判断された点については大学院教務企画委員会が改善案を策定し、改善策に沿った教育課程の運営を支援している。

・学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実践

社会的・職業的自立を図るための学部生向け教育としてキャリア科目を配している。大学での学び方を習得するとともに、正解のない課題の解決に向けた論理的思想を学ぶキャリア科目として、「大学での学びと実践方法Ⅰ／Ⅱ」、他者と協働しつつ課題解決するプロセスを学ぶ「長浜魅力作りプロジェクト」「マーケティング戦略の立案」、業界や仕事を知るとともに、自らのキャリアパスを考える「社会との関わりとキャリアパス」などの講義を開講している。入学者数の減少に伴い各キャリア科目の受講者数が少なくなった状況を受け、演習やグループワークを実施する適切な受講者数を確保するため2025年度に向けて科目の統合や配当年次を変更することとした。

大学院生向け教育としては、(1)キャリア科目による教育、(2)教育者養成としてのティーチングアシスタント制度を実施している。(1)では、「バイオビジネス特論」、「実践バイオインフォマティクス」などを設置し、職業的自立を促す実践的な教育を実施している。(2)は大学院生を学部向け実験実習のティーチングアシスタントとして雇用し、教育者として

の実践的訓練を行っている。「ティーチングアシスタント制度」は理科教育に携わる職業人としての実践的訓練として位置づけている。ただし、大学法人と雇用関係にあるため教育課程には組み込んでいない。

4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

自己点検項目

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：全学的に見て、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置として、どのような方法が取られているか。

- ・教育課程の編成・実施方針と教育方法の整合性
- ・当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法の採用とその実施
- ・シラバスの作成と活用
- ・履修指導
- ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習時間、学習内容の確保）を図る措置
- ・各学部・研究科における教育方法の導入、教育の実施について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織は、どのように運営・支援し、その適切性を担保しているか。

・全学的に見て、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置として、どのような方法が取られているか。

学部教育における学習の活性化、効果的教育の実施は教務委員会において議論している。この間に新たに導入した措置には次のようなものがある。教務委員会に設置したアクティブラーニング検討WGの答申に従い学習支援システム(manaba)を導入し、インターネットを介したインタラクティブな講義が行えるようにした。manabaは小テスト、レポート、個別指導、クリッカー、動画配信など講義中のアクティブラーニングや、時間外学習でも活用され、高い効果を得ている。また、新たに運用を始めたコラボレーションツール(teams)はCOVID-19対策で必須となった動画配信などの新しい取り組みをスムーズに進める上で重要な役割を果たした。教務委員会では、成績評価後にD判定人数と学生に実施した授業アンケート結果をつき合わせることで各科目の教育が効果的に行われているかどうかを審議している。

本学では、フロンティアバイオサイエンス学科、メディカルバイオサイエンス学科、アニマルバイオサイエンス学科のそれぞれがJABEE認定されている。JABEE認定にあたり、学修評価の厳密化が求められたことから、全科目の成績評価にルーブリックを導入した。科目の開始時に学生に対してルーブリック評価の基準を説明し、到達目標と評価基準を明示している。特に、実習などにおける実技の評価やレポートの評価などで学生の目的意識の明確化や評価の公平性に役立っている。

シラバスの作成と活用については、教務委員会で議論している。シラバスは、「科目概要と目標」「授業 15 回の内容」「授業方法」「授業外学習の指示」「学生の到達目標」「成績評価」「テキスト」「参考文献」「質問への対応方法」「関連科目」等について記している。教員はシラバスに基づいて実験・実習・講義を進めており、実施状況は学期ごとに担当教員から提出される授業日誌で確認している。シラバスはシラバス閲覧システムを介していつでもどこからでも学生が閲覧可能である。

履修指導は、教務担当事務が毎学期の始めに全学生を対象に行うガイダンスで行っている。学期開始直後には学生の履修状況をチェックし、問題のある学生は呼び出し指導を行っている。また、学習支援センターでも一部学生(学習困難な学生など)の履修指導を行っている。さらに、前期の履修結果を踏まえたうえで、後期履修科目を変更できる制度や、各学期の途中で履修辞退できる制度を設置し、学生が主体的に履修計画を立てられるように工夫している。また、スタディ・ガイドには「カリキュラムマップ・履修系統図」を掲載し、各学科で独自に設定されている専門教育の履修体系を学生が理解しやすいように工夫している。

教務委員会で作成する学年暦、時間割によって大学における授業時間を担保し、教室外学習を合わせた 1 単位 45 時間の学習時間の実質化を図っている。教室外学習に必要な時間はシラバスで指示している。学習時間が過剰にならないよう、1 年間に履修登録できる上限単位を 48 単位以内とする CAP 制度を導入している。教室外学習時間については IR(institutional research)で学生に対してアンケート調査を行っており、そのデータは教務委員会でも共有している。科目担当教員には授業日誌を提出してもらっており、教室内における学習時間や学習内容がシラバス通りになっているか確認している。

大学院教育における学習の活性化、効果的教育の実施は大学院教務企画委員会において議論している。重要な科目である「科学技術特別研究」は、十分な実験技術の習得ができるように博士過程前期課程、後期課程ともに全学年に対して配置している。一方、研究活動に役立つ知識を早い段階で身につけられるように、その他の講義科目は両課程ともすべて初年度に配置している。博士課程前期課程では反転授業型の特別演習に力を入れている。大学院向けの開講科目にも学習支援システム(manaba)を導入している。

大学院での研究指導の方法及びスケジュールを定めた研究指導計画を作成・公開し、入学時のオリエンテーションで新入生に明示している。

大学院向け講義については、大学院教務企画委員会で作成する学年暦、時間割によって大学における授業時間を担保し、学習時間の実質化を図っている。科学技術特別研究・科学技術特別演習は理系大学院生の主務である研究活動である。日々の研究活動を所属研究室の主幹教員が指導しており、単位数で必要とされる学修時間よりも圧倒的に長時間かつ充実した指導が行われている。

学習の活性化や効果的な教育の処置は、学部および大学院事業検証委員会や学長協議会で構成される PDCA サイクルで検証・検討し、学部学生向けは教務委員会、大学院生向けは大学院教務企画委員会で改善を行っている。

4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

自己点検項目

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：全学的に見て、学部・研究科における成績評価、単位認定及び学位授与は、どのように行われているか。

- ・厳正かつ適正な成績評価及び単位認定の実施
- ・学位授与における実施手続及び体制の明確性

評価の視点2：各学部・研究科における成績評価、単位認定及び学位授与について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織はどのように運営・支援し、その適切性を担保しているか

・全学的に見て、学部・研究科における成績評価、単位認定及び学位授与は、どのように行われているか。

学部の成績評価は学期毎に担当教員が行っている。各科目の評価方法はシラバスに明記している。成績評価の元となる素点やレポートなどの資料は後日検証ができるように根拠資料として一括保管している。さらに、公平な成績評価が行われるように全科目にルーブリックを設定し、ルーブリックに基づく成績評価を実施している。ルーブリックの内容は各講義内での説明や学習支援システム(manaba)における通知を通して学生に周知している。

その後、教務委員会では各科目の成績分布などによって成績評価が厳正かつ適正に行われているかを検証している。その上で、D判定の割合が一定以上の科目については担当教員に理由の説明を求めている。現在は科目ごとのGPAと標準偏差を計算し、平均値が一定以上および一定以下の科目を割り出し、成績評価が厳しい科目に加えて、成績評価が緩い科目についても担当教員に到達目標設定の再考などの改善を求められるように仕組みを整えた。これによって、科目間での評価の公平性が期待できる。

卒業年次には、教務委員会で認定された単位を集計し、卒業要件に則って卒業判定を行い、教授会での判定結果の承認を経て学位が授与される。学位は、規定の単位を修得し、卒業認定されたものに授与している。教務委員会で卒業判定を行い、教授会で学位授与の承認を受けることが学則で規定されている。

研究科で最も重要な科目である科学技術特別研究は、研究成果の中間報告会および修士論文審査会、博士論文審査会における口頭発表によって成績を評価している。博士課程前期課程の学生は、論文審査会(質疑込みで30分)、中間報告会(修士2年生、質疑込み30分)の口頭発表を行う。博士課程後期課程の学生は、論文審査会(質疑込み60分)、中間報告会(在籍中に2回、質疑込み60分)の口頭発表を行う。これらは全て学内に公開されている。各審査は、論文審査および試験実施要項第4条に基づき、前期課程では6項目、後期課程では5項目について採点し、これらを集計して成績評価する。

それ以外の科目の成績評価は学期毎に担当教員が行っている。各科目の評価方法はシラバスに明記している。成績評価は事務的に集計され、大学院教務企画委員会で修得単位の認

定を行い、研究科委員会では審査委員会の設置など学位審査に必要な審議および修了認定を行う。

研究科の学位授与は、研究科委員会における課程修了の審議がおこなわれている。博士課程前期課程では、必要単位の取得と修士論文の審査合格の他、査読付き学術雑誌などへの論文掲載などの条件を満たすことが課せられている。一方、大学院博士課程後期課程では、必要単位の取得、学位論文の審査合格、論文提出者本人が筆頭著者である英文論文が査読付きの学術誌に掲載されている（あるいは掲載可として受理されている）こと以外に、2 回以上の中間報告会などの 3 条件全てを満たすことが課されている。これらの学位授与に関わる情報は、大学ホームページにて公表している。修了年次には、大学院教務企画委員会で修了判定を行い、研究科委員会で学位授与を承認している。

・各学部・研究科における成績評価、単位認定及び学位授与について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織はどのように運営・支援し、その適切性を担保しているか

成績評価、単位認定および学位授与の適切性は、学部および大学院事業検証委員会や学長協議会で構成される PDCA サイクルで検証・検討している。

4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

自己点検項目

学位授与の方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：全学的に見て、学習成果は、どのような方法で測定されているか。

・専門分野の性質、学生に求める学習成果の内容に応じた把握・評価の方法や指標の導入と運用

評価の視点 2：学習成果を測定するにあたり、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織は、どのように運営・支援しているか。

・全学的に見て、学習成果は、どのような方法で測定されているか。

学士(バイオサイエンス)のディプロマ・ポリシーに明示した学習成果の把握及び評価は、以前は卒業判定によって判断されていた。学部学生の卒業認定には、4 年以上の在学と各学科・カリキュラムで定められた単位数を修得し、128 単位以上を修得しなければならない。学習成果の到達目標はディプロマ・ポリシーの各項目で詳細に定めているが、これまでの方法では項目ごとの目標達成度を定量的かつ経時的に測定することができなかった。そこで教務委員会で検討を行い、科目を学問分野ごとに分類し、系統だった科目ナンバリングを実施、ディプロマ・ポリシーの各項目と科目の対応表を作成した。ディプロマ・ポリシーの各項目に相当する科目の学習達成度を集計することで、学位授与方針に明示した項目ごとの学習成果を数値化し、把握及び評価することが可能になった。2022 年度からは、学期ごとにディプロマ・ポリシーの各項目の学習成果を記載した「達成度評価表」を学生に配付して

いる。

修士(バイオサイエンス)および博士(バイオサイエンス)のディプロマ・ポリシーに明示した学習成果の把握及び評価も、学部と同様に修了判定によって判断している。修了判定の基準は4.1.5に述べたとおりである。学習成果の到達目標はディプロマ・ポリシーの各項目で詳細に定め、カリキュラム・ポリシーにおいて各科目との関連を示している。

・学習成果を測定するにあたり、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織は、どのように運営・支援しているか。

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価の適切性は、学部および大学院事業検証委員会や学長協議会で構成されるPDCAサイクルで検証・検討している。

4.1.7. 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

自己点検項目

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。

評価の視点2：上記の自己点検・評価結果に基づき、教育課程及びその内容、方法の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。

評価の視点3：上記において、学習成果の測定結果は、教育課程及びその内容、方法の改善にどのように活用されているか。

・教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。

学部の教育課程及びその内容、方法についての自己点検・評価は、教務委員会規程に則り実施し学部事業検証委員会に進達する。学部事業検証委員会は、進達を基に教育課程及びその内容、方法についての自己点検・評価を検証し、検証結果を学長協議会に答申する。学長協議会は、答申された検証結果を元に学部事業検証委員会経由で教務委員会に改善などを要請する。

研究科の教育課程及びその内容、方法に関する自己点検・評価は、大学院教務企画委員会規程に則り大学院教務企画委員会が実施し、具体的内容を記述した上で大学院事業検証委員会に進達する。大学院事業検証委員会は、進達を基に教育課程及びその内容、方法についての自己点検・評価を検証し、検証結果を学長協議会に答申する。学長協議会は、答申された検証結果を元に大学院事業検証委員会経由で大学院教務企画委員会に改善などを要請する。

・上記の自己点検・評価結果に基づき、教育課程及びその内容、方法の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。

学部の教育課程およびその内容、方法の改善・向上の取り組みは教務委員会で行っている。教務委員会では、学長協議会からの要望に加えて、各講義担当教員の意見、学生に対する授業アンケートなどから情報収集し、教務委員会で審議の上、実行可能なところから順次改善を行っている。2023 年度、2024 年度に実施した改善の例を以下に挙げる。

- 1) メディカルバイオサイエンス学科のバイオデータサイエンス学科への名称変更
- 2) 講義、実習の新設・廃止、配当年次の変更、時間割の変更
- 3) 臨床検査技師養成校の新たな適合基準への対応
- 4) JABEE プログラムの終了
- 5) 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム「バイオ MDASH スター制度」の開始

研究科の教育課程およびその内容、方法の改善・向上の取り組みは大学院教務企画委員会で行っている。大学院教務企画委員会では学長協議会からの要請や IR 室が実施したアンケート結果などから情報を収集し、をもとに自己点検・評価を行っている。大学院教務企画委員会で審議の上、実行可能なところから順次改善を行っている。2023 年度、2024 年度に実施した改善の例を以下に挙げる。

- 1) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの改正
- 2) 学位授与方針の各項目と科目の関連付け
- 3) 研究指導計画の作成と公表

・上記において、学習成果の測定結果は、教育課程及びその内容、方法の改善にどのように活用されているか。

学部の学習成果は、各科目のルーブリック評価による成績、GPA の分布、授業アンケート、ディプロマ・ポリシーの達成度などで測定している。教務委員会でこれらの測定結果に基づいて審議し、教育課程およびその内容、方法を改善すべき問題点の洗い出しに活用している。

4.2. 長所・特色

2019 年度に学部改組を行い、バイオサイエンス学部の下にフロンティアバイオサイエンス学科、フロンティアバイオサイエンス学科(臨床検査学コース)、バイオデータサイエンス学科(2024 年度にメディカルバイオサイエンス学科から名称変更)、アニマルバイオサイエンス学科の 3 学科・1 コースを有する現在の構成に移行した。それに伴い、各学科・コースにおける教育課程の内容を明確化したカリキュラム・ポリシーに刷新した。さらに、科目のナンバリングおよびディプロマ・ポリシーとの関連づけを行い、ディプロマ・ポリシーに定めた各項目の達成度を学生ごとに数値化する方法を確立した。これまで教育課程の有効性は学生の成績分布や授業アンケート結果などで点検していたが、今後はディプロマ・ポリシーの達成度も指標に加えることで、ディプロマ・ポリシーの実現に向けたより効果的な教育課程の改善が可能になると期待している。

学習成果の評価方法の平準化にも取り組んでいる。実験実習を含むすべての科目でルーブリックを導入し、学生に対して明確な目標を提示するとともに、学習効果を一定の基準で

評価できるようにした。また、各科目の GPA や標準偏差を計算することで、科目間における評価の平準化にも取り組んだ。学生の学習成果を集計し、点検、検証する体制も整えた。

本学は、実習科目を多く設置し、学生の主体的参加を必然的に促している。講義科目に関しては、manaba を活用し、教員・学生間のコミュニケーション機会の確保を行っている。一部の講義科目では、グループ学習を実施しており、主体的な取り組みを促すと同時に学生間(TA・SA といった指導担当の学生も含む)のコミュニケーションの機会を確保している。

学習の進捗と学生の理解度の確認については、多くの講義科目が manaba の小テスト・レポート機能を用いて実施している。また、授業中に manaba と連携して動作するスマホアプリ(レスポンス)を用いて、その場で理解度を確認し、授業展開を変更させるなどの工夫をしている講義も多い。授業の履修に関する指導では、実習科目では実験ノートのチェックや担当教員・TA の巡回による実技スキルの確認がなされており、個別に近い形で指導されている点が特長である。講義科目でも、少数ではあるが反転授業などの取り組みを行っている科目がある。授業外学習への適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示は、すべての科目でシラバスに明記している。さらに、ほとんどの実習科目でレポートやプレゼンテーション作成にあたっては授業外学習の必要性について意識づけを行っている。

1 年次生の実習は、器具の使い方や試薬の作り方などの基本的な内容が多いが、比較解剖実習を組み込んだことにより、実習内容にメリハリがつき、学生の学習意欲を高めることができたと考えられる。学生に発表を課している講義や実習においては、回を追うごとにプレゼンテーションの質が向上している。これは、学生自身が他の学生の発表を参考にして、聞き手に理解しやすいプレゼンテーション方を修得していることによるとと思われる。講義中にクリッカーを使うと 1 分以内に約 8 割の学生が回答するため、主体的に講義に参加できている実感につながり、結果として学生の学習意欲の向上に寄与しているものと思われる。また、1 年次生に対しては入学直後にホームルーム担当教員との個人面談を実施することにより、大学に慣れていない学生をいち早く見つけることができ、早めに対応することができる。

バイオサイエンスの分野で蓄積されている実データを題材とした学びを通して、数理・データサイエンス・AI を活用した課題解決のための実践的な能力を育成することを目的とし、2024 年度入学生から全学的に「バイオ MDASH スター制度」を開始した。(なお、本プログラムは 2025 年度に文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度(応用基礎レベル)」の認定を受けた。)

研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては大学基準公開の認証評価を受けて改善した。ディプロマ・ポリシーに明記されているように、本学大学院における教育の要は各専攻・課程に設置されている科学技術特別研究にある。一方で、研究活動に偏りすぎないように、講義にも力を入れている。すでに、大学院前期課程では反転講義などによる専門教育や英語教育、プレゼンテーション訓練などを実施していたが、大学院後期課程にも英語によるプレゼンテーションの訓練や専門科目を課している。

4.3. 問題点

2029 年度の新学部設置を念頭に、大学設置基準等の改正（令和 4 年度）への対応が急務となっている。基幹教員制の導入や単位の計算方法などを 2025 年度中に検討する。

学生数・教員数の減少により科目開講のあり方を見直す必要がある。実習が適正規模でおこなえるように、また教員の負担を減らすため 2025 年度より「自然科学基礎実験 I」「自然科学基礎実験 II・III」などのクラス編成数を削減することとした。同様に、やむを得ずいくつかの科目の統合や廃止をおこなうが、学生の不利益にならないよう十分に配慮する。

留年や休学・退学により標準修業年限で卒業できない学生への対策が必要である。成績不良や低出席率などの兆候がある学生へ積極的に面談を実施できる体制を整える必要がある。また、休学をした学生は学修面での問題を抱えていることが多いため、復学後スムーズに学修に取り掛かれるように 2025 年度より復学時には学科長による面談を実施することとした。

大学基準協会の認証評価において「改善課題」とされた「学位授与方針に示した学習成果の達成度を評価する仕組み」については、カリキュラム・ポリシーの改正をおこない学位授与方針と科目の関連を明確にしたが、科目との対応表の作成が未着手のままであり早期の改善が必要である。

4.4. 全体まとめ

本学の教育課程では、バイオサイエンスの単科大学という特徴を生かしたカリキュラムの再構成を行い、科目ナンバリングやディプロマ・ポリシーと学問分野との対応づけなど、学修成果を評価する仕組みも整えた。今後は、この仕組みを用いて新カリキュラムの教育効果を検証し、バイオサイエンスの知識や技術によって地域社会に貢献できる学生の育成に向けた教育課程の改善に努力していく。

研究科の教育課程では、これまで通り研究活動に重点を置きながら、今後は学習環境の整備や評価法の改善などに注力していく。

＜大学基準協会提言＞

改善課題

- 1) 大学院では、修了判定を基に学習成果の把握を行っているとおり、学位授与方針に示した学習成果の達成度を評価する仕組みは構築できていない。学部と同様に学位授与方針の各項目と科目との対応表を作成するとしていることから、今後は、学位授与方針に示した学習成果を把握・評価する方法や指標を開発したうえで測定に取り組むよう改善が求められる。

是正勧告

- 1) バイオサイエンス研究科博士課程前期課程及び同博士課程後期課程では、研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールを定めていないため、これを定め、あらかじめ学生に明示するよう是正されたい。

4.5. 大学基準協会提言事項に対する改善の対応

改善課題 1) について

2024 年度にカリキュラム・ポリシーを改正し、学位授与方針と科目との関連を明確にした。これにより、科目の成績評価をもとに学位授与方針に示した学習成果の達成度を把握・評価することができるようになった。今後は学位授与方針の各項目と科目との対応表を作成するための検討をおこなう。

是正勧告 1) について

大学院教務企画委員会・研究科委員会での審議を経て、研究指導計画を策定し、2024 年度入学生からあらかじめこの研究指導計画を明示している。加えて、入学後 4 月下旬までに指導教員の助言を受けて研究テーマを決定し、研究計画書を作成することを新たに修了要件として設定した。

基準 5 学生の受け入れ

5.1. 現状説明

本報告の「基準 5（学生の受け入れ）」における年度表記は、「当該年度の入学者選抜ではなく、その年度に実施した募集活動」を基準として記載しています。

したがって、

2023 年度の記述 → 2024 年度募集（2024 年 4 月入学者）

2024 年度の記述 → 2025 年度募集（2025 年 4 月入学者）

に対応しています。

5.1.1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

自己点検項目：アドミッション・ポリシーを定め、公表しているか。

評価の視点 1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点 2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

＜1＞学部

ディプロマ・ポリシー（以下 DP）及びカリキュラム・ポリシー（以下 CP）に応じた教育を受けるための人間像がアドミッション・ポリシー（以下 AP）に定義されている。また、DP は、受験生により判りやすく伝えるために「長浜バイオ大学の約束」として理解し易く公表している。これらは、大学案内、入学者選抜要項、本学ホームページによって周知・公表している。さらに高等学校へのガイダンスや模擬授業、オープンキャンパスなどの機会でも大学案内や入学者選抜要項で説明を行っている。

入学前の学習歴、学力水準、能力等については、学生の受け入れ方針として各学科のアドミッション・ポリシーに明記できていないため入学前に履修しておくことが望ましい教科・科目の記載を今後検討する。

入学希望者に求める水準等の判定方法については、選抜方式ごとに「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」（以下学力の 3 要素）と本学独自で評価する能力を明記している。これらの学力水準や能力については、入学志願理由書、調査書などの提出書類および個別学力試験や口頭試問を含む面接試験により総合的・多面的に評価し判定している。

＜2＞大学院

長浜バイオ大学大学院では、博士課程前期課程、博士課程後期課程のいずれにおいても、学位授与方針は DP に、教育課程の編成・実施方針は CP に定めており、それらと連動した学生の受け入れ方針を AP として定義し、大学院案内および本学ホームページで公表している。

AP では、多様なバックグラウンドを持つ学生を受け入れるため、入学前の特定の学習歴は求めているが、学力水準、能力等の求める学生像について明記している。博士課程前期課程では、本研究科における教育と研究を理解・習得するために必要な学力、および専門知識・語学力の習得に対する意欲を持つことを求めている。博士課程後期課程では、バイオサイエンス分野における高い専門知識と技術・実践力、深い倫理観と人間性および国際化に対応した語学力を身に付けており、技術の創造的発展に取り組む意欲を持つことを求めている。

これらの水準や能力については、いずれの課程においても、志望理由書、研究計画書、成績証明書などの提出書類および筆記試験、面接試験により判定しており、大学院入学試験要項および本学ホームページによって公表している。

以上のことから、学生の受け入れ方針を定め、公表していると判断できる。

5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

自己点検項目：アドミッション・ポリシーに基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：アドミッション・ポリシーに基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

＜1＞学部

本学は、多様な入学者選抜と入試日程を設け、選抜方式ごとに学力の3要素と本学独自で評価する能力を公表し、APに沿った多様な学生の受け入れを実践している。入学者選抜方式は、以下の5つの方式に大別される。

1. 一般選抜

「個別学力検査」でバイオサイエンスを学ぶために必要な基礎学力を把握している。また、一般選抜後期では個別学力検査以外に記述式の「総合問題」で物事を論理的に考える能力、「調査書」「活動報告書」で社会の様々な分野で活躍する意欲を持ち、向上心を持って勉学に取り組めるかを把握している。他に課外活動・外部取得資格を点数化し総合的に評価している。一般選抜では受験生の利便性を確保するため全国8会場で入学者選抜を実施している。

2. 総合型選抜

オープンキャンパス参加型、オンライン模擬授業型、模擬授業参加型、多面評価型、専門・総合学科枠、計5つの選抜方式を導入している。評価項目判定方法は、「面接試験」「小論文」で物事を論理的に考え他者とコミュニケーションが取れるかを評価している。「入学志願理由書」「面接」で社会の様々な分野で活躍する意欲を持ち、向上心を持って勉学に取り組めるかを評価している。「調査書」「口頭試問」でバイオサイエンスを学ぶために必要な基礎学力を把握して、APに適合しているかを総合的・多面的に判定している。また、多面評価型及び専門・総合学科枠では課外活動・外部取得資格を点数化し総合的に評価している。

3. 学校推薦型選抜

公募制の選抜方式では、「個別学力検査」「調査書」でバイオサイエンスを学ぶために必要な基礎学力を習得できているかを評価している。専願制の選抜方式では、「面接試験」「入学志願理由書」を課して社会の様々な分野で活躍する意欲を持ち、向上心を持って勉学に取り組めるかを把握し評価している。

4. その他の選抜方式

大学入学共通テスト利用入試、外国人留学生特別入学試験、社会人特別選抜によりアドミッション・ポリシーに沿った多様な学生を受け入れている。

5. 3年次編入学試験

実験実習を1年次・2年次に多く取り入れているカリキュラムであることから、専門学校や他大学の認定できる単位に限りがあり、入学者がいない状況が続いている。

経済的支援制度（学部）

授業料その他の費用やこれらの経済的支援情報は、大学ホームページや大学案内で公表・紹介している。主な支援制度は以下の通りである。

- 特待生制度:4年間授業料を国公立大学標準額相当に減免
- 特別奨学生制度:1年次・2年次生の授業料を50%減免
- 臨床検査学コース:指定入試合格者上位2名の授業料減免
- 私費外国人留学生:入学金全額免除、授業料減免、特別奨学金

入学者選抜の実施体制（学部）

学生募集、入学者選抜制度運営実施、体制、出願資格・入学試験方式・入試科目・配点に関する事項は、学長を委員長とした「アドミッション・オフィス委員会」において審議している。また、入学試験の合否判定は、学長を委員長とした「入学試験委員会」において、学長、研究科長、学部長、学科長、機構長、事務局長、入試担当課長のもと審議を行い実施している。

入学試験・成績処理業務は不正や誤りが起きないか、常に複数体制でチェックを実施している。記述式のレポートや小論文に関しては、複数の採点教員によるチェックを行い採点ミスの防止に努めている。またルーブリック評価を採用して採点者による得点格差を最

小限に留め、公平性が担保されるよう採点している。個別学力検査では、教科科目間で 20 点以上の平均点格差が生じ、これが問題の難易度によるものと判断された場合、得点調整を行うこととしている。

入学者選抜の可否結果は郵送で送付し、ホームページでも合格者の受験番号を公表している。また、可否結果とともに得点(共通テストの得点除く)も本人へ通知している。

入試における合理的配慮（学部）

入学試験における特別配慮については、必要に応じて事前の相談を受け付けることを入学者選抜要項に明記・周知し、受験上の配慮については受験生および保護者とやりとりを行い、適切かつ過度な配慮内容にならないよう検討している。合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施している。

＜2＞大学院

長浜バイオ大学大学院では、AP に基づき、入学者選抜に係る規程に沿い、学生募集方法および入学者選抜制度を設定している。学生募集は、博士課程前期課程、後期課程ともに、学内進学入学試験、一般入学試験、特別推薦試験、外国人留学生入学試験、社会人入学試験など多様な入学者選抜制度を工夫し、入学時期は 4 月を基本としつつ、9 月卒業の学部生や外国人留学生等にも配慮して 10 月入学も受け入れるなど、多彩な学生を求めている。これらの入学試験情報は、大学院情報と併せ、受験生等へ正確かつ公正に周知している。

経済的支援制度（大学院）

本大学院では、優秀な学生を確保し、大学院進学希望の学生に広く学びの機会を提供できるよう、経済的支援の充実を図っている。

- 学内進学入学試験：入学金免除
- 大学院学内奨学金：学業成績優秀者への給付型奨学金
- サポーター奨学金制度：学習・研究活動の奨励
- 私費外国人留学生：入学金免除・授業料半額減免、特別奨学金
- リサーチ・アシスタント制度：博士課程後期課程学生対象

入学者選抜の実施体制（大学院）

学生募集方法および入学者選抜制度は、毎年度、研究科長を委員長とした大学院入学試験委員会で議論の上詳細を決定し、学長協議会の議を経て研究科委員会で審議・承認を受けている。実施については、大学院入学試験委員会の指揮の下でアドミッション・オフィスが行っている。

博士課程前期課程の入学者選抜試験では、各入試方式の特性に応じて、志望理由書、研究計画書、成績証明書などの提出書類を審査し、さらに筆記試験、研究計画を中心とした口述と口頭試問(面接試験)を実施し、本学大学院で学習・研究を遂行する能力と意欲を持つ学生を選抜している。後期課程では、志望理由書、研究計画書、成績証明書などの提出書類、および研究計画を中心とした口述と英語能力を問う口頭試問も含めた面接試験に基づき総合的に判定・選抜している。面接試験は 4 名以上の教員が採点を行い、評価項目を全て点数化

して客観的かつ公平な判定を担保している。

入学者選抜に係る試験問題の作成、筆記試験、面接試験については、機密性を確保して公正に遂行するよう大学院入学試験委員会とアドミッション・オフィスが努めている。

合否判定は、試験結果を基に大学院入学試験委員会で合否を審議し、学長協議会の承認を経て、研究科委員会で最終判断を行う手順で進め、入学者選抜の透明性と公正性の担保を念頭に、厳正な入試を実施している。

入試における合理的配慮（大学院）

入学を希望する障害のある受験生に対する受験上の配慮としては、必要に応じて事前の相談を受け付けることを入学試験要項に明記して周知しており、合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施に努めている。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

5.1.3. 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

自己点検項目：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

＜1＞学部

バイオサイエンス学部における入学定員充足率および収容定員充足率の推移は、表1の通りである。

表1【学部における過去5年間の入学者数・在籍者数】

募 集 年 度		2021	2022	2023	2024	2025
入 学 者 数	志願者数	2125	1582	1458	1624	1216
	合格者数	1334	1211	1028	1183	979
	入学者数	185	161	177	174	148
	入学定員	238	238	238	238	238
	入学定員充足率	0.78	0.68	0.74	0.73	0.62
在 籍 者 数	在籍学生数	972	859	781	706	650
	収容定員	960	960	960	960	960
	収容定員充足率	1.01	0.89	0.81	0.74	0.68

2024 年度入試、2025 年度入試ともに入学定員未充足が継続し、収容定員充足率も低下傾向にある。2025 年度の入学定員充足率は 0.62 と、開学以来最も低い水準となった。

入学定員未充足の要因

18 歳人口の本格的な減少期に入り、大学全体の競争環境が激化している。特に以下の要因が本学の学生募集に大きな影響を与えている。

1. 年内入試と年明け入試の二極化

総合大学が年内入試から学生確保を優先させ、年明けの実受験者数が大幅に減少している。受験生の受験早期化、上位志向、併願大学の絞込みが加速し、本学のような単科大学では想定範囲を超える入学辞退が発生している。

2. 競合環境の激化

本学の学生募集マーケットである同系列の学問分野を持つ大学が、関西圏に 13 大学、東海圏に 2 大学存在し、これらの競合大学は全て総合大学である。2023 年度以降、これらの大学での理系学部の新増設が相次ぎ、受験生の志願先が総合大学や知名度・立地に優れた大学へと集中する傾向が強まっている。

3. 特待生制度の限界

2023 年度入試から新設した国公立大学並みの学費で 4 年間学べる特待生制度により、特待生での入学者数は 2023 年度 25 名、2024 年度 32 名、2025 年度 52 名と増加しているものの、学部全体の入学者数は減少し続けており、経済的支援だけでは学生確保が困難な状況が顕在化している。

4. 大都市・大規模大学志向の継続

COVID-19 の影響が縮小し、受験生の「大都市志向」「大規模大学志向」「上位志向」が顕著になっている。全国では中小規模大学の 6 割以上で志願者が減少しており、近畿地区では関西 8 大学以外の志願者減少が顕著である。

入学定員充足に向けた取り組み

入学定員充足を目指した学生募集対策として以下の取組を実施した。

1. オープンキャンパスの充実

2023 年度は年間 8 回、2024 年度は年間 9 回開催し、開催時期によってバイオ実験・実習編、学科紹介編、一般入試対策編とし、各回に特徴を持たせて複数回以上来学できるように開催している。参加者数は 2023 年度 1,020 名(対前年比 116.6%)、2024 年度 1,058 名(対前年比 103.6%)と増加傾向にある。

2024 年度は補正予算にて、高校生・保護者向けのリーフレットやショート動画 10 本を制作し、LINE・Instagram・TikTok で広告を配信した。その結果、2025 年 3 月のオープンキャンパス参加者数は前年比の約 2 倍に達し、低年次層への訴求効果と今後の志願意欲

の醸成に一定の成果が見られた。

2. 総合型選抜の早期実施

本学の年内に実施している総合型選抜では、1点刻みの学力だけでは判定できない能力を測る選抜入試を9月から12月にかけて5方式実施し、APに沿った多様な入学者を受け入れている。2023年度からは、早期入学者確保のため、重点エリアの実績校を中心に総合型選抜要項を作成し例年より2ヶ月早い5月に大学案内と同封して送付した。

3. 特待生制度の拡充

2023年度入試から新設した特待生制度は、一般選抜前期・共通テスト利用入試前期合格者のうち成績上位者を対象に、4年間の授業料を国公立大学標準額相当(535,800円)とする大幅な減免制度である。この制度は、対象者の人数上限を設定せず、4年間(最低修学年限)の減免を保障する点で他大学にない特色を持つ。特待生の入学者数は増加しているものの、学部全体の入学者減少が課題となっている。

4. 高等学校との連携強化

過去の受験・入学実績があり、通学圏内に所在している府県の高等学校へ継続的な訪問活動を実施している。2023年度は6～7月に163校、9～12月に113校、2024年度は6～7月に190校(うち訪問代行89校)、9～12月に130校訪問した。滋賀県内の高等学校へは、本学アドミッション・オフィス委員の教員同伴で訪問活動を行っている。

また、高大連携担当と協力し、模擬授業やガイダンスを実施している。2023年度は年間78講座1,754名、2024年度は年間80講座1,814名の高校生と接触した。

5. デジタル広報の強化

SNSを積極的に活用した広報活動や業者のデジタルサービスを活用し、オープンキャンパスや入試情報、特待生制度を直接高校生へ発信している。2024年度は、Instagramの投稿数は291件(前年149件)、フォロワー数は760名(前年380名)と大幅に増加した。

検索連動型広告(リスティング広告)も継続して実施し、夏のオープンキャンパスへの参加促進、総合型選抜や公募制推薦入試出願などを訴求した。

6. バイオデータサイエンス学科の広報

2023年度からのバイオデータサイエンス学科名称変更に伴い、チラシの作成、高校教員説明会やオープンキャンパスで学科説明を実施した。また、高校訪問では近隣地区を中心に学科教員が同行し、より詳細な情報を提供した。特設ランディングページを制作し、学科の学びやデータサイエンスの必要性をコンパクトに紹介する内容として公開した。

3年次編入試験

3年次編入学試験については、受験生の成績証明書とシラバスを基に本学での単位読替えを行っているが、本学は実験実習を1年次・2年次に多く取り入れているカリキュラムであ

ることから、専門学校や他大学の認定できる単位に限りがある。他大学薬学部在籍生の読替えも難しく、短期大学や専門学校も同様に読替えができないのが現状である。2023 年度、2024 年度ともに出願者はなかった。

＜2＞大学院

博士課程前期課程および後期課程における入学者数および在籍者数、その充足率の過去 5 年間の推移は、表 2、3 の通りである。

表 2 【博士課程前期課程における過去 5 年間の入学者数・在籍者数】

募 集 年 度		2021	2022	2023	2024	2025
入 学 者 数	志願者数	59	74	69	55	50
	合格者数	56	70	62	52	50
	入学者数	47	53	46	38	38
	入学定員	36	36	36	36	36
	入学定員充足率	1.31	1.47	1.28	1.06	1.06
在 籍 者 数	在籍学生数	79	100	97	87	83
	収容定員	72	72	72	72	72
	収容定員充足率	1.10	1.39	1.35	1.21	1.15

表 3 【博士課程後期課程における過去 5 年間の入学者数・在籍者数】

募 集 年 度		2021	2022	2023	2024	2025
入 学 者 数	志願者数	1	1	1	1	5
	合格者数	1	1	1	1	5
	入学者数	1	1	1	1	5
	入学定員	5	5	5	5	5
	入学定員充足率	0.20	0.20	0.20	0.20	1.00
在 籍 者 数	在籍学生数	15	10	6	5	7
	収容定員	15	15	15	15	15
	収容定員充足率	1.00	0.67	0.40	0.33	0.47

※志願者数、合格者数、入学者数及び在籍学生数には 10 月入学の人数を含む。

博士前期課程

2024 年度入試、2025 年度入試ともに入学定員充足率は 1.06 で、5 年連続で入学定員を確保することができた。本学大学院では、いずれの入学者選抜制度においても、志願者は、出願前に希望する研究室の教員と研究計画など十分な確認を行った後に受験することを推奨しており、各教員は、研究室の事情に応じて十分な教育・研究環境が提供できることを前提に、受け入れ人数を管理し把握している。

2024 年度の在籍学生数は 87 名で収容定員充足率は 1.21、2025 年度は 83 名で収容定員充

足率は 1.15 となり、2022 年度の 1.39 から適正な水準に近づいている。複数指導体制を整えて学生 1 名につき少なくとも 3 名の教員が指導に当たり、全教員が連携して学生の教育水準を維持している。また、共通機材室などの研究機器を整備し、学生誰もが先端機器を自由に利用できるよう大学院全体で研究活動を支えている。それにより、指導面、施設面からも十分な教育・研究環境が提供できている。

前期課程在籍学生数の増加は、学生間の交流や議論を活発にし、学部生の研究意欲を向上させるなどの相乗効果ももたらしており、研究機関としての活性化にもつながっている。

博士後期課程

2024 年度入試の入学定員充足率は 0.20 で、5 年連続の入学定員未充足となったが、2025 年度入試は志願者数 5 名、入学者数 5 名(入学定員充足率 1.00)となり、2019 年度以来 6 年ぶりに入学定員を確保することができた。これは、支援制度の充実や学位取得後の進路の方向付けなどの取り組みが成果を上げたものと考えられる。

収容定員充足率は、2024 年度 0.33、2025 年度 0.47 と定員を下回っているが、2025 年度の入学定員充足により今後の改善が期待される。

前期課程・後期課程を合わせた研究科全体の収容定員充足率は 2024 年度 1.06、2025 年度 1.03 となっている。

今後の課題（大学院）

大学院進学者数については、その時の景気動向や社会情勢などに大きく影響を受ける。18 歳人口の減少に伴い進学者の減少も予想され、学部における入学定員未充足が継続すれば、大学院進学者数への影響も懸念される。また近年、国公立大学院の門戸が広くなりつつあり、本学学部出身者の他大学院への進学も増加している。

大学院の適切な定員については今後を見据え改めて明確にし、それに基づき在籍学生数を管理していく必要がある。特に博士課程後期課程については、2025 年度入試では入学定員を確保できたものの、安定的な入学者確保に向けた継続的な取り組みが必要である。

5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

自己点検項目：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠(資料、情報)に基づく自己点検

評価の視点 2：自己点検・評価結果に基づく改善・向上

<1>学部

学生の受け入れは、入学試験委員会の合否判定会議で判定評価と入学者選抜ごとの GPA 成績資料や入学時の成績得点や判定評価を確認して学生募集状況を鑑みて合否判定している。これらの適切性についてはアドミッション・オフィス委員会で定期的に点検・評価し

ている。これを、学部事業検証委員会を通して学長協議会で検証し示された改善案を基にアドミッション・オフィス委員会で改善・向上を図る方策を検討し、次年度に反映させている。

入学者の追跡調査と検証

自己点検・評価に基づき、近年は、学長を委員長とした「アドミッション・オフィス委員会」において、毎年9月に入学者の選抜方式ごとの修学状況の確認を行っている。具体的には、入学者選抜の結果、入試方式・学科別に成績(GPA)や退学者の実態調査の追跡作業を実施し、入学者選抜方法の妥当性を検証している。その結果、入試種別ごとの退学率が減少傾向であることから入学者選抜方法は妥当であると判断している。これらの結果は教授会で報告している。

1. 総合型選抜の検証

総合型選抜は、高大接続改革の趣旨を盛り込んだ5選抜方式で実施している。合否判定時には、これまでの入学者の入学年度および選抜方式ごとの単位取得状況、平均GPA、進学・就職状況を確認している。特にレポート作成や小論文の評価軸としてルーブリックを用意し、論理的思考力の測定ができる内容にしている。

2023年度、2024年度の分析においても、平均GPAは一般選抜に遜色なく、APに沿った優秀な学生確保に繋がっていることが確認された。

2. 学校推薦型選抜の検証

学校推薦型選抜の専願制である指定校特別推薦では、これまでの入学者の高等学校の学習成績の状況と本学在学時のGPAのクロス分析・検証を行い、合否判定を実施している。学習成績の状況とGPAとの相関関係の検証データは次年度の推薦依頼高等学校や基準値の検討に活用している。公募制推薦B「地域枠」「女子特別枠」では、多様な学生の受け入れを実施している。「地域枠」は学科試験と面接試験を課している専願制の選抜方式で、滋賀県と岐阜県の高等学校に在籍している現役生を対象としている。入学後の学びを支援するため得点率70%以上の学生を授業料減免制度に採用している。

2023年度、2024年度の検証においても、GPAの成績状況は良好で減免制度を継続させることの妥当性が確認された。

3. 外国人留学生特別入試の検証

外国人留学生特別入試においても面接評価とGPAのクロス分析・検証を行い、合否判定を実施している。2023年度、2024年度とともに、入学者の学習状況は低水準で推移していることが確認された。

オープンキャンパスの改善

アドミッション・オフィス委員会では、オープンキャンパスに関する計画・立案・実施などを検証し、実施形態を見直し改善・向上に努めている。2023年度は、施設見学に教員を配置し高校生・保護者に今まで以上に本学の魅力を伝える改善を継続した。その結果、8月のオープンキャンパスでは、前年比101.3%の参加者があり、改善成果が継続している。

2024年度は、特別予算により高校生・保護者向けのリーフレットやショート動画10本

を制作し、LINE・Instagram・TikTok で広告を配信した。特設ランディングページ(LP)を新たに制作・運用し、「親しみやすさ」「リアルな声」「行ってみたくなる空気感」を意識して構成した。その結果、2025 年 3 月に実施したオープンキャンパスでは、前年比で約 2 倍の参加者数を記録し、施策として大きな成果を上げることができた。(表 4)

(表 4) オープンキャンパス 8 月の参加者数

実施年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
参加者数(対面型のみ)	349	291	512	519	471

広報活動の検証と改善

2023 年度、2024 年度ともに、費用対効果を念頭に置いた広報活動の検証を実施した。

1. デジタル広報の強化

SNS を積極的に活用した広報活動を展開した。Instagram は 2023 年 5 月から運用を開始し、2024 年 3 月末時点で投稿数は 291 件(2023 年度 149 件)、フォロワー数は 760 名(2023 年度 380 名)と大幅に増加した。同内容を Facebook と Threads にも転用している。

LINE は、オープンキャンパスや入試出願情報の発信に加え、LINE 個別相談機能を活用し、受験生や保護者との双方向コミュニケーションを図っている。2024 年 3 月末時点の友だち登録数は 6,564 人(前年比+231 人)であった。

YouTube チャンネルでは、学科紹介や入試方式解説などの動画を学内制作し、受験生応援サイトとの連携のもと発信した。2024 年度は縦型のショート動画をオープンキャンパスの広告を中心に公開し、5 本の動画で計 677 回の視聴となった。

検索連動型広告(リスティング広告)も継続的に実施し、前年度の成果を踏まえた予算配分により、オープンキャンパスや総合型選抜、公募制推薦の出願促進に活用した。

2. リブランディング施策の見直し

より効果的な広報に注力するため、JR 山科駅・草津駅・大垣駅の看板広告は 2023 年度末で掲出を終了した。JR 西日本および京阪電鉄で例年 10 月に実施していたステッカー広告についても、2023 年度で終了している。交通広告の露出がないため、今後のブランディング戦略において改善が必要である。

3. 資料請求者の分析

資料請求者総数は 2023 年度前年比 107.5%、2024 年度前年比 113.6%と増加した。特に 2024 年度は低年次向けの広報強化の影響で 1 年生の請求者が 150.7%と大幅に増加しており、今後志願者へ育成していくための情報提供が必要とされる。

<2>大学院

大学院学生の受け入れについては、学生募集及び入学者選抜の手続きが公正に行われ、かつ適切な学生募集及び入学者選抜となっているかの観点から、大学院入学試験委員会において点検・評価を行っている。具体的には、書類審査において学内規定に基づいて手続きが

適正に運用されたかを確認し、公正性を評価している。また、入学試験では筆記試験と面接試験を実施し、受験者が本学の求める学生像や受け入れ方針に沿った学力・研究能力を有しているかを総合的に判断している。

入学試験方法の継続的改善

大学院事業検証委員会および学長協議会より、多様な学生の特質やその変化を考慮しつつ大学院生としての研究能力や専門知識の質を担保するため、入学試験方法や合否判定基準について常に検証すること、一般入試において志願者を増加させる具体的施策を検討することが求められている。

2022 年度に実施した一般入学試験の改善(筆記試験の出題方法変更、筆記試験と面接試験を同等に評価する方式の導入)については、2023 年度以降も継続して実施している。その結果、学外からの入学者が 2 名(2025 年度入学)となり、一定の成果が見られた。

博士課程後期課程の入学者確保

博士課程後期課程については、2024 年度まで 5 年連続で入学定員未充足が続いていたが、2025 年度入試では志願者数 5 名、入学者数 5 名(入学定員充足率 1.00)となり、2019 年度以来 6 年ぶりに入学定員を確保することができた。

これは、以下の取り組みが成果を上げたものと考えられる。

- リサーチ・アシスタント制度の充実による経済的支援の強化
- 学位取得後の進路に関する情報提供の拡充
- 博士課程後期課程進学の意義の明確化
- 前期課程学生への早期からの進学意識醸成

2025 年度入試の成果を踏まえ、今後も継続的な取り組みにより安定的な入学者確保を目指す必要がある。

以上のことから、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

5.2. 長所・特色

<1>学部

本学は、特色ある入学者選抜として、1 点刻みの一般選抜では評価できない論理的思考力や問題把握能力、志望の明確性を評価する総合型選抜を多く採用している。これらの入学者選抜で入学した学生は各学科とも高い GPA を維持している。またこれらの入学者選抜は、受験生が目指したい学問領域に合致した大学を、自ら調査研究して確認した上で選択するという高大接続改革の趣旨を盛り込んだ選抜方式であると考えている。2023 年度、2024 年度の追跡調査においても、総合型選抜入学者の平均 GPA は一般選抜に遜色なく、AP に沿った優秀な学生確保に繋がっていることが確認された。

2023 年度入試から新設した特待生制度は、4 年間の授業料を国公立大学標準額相当

(535,800 円)とする大幅な減免制度であり、継続のための審査が不要で対象者の人数上限を設定していない点で他大学にない特色を持つ。特待生入学者数は 2023 年度 25 名、2024 年度 32 名、2025 年度 52 名と増加しており、学習意欲が高く優秀な学生の確保に一定の成果を上げている。

本学は、小規模であるが故に丁寧な個別対応が可能であり、これからの学生募集環境の変化にも柔軟に対応できるという特色を備えている。このことは受験生だけでなく、在学生に対しても学習や学生生活、就職活動支援でも活かされている。

〈2〉大学院

大学院への進学希望者数は、景気動向に左右される学部の就職環境などの社会情勢に大きな影響を受ける。本学大学院はバイオサイエンス研究科の一研究科のみを持ち、学生募集についても社会情勢の変化に素早く対応できる。小規模大学であるからこそその体制は、今後の学生募集環境の変化にも迅速に対応可能であると考えている。

5.3. 課題

〈1〉学部

本格的な 18 歳人口減少期に入り、学生募集の構造が一変している。入学定員充足率は 2023 年度 0.74、2024 年度 0.73 と入学定員未充足が継続し、2025 年度の入学定員充足率は 0.62 と開学以来最も低い水準となった。収容定員充足率も 2023 年度 0.81、2024 年度 0.74、2025 年度 0.68 と低下傾向にあり、大学運営の持続可能性に関わる深刻な状況である。

1. 年内入試と年明け入試の二極化

総合大学が年内入試から学生確保を優先させ、年明けの受験者数が大幅に減少している。受験生の受験早期化、上位志向、併願大学の絞込みが加速し、本学のような単科大学では想定範囲を超える入学辞退が発生している。年内入試での入学者確保が重要であるが、2025 年度入試では年内入試の入学者が前年比 87.5%、年明入試の入学者が前年比 84.6%といずれも減少しており、早期化対応策の強化が急務である。

2. 競合環境の激化

本学の学生募集マーケットである同系列の学問分野を持つ大学が、関西圏に 13 大学、東海圏に 2 大学存在する。2023 年度以降、これらの競合大学を含む理系学部の新増設が全国的に相次ぎ、受験生の志願先が総合大学や知名度・立地に優れた大学へと集中する傾向が強まっている。近隣の農学部や生命科学系学部・学科との差別化を明確に打ち出し、本学の教育力や研究力の優位性を展開する広報活動が一層重要になっている。

3. 特待生制度の限界

2023 年度入試から新設した国公立大学並みの学費で 4 年間学べる特待生制度により、特待生での入学者数は 2023 年度 25 名、2024 年度 32 名、2025 年度 52 名と増加しているものの、学部全体の入学者数は減少し続けており、経済的支援だけでは学生確保が困難な状況が顕在化している。

4. ブランド志向の継続

志望段階では「自分のやりたい事」が優先されるが、進学先を決める段階では「名前を知っている大学」を重視するというブランド志向は継続している。全国では中小規模大学の6割以上で志願者が減少しており、近畿地区では関西8大学以外の志願者減少が顕著である。本学の知名度向上が喫緊の課題である。

5. 3年次編入学試験の課題

実験実習を1年次・2年次に多く取り入れているカリキュラムであることから、専門学校や他大学の単位読替えが困難であり、2023年度、2024年度ともに出願者はなかった。カリキュラムの特性上、3年次編入学の受け入れは構造的な課題を抱えており、抜本的な見直しが必要である。

6. 広報戦略の再構築

2024年度は特別予算により、デジタル広報を強化したが、志願者数への直接的な影響は限定的であった。一方、3月のオープンキャンパス参加者数は前年比の約2倍に達し、低年次層への訴求効果と今後の志願意欲の醸成に一定の成果が見られた。しかし、資料請求者から志願者への転換率向上、特に低年次層を継続的にフォローアップする仕組みの構築が課題である。

また、交通広告の終了により、地域における本学の存在感が低下する懸念がある。費用対効を常に検証しながら、戦略的な広報展開が求められる。

<2>大学院

本学博士課程前期課程への進学者はほぼ全員が本学学部出身者で、一般入学試験を通した学外からの進学者はわずかである。2024年度入試、2025年度入試の入学者数は、ともに38名で安定しているが、これは本学学部生の大学院進学率が維持されていることによる。

しかし、学部の入学者数は大幅に減少しており、今後それに伴い、大学院進学者数の減少が懸念される。また近年、国公立大学院の門戸が広くなりつつあり、本学学部出身者の他大学院への進学も増加している。このような状況の中、収容定員の適正な管理は非常に難しい。

博士課程後期課程への進学も、前期課程の学生数に大きく影響を受けるので、前期課程の入学者の安定的確保は不可欠である。2025年度入試では入学定員を確保できたが、2024年度まで4年連続で入学定員未充足が続いていた。安定的な入学者確保に向けた継続的な取り組みが必要である。

本学の大学院DPに沿って学位を授与できるだけの資質を備えた学習研究意欲の高い学生を選抜しつつ、入学者数を確保する入学試験を実施すべく、入学試験方法の改善を継続させることも求められる。

本学大学院の教育・研究環境を積極的に広報する手段を見直し、留学生や社会人の受け入れ促進策を策定してグローバルで多様な人材の確保を目指すことが必要である。さらに、適正な定員の設定について議論すべきである。

5.4. 全体まとめ

高大接続改革の趣旨を盛り込んだ総合型選抜をはじめとする本学の AP に基づく入学者選抜は、学生の質担保に繋がり、本学の教育・研究の充実・向上に繋がると期待できる。2023 年度・2024 年度の追跡調査では、総合型選抜入学者の平均 GPA は一般選抜と同等であり、選抜方法の妥当性が確認されている。

2023 年度に導入した特待生制度は、学習意欲の高い学生の確保に寄与しており、特待生入学者は 2023 年度 25 名、2024 年度 32 名と増加している。一方で、学部全体の入学者数は依然として減少傾向にあり、授業料等の経済的支援のみでは入学者確保が困難であることが明らかになっている。

入学定員充足率および収容定員充足率はいずれも低下しており（2023 年度：入学定員充足率 0.74、収容定員充足率 0.81／2024 年度：入学定員充足率 0.73、収容定員充足率 0.74）、大学運営の持続可能性を確保するためには抜本的な改善策が必要である。学生募集環境は、18 歳人口の減少、年内入試へのシフト、都市部・大規模大学志向の継続といった構造的要因により厳しさを増している。

このような情勢を受け、2024 年度はデジタル広報（SNS・動画・LP）を中心とした広報強化を実施した結果、オープンキャンパス来場者が約 2 倍に増加し、資料請求者数も大幅に増えるなど（資料請求総数：前年比+113.6%、うち高校 1 年生の請求者+150.7%）低年次層への接触強化に一定の成果が得られている。また、高大連携では 2023 年度 78 講座・1,754 名、2024 年度 80 講座・1,814 名と継続的に高校生との接点を保持しており、地域に根差した丁寧な広報・受入れが入学者確保に一定の貢献をしている。

しかしながら、これらの取り組みは現時点で定員充足に結びつく段階には至っておらず、今後は「知名度向上」「学科の差別化」「広報投資の最適化」「高校との長期的な関係構築」による抜本的な戦略転換が不可欠である。大学院については、前期課程で安定的な入学確保の成果が見られる一方で、学部入学者数の不足が将来的な影響要因となるため、学内進学促進や支援制度の充実を通じた中長期的な施策の継続が求められる。

以上を踏まえ、本学は短期的な広報・募集施策の強化と並行して、中長期のブランド戦略および教育カリキュラムの差別化を進めることで、安定した入学者確保と教育研究の持続的発展を目指す。

＜大学基準協会提言＞

是正勧告

- 1) 過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、バイオサイエンス学部メディカルバイオサイエンス学科で0.83と低く、収容定員に対する在籍学生数比率について、バイオサイエンス学部フロンティアバイオサイエンス学科で0.89、同メディカルバイオサイエンス学科が0.78、バイオサイエンス学部（学士課程全体）が0.89と低いため、学部の定員管理を徹底するよう、是正されたい。

5.5. 大学基準協会提言事項に対する改善の対応

2022年度の自己点検報告書において、大学基準協会から入学定員未充足に関する是正勧告を受け、以下の改善策を実施してきた。

実施した主な改善策

1. バイオデータサイエンス学科への名称変更(2023年度)

メディカルバイオサイエンス学科をバイオデータサイエンス学科へ名称変更し、社会のデジタル化とデータサイエンス人材需要の高まりに対応した。特設ランディングページを制作し、学科の学びやデータサイエンスの必要性を紹介する内容として公開した。チラシの作成、高校教員説明会やオープンキャンパスで学科説明を実施し、高校訪問では学科教員が同行して詳細な情報提供を行った。

2. 特待生制度の導入(2023年度入試から実施)

一般選抜前期・共通テスト利用入試前期の合格者のうち成績上位者を対象に、4年間の授業料を国公立大学標準額相当(535,800円)とする大幅な減免制度を導入した。この制度は、継続のための審査が不要で対象者の人数上限を設定していない点で他大学になり特色を持つ。特待生入学者数は2023年度25名、2024年度32名、2025年度52名と増加している。

3. デジタル広報の強化(2023年度～2024年度)

SNSを積極的に活用した広報活動を展開した。Instagramは2023年5月から運用を開始し、2024年3月末時点で投稿数は291件、フォロワー数は760名と大幅に増加した。2024年度は特別予算により、高校生・保護者向けのリーフレットやショート動画10本を制作し、LINE・Instagram・TikTokで広告を配信した。

4. オープンキャンパスの改善(2023年度～2024年度)

2024年度は特設ランディングページ(LP)を新たに制作・運用し、SNS広告との連携を強化した。その結果、2025年3月のオープンキャンパスでは前年比で約2倍の参加者数

を記録した。参加者総数も 2023 年度 1,020 名(対前年比 116.6%)、2024 年度 1,058 名(対前年比 103.6%)と増加傾向にある。

5. 高大連携事業の拡充(2023 年度～2024 年度)

2023 年度は年間 78 講座 1,754 名、2024 年度は年間 80 講座 1,814 名の高校生と接触し、模擬授業、実験講座、研究支援などを実施した。新たに京都府、奈良県、福井県、岐阜県の高等学校での講座を実施し、地域的な広がりを見せている。

改善の成果と課題

上記の改善策を実施したものの、入学者確保の改善には至っていない。2024 年度の入学定員充足率は 0.73 で横ばい、2025 年度は 0.62 と開学以来最も低い水準となった。収容定員充足率も 2024 年度 0.74、2025 年度 0.68 と低下傾向にあり、大学運営の持続可能性に関わる深刻な状況である。

特待生制度により特待生入学者数は増加したものの、学部全体の入学者数は減少し続けており、経済的支援だけでは学生確保が困難な状況が顕在化している。また、2025 年度入試の総志願者数は前年比 74.9%、実志願者数は前年比 89.9%と大幅に減少しており、志願者確保自体が大きな課題となっている。

入学定員未充足の主な要因

1. 構造的要因

18 歳人口の本格的な減少期への突入、年内入試と年明け入試の二極化の加速、大都市・大規模大学・上位志向の顕著化により、全国的に中小規模大学の 6 割以上で志願者が減少している。近畿地区では関西 8 大学以外の志願者減少が特に顕著である。

2. 競合環境の激化

理系学部の新増設が全国的に相次ぎ、関西圏に 13 大学、東海圏に 2 大学の同系列大学が存在する中、総合大学や知名度・立地に優れた大学への志願集中が加速している。競合大学による大型奨学金制度の導入も進んでいる。

3. 本学固有の課題

単科大学としての知名度・ブランド力の不足、立地条件の不利、交通広告終了による地域での存在感低下、特待生制度の歩留率低下(上位大学への流出)などが挙げられる。

今後の改善に向けた方針

入学定員未充足の改善は喫緊の課題であり、以下の方針で取り組む必要がある。

1. 抜本的な改革の推進

2022 年 5 月に長浜市に提案した包括的改革案(公立大学法人化と学部学科改組、総合大学化)の実現に向けて、長浜市との協議を継続する。公立大学法人化が実現すれば、

学費負担の軽減、知名度・ブランド力の向上、学生募集マーケットの全国への拡大が期待できる。

2. 入試制度の更なる改善

長浜枠の設定による地域貢献の明確化、女子枠の設定による多様性確保、総合型選抜の充実による年内入試シフトへの対応強化、特待生制度の見直しなどを検討する。

3. ブランド力強化と知名度向上

リブランディング戦略の再構築、マスメディアへのプレスリリース強化、本学の研究成果や学生・卒業生の活躍の積極的発信、地域社会との連携強化による存在感の向上を図る。

4. 戦略的な広報展開

SNS 広告の効果検証と改善、低年次層への継続的なフォローアップ、資料請求者から志願者への転換率向上、オープンキャンパス参加者の出願促進など、限られた予算の中で費用対効果を検証しながら戦略的に展開する。

5. 高大連携事業の戦略的展開

重点校の選定と集中的な連携強化、協定校との関係深化、滋賀県内高等学校との包括協定締結の推進、実験実習の提供や模擬授業の拡充を図る。

入学定員未充足の改善は、本学の存続に関わる最重要課題である。上記の改善方針に基づき、全学一丸となって取り組み、早期の入学定員充足を目指す。

基準 6 教員・教員組織

6.1. 現状説明

6.1.1. 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

自己点検項目

1. 大学の理念と目的に基づき、大学として求める教員像や学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針を明示し共有されているか。

評価の視点 1：大学として求める教員像の設定

各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点 2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学では「教育理念」と「大学の目的」および各学科の「教育目的」を実現するために、「求める教員像」と「教員組織の編成方針」を以下の様に明確に定めている。

「求める教員像」

本学の求める教員像は、本学の教育理念と目的の達成に強い意志を持ち、学生の模範となる人間性、教養、広い視野と高い専門的知識と行動力を持って、教育研究を通して、人材育成、地域貢献、産業振興、国際交流および学術文化の発展に貢献できる教員である。

「教員組織の編成方針」

- 1) 文部科学省の定める設置基準に則り、必要な専任教員を配置し、教員数およびその組織については、学長のリーダーシップにより教育・研究指導を行うに足る十分な体制とする。
- 2) 専任教員の募集・採用・昇任に関しては、客観的で厳格な基準に則り、公正な手続きにより行う。
- 3) 専任教員の採用においては、教育・研究能力に加えて、年齢構成、男女構成、民間企業などにおける経験についても配慮する。

これらの「大学の目的」や「求める教員像」は教員公募の際に明示している。また、「教員組織の編成方針」はホームページで学内外に公表している。

6.1.2. 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員

組織を編制しているか。

自己点検項目

2. 教員組織の編成方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3：教養教育の運営体制

- ・大学全体及び学部・研究科ごとの専任教員数

2024年5月1日時点の学部・研究科および各学科の専任教員数は次のとおりである。

バイオサイエンス学部 56 名

（教授 28 名、准教授 11 名、講師 3 名、助教 6 名、助手 8 名）

フロンティアバイオサイエンス学科 22 名

（教授 10 名、准教授 4 名、講師 2 名、助教 3 名、助手 3 名）

フロンティアバイオサイエンス学科（臨床検査学コース）3 名

（教授 1 名、准教授 1 名、講師 1 名）

アニマルバイオサイエンス学科 12 名

（教授 6 名、准教授 3 名、助手 3 名）

バイオデータサイエンス学科 19 名

（教授 11 名、准教授 3 名、助教 3 名、助手 2 名）

バイオサイエンス学部の専任教員数は助教以上で 48 名、助手を含めると 56 名であり、教授数も含め、大学設置基準上必要な専任教員数を学部全体、各学科のいずれにおいても満たしている。また、大学院も大学院設置基準上必要な専任教員数を満たしている。専任教員数についてはホームページで公表し毎年更新している。

- ・適切な教員組織編成のための措置

各学科において各専門分野の専門知識を有し、十分な教育・研究能力を有した教員が適正に配置されて主要科目を担当している。バイオサイエンス学部の専任教員の平均年齢は教授が 55.8 歳、准教授が 52.6 歳、講師が 47.0 歳、助教が 41.8 歳、助手が 33.1 歳であり、

年齢構成もバランスが取れている。年齢の分布についても、全体のうち 40 歳台および 50 歳台の中堅が 62.5%、助教のうち 40 歳未満は 50.0%、助手のうち 40 歳未満は 87.5%となっており、講師以上の年齢分布のピークは 50 代前半で、助教と助手のピークは 30 代後半から 40 代前半となり、それぞれの職階の役割を十分に発揮できる年齢構成となっている。また、全ての学科においても女性教員が配置されており、その比率は全体で約 15%である。働きやすい環境の整備のひとつとして女性教員も利用しやすいように女性カウンセラー 2 名(非常勤：公認心理士、精神保健福祉士)の相談体制を整えている。実務経験のある教員も全体で 6 名(11%)であり、外国籍の専任教員も配置しており、「教員組織の編成方針」に定めた各項目を考慮して概ね適切に配置されている。

研究科担当教員の資格は「長浜バイオ大学大学院バイオサイエンス研究科設置科目担当教員の資格審査に関わる内規」を規定して運用している。また、教員の授業担当負担への配慮として、教務委員会が毎年各教員の「教育活動記録」を作成して担当コマ数を記載し、教員の負担を平均化することに努めている。

・教養教育の運営体制

非常勤講師が多い教養教育の運営に関しては本学の教学マネジメント体制の学生教育推進機構および教務委員会を中心に各非常勤講師と連携をとって運営されている。教育専任教員のなかに学部共通教育担当の教員をおき、非常勤講師を含めた学部共通教育担当者間の連携を図っている。

6.1.3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

自己点検項目

3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位(教授、准教授、講師、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

・教員の職位(教授、准教授、講師、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

「長浜バイオ大学教員任用・昇任規程」、および「長浜バイオ大学教員・助手昇任審査内規」に基づいて、教員の募集、任用、昇任の手続きは厳格に実施されている。採用については、規程に基づき職位ごとに任用資格を定め、学部教員については学科長、学部長、学長の具申を経て、また大学院教員については研究科長、学長の具申を経て常務理事会が任用の発議を承認している。その後、常務理事会より選考を付託された教員人事委員会が任用候補者を選考し、学長協議会の審議を経て理事会が採用を決定する。

昇任については、内規に基づき、毎年 1 回、昇任審査の実施を教員に告知し、審査を願い

出る者は学科長に審査資料を提出する。学科長は学部長に推薦、学部長は学長に対して審査実施の申し出を行い、学長が認めた場合、教員人事委員会が内規に定める審査基準、評価項目に基づき審査を行う。教員人事委員会は昇任候補者を選考し、学長協議会の審議を経て理事会在が昇任を決定する。

・ 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

専任教員の募集は、ホームページや研究者人材求人データベース(JREC-IN Portal)などに募集情報を掲載して例外無く公募で実施され、国内外の研究者に隔たりなく周知されている。専任教員の採用に関しては、学部長を委員長とし、学長、研究科長、学生教育推進機構長、各学科長、コース責任者の8名で構成される教員人事委員会が審議する。教員人事委員会は、教育と研究の両面の実績と入職した場合の抱負、社会貢献、外部研究費の獲得状況、民間分野での活動実績などを審査して合議により選考しており、公平性が十分に担保されている。

昇任に関しては、毎年1回、全ての教員に対して、教授会およびメールにより昇任審査の実施を告知している。審査は、内規で大きく4つに分けた評価項目(教育活動、研究活動、学内運営への貢献、学外活動・社会貢献)の中に合計25の評価項目を定め、教員人事委員会が各項目に係る申請資料を精査して点数化している。また、専門教育教員、実験・実習教員、一般教育教員の違いにより、実験・実習教員と一般教育教員には学術論文の執筆本数の要件を設けないなど、職務内容に応じて各項目の評価点を設定し、評価の妥当性を担保している。昇任に必要な基準点は、過去の審査における昇任に必要な基準点を目安とし、審査を受ける年度により不公平が生じないように配慮している。

「長浜バイオ大学教員任用・昇任規程」と「長浜バイオ大学教員・助手昇任審査内規」は性質のことなる「任用」と「昇任」の規程を分離し、それぞれの手続きを明確化するため、「長浜バイオ大学教員任用規程」、「長浜バイオ大学教員・助手昇任規程」への改正を行った。

6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

自己点検項目

1. 教育理念に基づいてFD活動を組織的かつ多面的に計画し、実施しているか
2. FD活動の目的や目標が教職員間で共有されているか
3. FD活動が教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につながっているか
4. FD活動に関する記録および報告書を適切に作成しているか

評価の視点：FD活動の組織的な実施

学部FD委員会及び大学院FD委員会では、本学の理念と委員会規程に基づき教員の質的向上に取り組むため、教育能力の向上、授業方法の開発及び改善に関する研修を企画し、学

内外の講師を招いて開催している。研修の案内は、学部 FD 委員会・大学院 FD 委員会から学長協議会を経て教授会へ報告し、また、全教員を対象にメール通知も行っている。今回の点検期間において、すべての教員が 1 年に 1 回以上は FD 研修会への参加をおこなっている。

2023・2024 年度の FD 研修では、研究推進力、教育環境の安全性確保、AI 活用力など、大学教員に不可欠な資質の向上を目的とした。科研費獲得の実践的ノウハウや企業連携の経験談を通じて研究力を高める一方、ハラスメント防止研修により倫理的配慮と学生指導力を向上させ、さらに生成 AI やデータサイエンスの活用事例を学ぶことで、教育の質向上に資するデジタルリテラシーを習得した。

2023 年度の FD 研修開催実績

- ・ 2023 年 7 月 11 日（火）
「企業との共同研究を行うにあたって～私の経験談～」
講師：長浜バイオ大学 小倉淳教授、白井剛教授、長谷川慎教授、向由起夫教授
参加者：教員 35 名
- ・ 2023 年 9 月 6 日（水）
「キャンパスハラスメントを防止するために」
講師：NP0 法人アカデミックハラスメントをなくすネットワーク理事 西村寿子氏
参加者：教員 42 名
- ・ 2023 年 10 月 2 日（月）
「生成 AI の取り扱いと活用例・バイオデータサイエンス学科のカリキュラム」
講師：長浜バイオ大学 白井剛教授、永田宏教授、塩生真史准教授
参加者：教員 25 名

2024 年度の FD 研修開催実績

- ・ 2024 年 7 月 22 日（月）
「科研費獲得の方法とコツ：事例とポイントでわかる採択されるための申請書の書き方」
講師：ジーラント株式会社代表取締役 久留米大学客員教授 児島将康氏
参加者：教員 35 名 大学院生（修士・博士）3 名 本学研究員 2 名 合計 40 名
- ・ 2024 年 9 月 10 日（火）
「ハラスメントのない快適な教育研究環境をつくろう～良好な教え教えられる関係づくり～」
講師：NP0 法人アカデミックハラスメントをなくすネットワーク 代表理事 御輿久美子氏
参加者：教員 40 名、職員 27 名、他大学教職員 5 名 合計 72 名
- ・ 2024 年 11 月 6 日（水）
「ハラスメント防止研修 学生指導における留意点」

講師：名古屋大学ハラスメント相談センター相談員 臨床心理士・公認心理士 内川菜月氏

教員 29 名、大学院生・学部生 24 名、本学研究員 1 名 合計 54 名

大学基準協会からの提言を受け、2024 年 11 月には「大学院 FD 研修会」として大学院での研究指導に焦点を当てたハラスメント防止研修を実施した。また、7 月には教員に加え大学院生（博士・修士）も対象とした科研費獲得に関する研修を実施した。

このように FD 活動は学部 FD 委員会、大学院 FD 委員会において多様なテーマの研修会を年度ごとに計画し、全教員を対象に実施している。実施した FD 研修会は学部 FD 委員会・大学院 FD 委員会へ報告している。

6.1.5. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

自己点検項目

4. 定期的に上記の点検項目の点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく自己点検

評価の視点 2：自己点検・評価結果に基づく改善・向上

・適切な根拠（資料、情報）に基づく自己点検

教員組織に関しては、「教員組織の編成方針」に則した組織体制が構築されているか、「長浜バイオ大学教員任用・昇任規程」および「長浜バイオ大学教員昇任審査内規」に基づいて教員の募集、採用、昇任が行われているか、という観点から教員人事委員会が定期的に点検・評価を行っている。教員組織の適切な管理のために、教員人事の発議やその担当分野の検討、職位の妥当性などは学長協議会および常務理事会で毎回入念に検討している。

・自己点検・評価結果に基づく改善・向上

学部事業検証委員会、大学院事業検証委員会を中心とした PDCA サイクルと、学長協議会を中心とした PDCA サイクルの 2 つで構成される多階層式の PDCA システムを構築することで、教員組織の適切性についても定期的に点検を行い、改善を行っている。教員人事委員会の自己点検方針に沿った自己点検を行い、それを基に学部事業検証委員会を通して学長協議会から改善事項があれば改善案を受け、助言に基づき改善点を明確にし、翌年度以降の活動に反映させている。

6.2. 長所・特色

本学の教員採用や昇任に関しては規程と内規が整備され、その手続き体制も明確に規定

されている。本学における専任教員の採用はこの規程と内規に則り、例外無く公募で実施されている。また、採用の審議は、学部長を委員長とし、学長、研究科長、学生教育推進機構長、各学科長、コース責任者の8名で構成される教員人事委員会が行なっており、各学科でのカリキュラムの遂行や、学科内の教員のバランスなども適確に審議できる体制になっている。また、専任教員の昇任に関しても規程と内規に則り、毎年審議されている。本学では、昇任人事は各教員の評価を点数化して行っている。このように、教員人事は明確かつ客観的で、組織的に適正化が図られている。

FD に関しては今後求められる教員の資質に関するテーマや、継続して取り組むテーマをFD 委員会で検討し、対面やオンラインを活用しながら多くの教員が参加できる形で多面的に実施している。

6.3. 問題点

現状の教員組織の編成は入学者数の大幅な減少により、定年退職を迎える教員の後任補充を控えている点もあるが、大学は中期計画に基づき絶えず組織改革を推進し、教員組織は、今後も長期的な視野に立って計画的に編成していく必要がある。

6.4. 全体まとめ

本学は「教育理念」と「大学の目的」および各学科の「教育目的」を実現するために「求める教員像」を定め、「教員組織の編成方針」を明示している。また、教員採用と教員昇任の手続きや基準は規程と内規により明確に定められている。人事計画に基づき各学科長からの上申を学部長が学長に具申し、常務理事会へ発議された後に承認された場合には、教員人事委員会へ選考が付託され候補者を決定する。教員採用や昇任に関しては例外なくこの手続きを経ることで、計画的かつ公正に行われている。

教員の資質向上のために、今後も自己点検・評価をおこない検証を受けた内容を踏まえ改善しながら、組織的かつ多面的なFD活動を継続していく。

「現状説明」として記述したように大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針に基づく取り組みは概ね適切に実施されているといえる。

<大学基準協会提言>

改善課題

- 1) 教育改善に関する大学院固有のFD活動を行っていないため博士課程前期課程・博士課程後期課程全体又は各研究科として、適切にこれを実施するよう、改善が求められる。

6.5. 大学基準協会提言事項に対する改善の対応

改善課題 1) について

大学院固有のFD活動を実施するため、2024年度には「大学院FD研修会」として大学院での研究指導に焦点を当てたハラスメント防止研修を実施した。2025年度以降も同様に大学院固有のFD活動を実施していく。

基準 7 学生支援

7.1. 現状説明

7.1.1. 大学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

自己点検項目

修学支援：さまざまな学生の能力や適性、目的に応じて行う学習支援の方針を、学内外に明示できているか。

学生生活支援：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生生活支援に関する大学としての方針を明示しているか。

進路支援：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、就職・キャリア支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：

大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

(1) 修学支援の方針の内容

すべての学生がそれぞれの能力や適性、目的に応じて主体的に学習を進められるよう、計 4 項目の学習支援の方針を制定している。学内外での周知を図るためにホームページでも公開し、明示している。

(2) 学生生活支援の方針の内容

すべての学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、計 7 項目（経済支援、心身の健康に関する学生相談、留学生や障がいのある学生等の多様な学生への支援、正課外活動支援など）を列挙し、学生生活支援に関する方針を制定し、スタディ・ガイド等に明示している。また学内外で周知を図るために、ホームページで公開した。

(3) 進路支援の方針の内容

すべての学生が安心して学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、計 4 項目の進路支援の方針を制定している。この方針は、本学公式ホームページに掲載するとともに、学生向けの就活支援講座資料や、保護者会資料に掲載するなど、広く公開している。

7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

自己点検項目

修学支援：学習支援の方針に基づき、学習支援体制を整備し、活動を適切に行っているか。学生の主体的な学習を促進するための支援措置を講じているか。

学生生活支援：学生生活支援に関する大学としての方針に基づき、学生生活支援の体制は整備されているか、また、学生生活支援は適切に行われているか。

進路支援：就職・キャリア支援に関する大学としての方針に基づき、就職・キャリア支援の体制は整備されているか。また、就職・キャリア支援は適切に行われているか。

評価の視点1：

学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：

学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：

学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・人間関係構築につながる措置の実施(学生の交流機会の確保等)

評価の視点4：

学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5：

学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施

評価の視点6：

その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

(1) 修学支援体制

学科・コースにおいて、1年次生および2年次生の小グループごとに担当の教員を定めたホームルームを構成し、半年に一度の個人面談を行なっている。単位取得の状況や学生生活について、必要に応じた指導をしている。3年次生および4年次生には卒業研究の指導教員が決まるため、それらが修学に関する指導も実施している。全学的な修学支援の部署としては学生自習室に隣接して学習支援センターが設置されており、室長、専任教員2名、事務職員1名から成る学習支援推進室が運営している。他に、3年次以上の学生の中から学習アドバイザーが雇用されている。講義や実験実習に関わる学習活動支援に加え、入学前教育講座、新入生オリエンテーション、学生チューター制度（愛称、ぴあサポ）等の運用を行ない、入学前後の早期から適切な支援が届く体制を整備している。修学支援の全体像を図1に示した。

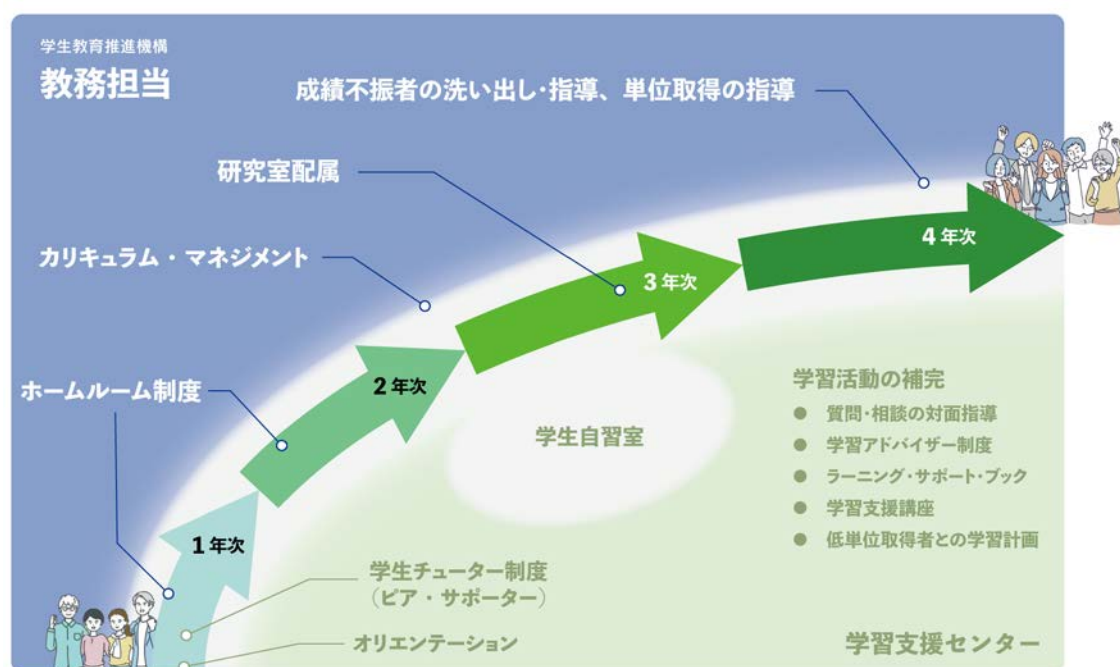


図1 修学支援体制の全体像

(2) 学生生活支援体制

生活支援については、「長浜バイオ大学学生支援委員会規程」に基づいて、学生支援委員会のもと、学生の全般的な生活と福利厚生等に関わる事項を審議・執行するなど、支援体制を整備している。障がいのある学生に対する修学支援等については、学生支援委員会と密接に連携する委員会あるいは組織を別に設け、支援体制を整備している。それらについては、以下の「評価の視点2」の該当する項目にて記述する。

(3) 進路支援体制

就職・キャリアサポートセンターは、進路支援スキル向上のために外部団体の主催する研修を受講した就職・キャリア担当職員4名および外部カウンセラー2名により運営されてお

り、対面による個別相談の体制を整備している。また、クラウド型学習支援システム manaba や Microsoft Teams 等によるオンラインの相談体制を整え、進路支援を展開している。就職・キャリア担当職員は学生が配属されている研究室単位で進路指導を行っており、指導教員との連携が図られている。さらに、各学科の教員で構成された進路・就職委員会を定期的に開催し、学生に対する進路支援の進捗の共有や各種支援活動等の改善を行う仕組みを構築している。

正課科目では、就業観の育成を目指したキャリア教育科目を複数設置し、企業との連携による PBL や長浜市内でのフィールドワークを通じた体験型授業を実施している。これらの科目は、科目担当教員と就職・キャリアサポートセンターが密接に連携して運営している。以上の進路支援体制に加え、学生の進路選択を支援する体験型授業を低学年時から受講できるように、カリキュラム改善を検討している。

評価の視点 2：学生の修学に関する適切な支援の実施

(1) 学生の能力に応じた補習教育、補充教育

学習支援センターでは、学生の自主的な学習に関する個別指導の他、教務委員会で抽出された成績不良者への対応を行なっている。個別に面談を行い、希望者に対しては定期的な学習相談を実施している。2024 年度当初は、専任教員および学習アドバイザー学生により 5 名が継続的な支援を受けた。また、2024 年度には、「数理科学 I」履修者からの要望を受け、学習アドバイザー学生による質問会を開催した。一時的な個別指導を含むセンター利用者ののべ人数は、2023 年度 985 人、2024 年度 700 人であった。2023 年度は、必修科目「化学基礎」に関する特別指導を実施したため多かった。

(2) 正課外教育

後述する学生チューター制度（びあサポ）では、雇用した学生に研修を課してコミュニケーションおよびファシリテーションのスキル教育を行なっている。学生チューターとしての活動を開始した後も学生支援センター教員が定期的な面談や聞き取りを行ない、行動を振り返る機会としている。これらにより、制度の維持と同時にチューター学生の成長を図った。

詳細の記録や報告はないが、学科・コースの担当教員により、臨床検査技師および実験動物技術者の資格試験に関する勉強会が開かれた。学科・コースにおいて、また、科目担当教員によって、必要に応じた正課外教育が行われており、今後、実態を調査する。

その他、正課外活動（部活動）の支援に関しては、「評価の視点 5」でまとめて述べた。

(3) 自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援

manaba にすべての科目が登録されており、各科目担当の教員は講義資料を掲載して自宅等での学習に利用させている。学生への連絡や学生からの相談の機能も備えている。また、すべての学生と教職員が Teams に登録されているので、チャットで相談をする、ファイルを共有するなどで学生の相談に素早く対応できる。学習支援センターへの相談も Teams 等を利用してオンラインで行える。問い合わせ先はスタディ・ガイドでも案内した。

(4) 留学生等の多様な学生に対する修学支援

留学生の経済的支援については、留学生対象の特別奨学金支給および学費減免制度を適用して支援している。修学支援では、留学生相談室を年間 80 日以上開室し、支援スタッフ

を中心に生活相談、個別面談実施、出席指導等を行っている。また、近年留学生の在籍数はやや減少傾向にあるが、国籍も多岐にわたっていることから、より一層丁寧な対応が要求されており、支援スタッフをはじめ、学生生活支援担当職員、学生支援委員会が協力して対応している。

(5) 障害のある学生に対する修学支援

2024 年 4 月「障害者差別解消法」改正法施行による、合理的配慮の提供義務化を受けて、「長浜バイオ大学における障害を理由とする差別の解消の推進に係る教職員等対応に関する規程」および「長浜バイオ大学障害学生支援委員会規程」に基づいて、障害学生支援委員会のもとで障害支援申請者に対する支援を行う体制を整備している。

入学試験出願時における受験生からの支援申請に基づく入試での合理的配慮を検討する他、希望者には配慮や支援に関する入学前相談や入学式の日の三者面談をしている。入学後は支援ニーズに基づいた面談を行い、併せて学生生活ガイダンスや保護者説明会等で障害学生支援制度の理解を図りながら、支援申請を受け付けている。具体的には、学生本人の支援申請を受けて、障害学生支援委員会のもとで、障害の種別に応じた、修学・履修支援、学習支援、進路支援等の可能な支援内容(合理的配慮)を検討し、支援申請者との協議を通じて合意形成を図りつつ支援に取り組んでいる。

また、2024 年度からは障害支援申請者が配慮依頼文書の年度更新手続きをする時点でのモニタリング調査を開始している。すなわち、支援申請者と共に「ふりかえりシート」を使った検証を実施し、支援内容の見直しをしている。その他、障害学生支援の強化策として、1)関係する教職員に障害支援コンサルテーションを実施して個別障害支援の検証および基本情報の共有を行い、2)外部講師を招聘して大学を取り巻く障害支援の基本理解と事例研究を行った。1) 2) については、FD・SD の位置づけでもあることから、FD 委員会と連携の上、企画段階から各所管委員会の意見を集約するなど、障害学生支援委員会を中心に企画を実行した。

(6) 成績不振の学生の状況把握と指導

教務委員と学習支援センターの専任教員が連携し、留年や取得単位が極端に少ない等の成績不振者との二者面談あるいは保護者を交えた三者面談を半年毎に実施した。2023 年度は前期 26 名と後期 26 名、2024 年度は前期 29 名と後期 9 名を面談し、個別の状況把握と指導を行った。

(7) 留年者、休学者及び退学希望者の状況把握と対応

休学および退学については、「長浜バイオ大学教務規程」で手続きを定めるとともに、申出方法についてはスタディ・ガイドに明記している。休学あるいは退学を希望する者への対応は、学生生活支援機構事務室(学生生活支援担当)において願い出を受理した学生に対して面談を行い、学生本人の意思および理由を十分に確認した上で、学生支援委員会の審議・承認を経て学長が決定している。休学者については、休学期間満了後の将来の復学意向についても面談で確認する。また休学決定者については、休学期間終了前に個別通知を行い、遅滞なく学籍異動手続きされるように複数回の情報提供を行うなど丁寧に対応している。

(8) 奨学金その他の経済的支援の整備、ならびに授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

奨学金等の経済的支援は、日本学生支援機構奨学金(貸与型、給付型・学費減免)による支援を中心に、学内では本学独自の奨学制度による支援を行っており、募集要項やスタディ・ガイドにより在学生向けに周知している。

本学独自の奨学制度のうち〔報奨型〕制度では、成績優秀者を対象にした「長浜バイオ大学学内奨学金」「長浜バイオ大学大学院学内奨学金」や、企業寄付を基金とした「長浜バイオ大学サポーター奨学金」による奨学金給付を行っている。一方、〔経済支援型〕制度では、家計困窮者を対象に「長浜バイオ大学家計急変奨学金」など複数の制度により修学を支援している。学内の経済的支援制度や学外の各種奨学制度については、説明会で案内する他、manaba およびスタディ・ガイド、ガイダンスなどを通じて周知し、大学ホームページでも公表している。また全保護者向けに〔経済支援型〕奨学金制度の通知を行うなど、経済的支援ニーズの高まりに対応している。

なお、学費を納入期日までに納入できない学生に対しては、延納制度により納入期日を猶予措置する他、学内外の奨学制度を適宜情報提供している。

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

(1) 学生の相談に応じる体制の整備、ならびに学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生の相談に応じる体制の整備のため学生相談室を開室し、公認心理師等の資格を有するカウンセラーが、対人関係のこと、修学や進路に関すること、障害に関することなど、様々なこころの相談に対応している。学生相談室の利用方法については、大学ホームページ、スタディ・ガイド、ガイダンスなどを通じて周知している。また学生の多様な相談ニーズに対応するため、対面相談だけでなくWEBや電話による相談も選択可能とするなど、学生の利便性向上を図っている。また「相談室だより」を定期的に発信して、広く学生の利用を促進している。

学校保健安全法に基づき、全学生を対象とした定期健康診断を毎年度実施している。体調不良の学生が休息できる医務室を整備し、また、可能な限り医療機関を受診することを促している。学生の急病や緊急を要するケースについては、近隣医療機関への搬送による対応を行っている。

安全面の配慮として、新入生(4月実施)および在学生(9月実施)を対象に「学生生活ガイダンス」を実施している。学生生活の指導ならびに修学面に関する一般的な注意事項の他、(a)学生相談室の利用や、長浜警察署の協力を得て、(b)消費・生活安全講習、(c)交通安全講習など、学生生活で想定されるリスク回避を目的としたガイダンスを実施している。

(2) ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備

ハラスメント防止およびハラスメントに起因する問題の対処については、「長浜バイオ大学倫理および人権委員会規程」および「長浜バイオ大学人権に関する専門委員会内規」を制定し、人権相談員を配置して、ハラスメントなど人権侵害に関する相談および申し立てに対応する体制を整備している。相談員の構成は性別を考慮し、教員(男女各1名)、事務職員1名としている。

学生向けには「学生生活ガイダンス」で啓発を行うとともに、「キャンパス・ハラスメント 相談のてびき」を配布して防止対策の啓蒙や相談窓口の周知を行っている。加えて、ハ

ラスメントに関する相談対応についてはスタディ・ガイドを通じて周知している。

教職員を対象として、ハラスメントの定義および類型や、学生との距離の取り方と指導への心構え、加害者にならないための注意点など、ハラスメント理解を深めるための研修会を実施している。

(3) 人間関係構築につながる措置の実施(学生の交流機会の確保等)

学生チューター制度(愛称ぴあサポ)は、新入生が大学生活をスムーズに開始できるよう、2年次以上の学生チューターがサポートする制度であり、2018年度に設けられた。2023年度と2024年度も新入生オリエンテーションに参加し、担当する新入生と交流をすると同時に新入生同士を結びつける働きかけを行った(7-習-08, 17)。さらに、一年間継続して新入生の大学生活をサポートし、勉強会や交流会等のイベントも実施した。これらを通して新入生の人間関係構築をおおいに助けており、新入生アンケートでも大学生活に役に立っていることがわかった。また、学生チューター自身がイベントを計画して実施する中で、より高度に人間関係を構築して成長している。

新入生オリエンテーション期間中には、課外活動の紹介や相談会などを含む新入生歓迎プログラムを準備して行っており、新入生どうしや新入生と上級生の人間関係構築につながっている。これは学生主体で実施され、主に学生支援委員会および学生生活支援担当がサポートした。

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

学生の主体的な進路選択と自立を促すことを目的に、就職・キャリア支援体制の整備を進めている。就職・キャリアサポートセンターの担当職員および外部委託のキャリアカウンセラーが、学生個々の進学・就職に関する課題に応じた個別相談を実施している。職員への個別相談は予約が不要であり、時間も制限なく、柔軟かつ継続的に支援している。特に、学部3年次生および修士1年次生の全員との面談は担当職員が実施しており、進学希望者、就職希望者に関わらず卒業後の進路を学生と共に早期から検討する相談体制を整備している。就職活動が長期化している学生や未内定の学生については、年度を通じて状況把握と支援につなげるための組織的なフォローを実施している。すなわち、未内定者への追跡調査(電話連絡)や、指導教員との連携による個別アプローチを恒常的に行い、活動の立て直しを支援する「リスタート講座」を必要に応じて実施できる体制も整えている。

これらの支援の結果、2024年度の就職率は学部卒業生97.6%、大学院博士課程前期課程修了生100.0%と高水準を維持している。また、2024年度卒業式時に実施したアンケートでは、就職・キャリアサポートセンターの個別相談に対して94.9%の学生が「満足・やや満足」と回答しており、支援体制の有効性が示されている。

(2) 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

学生が主体的に進路を選択できるよう、進路選択に関する支援やガイダンスを体系的かつ継続的に実施している。学部3年次生および修士1年次生を主な対象とした就職ガイダンス、自己分析・自己理解、採用試験対策などの講座は年間を通じて開催しており、進路検討の初期段階から支援を行っている。

12の業界から採用担当者を招いた業界・職種研究セミナーでは、業界や職種に求められるスキルや人材像について理解を深める機会を提供した。また、45社の企業・団体を招聘

した学内合同業界研究会を3日間にわたり開催した。公務員希望者に対しては、公務員試験対策の専門講師を招いたガイダンスを実施し、筆記試験対策のオンライン通信教育講座（有償）を特別価格で提供した。

各学年の学期初めの履修ガイダンスでは、就職・キャリアサポートセンター主催行事の情報提供やキャリア科目の紹介を行った。さらに、キャリアガイドブックを作成して学部3年次生および修士1年次生に配布し、就職活動の準備段階から選考当日および内定後に至るまでの一連の準備に関する情報提供を行なった。

一方、進学希望者や進学を検討する学生への支援では、大学院の仕組みや進学に関する情報、進学のキャリア形成などを紹介する大学院進学説明会を開催した。

これらの支援を通じて、学生が自らの適性や希望に応じた卒業後の進路を選択できるよう、きめ細やかな支援体制を構築している。

評価の視点5：学生の正課外活動(部活動)を充実させるための支援の実施

課外活動の意義についてはスタディ・ガイドに明記し、大学ホームページ等にて周知している。課外活動団体の活動を奨励して活性化を図ることを目的に、申請のあった団体に対して団体結成承認と諸活動援助金を支給している。結成承認された課外活動団体には部室を貸与して、活動拠点を確保するとともに活動を支援している。また、スポーツ系団体や、その他の対外的な活動を行う団体には賠償責任保険の加入を義務付け、保険料の一部を大学が支援している。課外活動委員会を開催し、課外活動の活性化のための課題を協議している。

長浜市内のサテライトオフィスを大学・地域との交流活動拠点と位置付けており、地域連携・産官学連携推進室とともに課外活動団体へ活用を呼び掛けている。

命洗祭(学園祭)については、実行委員会形式で企画・実施している。企画の立案にあたっては学生の自主性を喚起する一方で、地域住民の参加を促すプログラムを用意すること、地元企業・団体への協賛金依頼等の協力依頼に重点的に取り組むこと、上記視点に基づいて地域連携を図ることを実行委員会と協議し、方向づけながら支援を行っている。

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生自習室は平日9:00～20:00に開室していたが、学生の希望により2023年度7月から夜間の開室延長を実施し、2024年度後期の定期試験前と試験中には休日開室を実施した。

2023年度卒業式アンケートにおいて「キャリアサポートセンターの使い方が分からず利用しづらい」「キャリアセンターに入りにくい」との声があった。これを受け、初期面談時に同センターの利用方法を記載した案内用紙を配布して周知を図った。また、キャリアサポートセンター前に、同センターで提供している支援内容を明記した大型ディスプレイによる掲示を設置し、学生が気軽に利用できる環境づくりの訴求に努めた。

採用活動のオンライン化が進む中、学内では就職活動専用のオンラインブースの設置・運用を継続しており、企業の主催するオンラインイベントへの参加のために、学生が必要に応じて利用できるようにしている。

7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

自己点検項目

修学支援：修学支援の適切性について、定期的に、学習支援のニーズや成果を適切に把握及び評価しているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生生活支援：学生生活支援の適切性について、定期的に点検・評価を行っているか、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

進路支援：就職・キャリア支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：

適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：

点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価、及び点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 修学支援について

学習支援推進室は、各年度前後期末に1-3年次生に対して「学習支援センターアンケート」を実施し、学生毎の学習動向と学習支援センターへの利用状況の調査を、また、1年次生に対しては前述のようにびあサポへの評価を含めた調査を行った。それらによると、入学後に学習に関心のない学生はいないが2024年度の学習支援センターの利用者数が1年次生において減少していることがわかり、必要な学生に支援が届いていないことを懸念している。生成AIの利用が進んで学習方法が変化している学生に、有効な支援をどのように届けるかは課題である。授業欠席の連続を指標にして学習困難な学生を見つけられるかを検討している。また、学習支援センターアンケートによると3年次生の学習意欲がやや低下している。IR運営委員会による学生アンケートの結果(2021年度、2022年度)と合わせて見ると、3年次生で能力や知識の増加を感じにくくなっていることと相関している。上級生の学習をどのように支援していくか検討している。

2023年度と2024年度の修学支援に関する事業計画はそれぞれ前年度の学習支援委員会にて決定しており、それに沿って実施した事業を年度の終わりに報告して検証した。

(2) 学生生活支援について

学生支援委員会において年度ごとに活動方針(事業計画)を立てて各施策を実行している。各施策の取組および進捗状況については学生支援委員会を開催して議事次第と当該資料に基づいて審議のうえ逐次執行し、年度末に当該年度の施策の適切性について議事録に基づいた自己点検・評価を行っている。またその結果を踏まえて次年度の活動方針(事業計画)を策定し改善・向上を図りつつ、学部事業検証委員会ならびに大学院事業検証委員会、および

学長協議会による検証を受け、検討依頼がなされた場合には次年度の活動方針に反映させている。

外国人留学生を取り巻く経済的な背景の変化に伴って、学部・私費外国人留学生に対する入学金免除・授業料減免、奨学金制度について、2025 年度入学生より新たな成績基準を適用することに変更した。

2024 年度命洗祭(学園祭)については、近隣の滋賀文教短期大学と合同開催を行った。南長浜地区の活性化のため、本学キャンパスのみならず田村駅からインキュベーションセンターも会場として、地域住民の参加を促す企画など地域連携を図ることを方向づけて支援を行った。

学生相談室は、当初は開講期間のみの開室であったが、相談ニーズの多様化に伴い 2024 年度から長期休暇期間にも日数限定で開室した。また障害学生支援について、2024 年度から障害支援申請者を対象にモニタリング調査を実施した。配慮依頼文書の年度更新手続きをわかりやすくすると共に支援内容の相互検証を開始し、修学支援の内実化を図っている。

(3)進路支援について

進路・就職委員会では、原則として月に 1 回の定例会を開催し、進路決定状況や各種支援事業や進路・就職ガイダンスの実施状況を報告して確認している。会議において改善すべき点について意見交換を行い、即時対応が可能な課題についてはその場で改善を実施している。2023 年度第 3 回委員会では、インターンシップやオープンカンパニーへの参加を学生に奨励する方法の改善案が協議された。その結果、選考を通過しない事態が連続しても諦めず挑戦する姿勢や、これらの企業主催の採用イベントに参加するメリットを、2024 年度進路・就職ガイダンスで重点的に説明した。さらに、年度末には年間の事業報告を取りまとめ、定例会で議論された改善策を次年度の事業計画に反映させるよう検討を実施している。また、卒業式の挙行日に実施している卒業生へのアンケート結果を活用し、進路選択に関する本学の学生の動向やニーズの把握に努めている。

7.2.長所・特色

(1)修学支援について

本学には、様々な能力や適性、また、学ぶ目的を持って入学した学生がいる。それらが主体的に学習を進めるには、学生の一人ひとりに届く修学支援が必要である。そのため、ホームルームの担当教員により 2 年間の見守り体制がとられている。学習支援センターは、早期のつまづきを防ぐべく低学年への支援を強化しており、生物学、化学をはじめ、本学の教学の要である実験実習科目に関しても、いつでも相談できる場所として機能している。学習困難と思われる学生に対しては学習習慣を維持するために定期的な来室を促すなど、学生に寄り添った支援を行っている。学習アドバイザーは、同じ学生の立場からきめ細かく下級生を支援できる。また、学生チューター制度(ぴあサポ)の 1 年次生へのサポート内容は履修登録から大学生活まで多岐に渡り、大学生活への適応を早めて、落ち着いて学習を開始するのに役立っている。

(2)学生生活支援について

留学生の国籍多様化などに伴って、留学生同士の交流の活性化により先輩から後輩へのサポートが行き届くよう、支援策に取り組んでいる。

障害学生支援については、希望者に入学前相談や入学式の日三者面談をしている。支援申請学生の意思表示に基づき本人との面談を実施し、建設的対話により合理的配慮内容を検討して個別・具体的な支援策を実行している。支援対象者の増加に伴って、全教職員が共有する「配慮依頼文書」は電子ファイル閲覧に変更し、セキュリティ保持と迅速な情報共有を図っている。

学生相談室の利用者数からは、在籍学生数が減少しても利用率が維持されているとわかる。学生の相談内容が多岐に渡ることを鑑み、対面相談だけでなく WEB 相談および電話相談もできるよう学生の利便性向上を図ったこと、また来室者に対してはカウンセラーから継続的な利用促進を働きかけたこと等が、利用のしやすさにつながっている。

学生生活ガイダンスはオンデマンド方式による動画提供を行って、学生が内容を反芻して視聴することを可能としている。

新入生オリエンテーションの一環として、課外活動を紹介するなどの新入生歓迎会を毎年実施しており、新入生が大学生活に早期定着することに寄与している。

長浜市内のサテライトオフィスの利活用により地域連携のための環境を整備した他、命洗祭をはじめとして地域住民の参加を促す地域連携の企画が定着しつつある。

(3) 進路支援について

就職・キャリアサポートセンターには、キャリア担当職員と外部カウンセラーが常駐している。予約不要な専任職員への相談では、制限時間を設けずに対応している。また、研究室単位でキャリア担当職員を配置し、指導教員との連携の下で学部 3 年生および修士 1 年生全員と個別面談を実施し、学生一人ひとりの状況に応じた支援を実施している。このように、学生が身近に相談できる環境を整え、進路検討の初期段階から伴走的に支援できる体制は本学の特色である。就職ガイダンスや業界研究会、公務員講座などを、年間を通じて体系的に実施し、地域企業との連携を活かした実践的な進路支援を展開している。学部卒業生 97.6%、大学院修了生 100%という高い就職率を維持しており、学生からの進路選択に関する満足度も高いことが進路支援での大きな成果である。

7.3. 問題点

(1) 修学支援について

2024 年度に学習支援センター利用者が減少しており、必要な学生に支援が届いていないのかがわかりにくくなっている。中学、高校時代に Covid-19 による行動制限の経験を持つ入学者が対面での質問や相談をすることに慣れておらず、かつ、生成 AI を日常的に利用するのであれば、自主的に学習を進められない学生が可視化されにくい。支援が必要な学生にリーチできていない恐れがある。学期の成績が確定して成績不良がわかるより十分に以前に、その可能性のある学生をどのように見つけ、どのように支援するかは問題である。また、3 年次生あるいは学習意欲の高い学生に対して、より高度な学びを支援する体制は十分ではない。多様な学生の支援ニーズを掘り起こし、これに応えていくための方策が必要である。全学生の学習への取り組み充進を、学習時間をベンチマークとして増加させる検討がされているが、様々な種類の支援が学生にリーチするための単純な解決策はなく、学習状況の実情を繊細かつ網羅的に調べる必要があると思われる。

(2) 学生生活支援について

私費外国人留学生に対する経済支援策は、開学時から入学金免除・授業料減免・特別奨学金支給をセットで実施してきたが、アドミッション・オフィス委員会より学生支援委員会へ、国家レベルの経済事情の激変等を理由に見直しが提起された。これらを受けて、成績基準を日本人学生と同等とするなど、修学実態に即した改正を要する。

障害学生支援を必要とする学生は年々に増加しており、全教職員に「配慮依頼文書」の内容が共有されるまでに時間を要するケースが生じている。また私立大学において合理的配慮の提供が義務付けられたことを受け、全教職員が「長浜バイオ大学における障害を理由とする差別の解消の推進に係る教職員等対応に関する規程」に基づく合理的配慮の提供者となるため、障害支援に対する理解をさらに深める取り組みが求められる。特に障害学生モニタリング調査による配慮依頼文書の見直し、年度更新の意思確認、および適宜の支援内容検証（コンサルテーション）を要する。

学生相談室に係る開講期間の開室日程（月曜日・火曜日・水曜日）について、相談内容の連続性等のニーズから週の後半の開室が望まれている。

医務室の整備充実に関して、2016 年度認証評価における改善報告書で「努力課題」と指摘され、学内での検討課題とされた医務室の充実については、主として学生生活支援担当が対応している。現在までのところ大きな問題は起きていないが、医療従事者の判断を要するケースに迅速かつ適切に対応できない問題点は引きつづき解消されていない。そのため、第6次中期事業計画（2025年度～）で医療的なケア・ニーズに対応する体制を整備することを明記した。また医務室利用ニーズが増えており、不足状態の改善を要する。

課外活動団体への加入率が低迷している。また各課外活動団体の運営において世代間の継承に支障が生じており、新入生オリエンテーション時期の課外活動紹介の開催をはじめ、学生生活支援担当で積極的にサポートしている。また課外活動団体が地域交流活動へ参加する橋渡しや新たな団体結成を支援することについても、より一層のサポートが必要である。第6次中期事業計画（2025年度～）では、社会連携・地域課題解決を目的として学生活動を強化することを明記した。

(3)進路支援について

個別相談体制や研究室単位での支援体制が整っている一方で、キャリアサポートセンターの利用者が年々減少している。学生からのアンケートの結果では、キャリアサポートセンターについて「何となく入りにくい」「何を相談してよいかわからない」といった回答を寄せる学生も散見された。今後は、情報提供の方法や周知手段を工夫するとともに、同センターを利用しにくく思っている学生へのアプローチが課題である。また、進路支援に関する情報や取組みが学生に十分に浸透していない状況から、今後は履修ガイダンスや関連する授業、また、教員を通じた情報発信の強化が求められる。さらに、卒業後の進路選択には学生の価値観や属性（例：外国人留学生の国籍、障害学生など）の多様化の影響が見られる。これに伴い、個別支援を担う職員・教員の負担が増大している。今後はICTのさらなる活用による業務効率化に加え、担当職員の対応力やスキル向上に向けた体制整備が必要である。また学生への進路支援の充実のために、本学学生の採用に関心を示す企業との関係強化および新規採用企業の開拓も重要な課題である。

7.4.全体まとめ

(1) 修学支援について

学習支援に関する方針により修学支援の体制を整備し、ホームルーム制度、学生チューター制度による低学年の支援を実施している。学習支援センターでは、低学年に対する学習支援に注力しているが、2024 年は特に 1 年次生の学生の支援ニーズに十分にリーチしていない能力があった。これからも新入生の学習行動や学習意欲を解析しながら、学生一人ひとりに寄り添った支援を実行していく。また、3 年次生や意欲のある学生に対してもそのニーズにあった支援の方法を検討し、全学生の学習意欲を高めるような体制作りを目指していく必要があると考える。

(2) 学生生活支援について

学生生活支援については、学生生活への不安解消や安全配慮のための情報提供を実施している。また、メンタル面の健康保持のために、こころの相談窓口として学生相談室を開室している。学生生活全般のリスクや経済的な支援、課外活動支援など、学生生活支援担当から情報提供を行いながら相談にも対応している。さらに、留学生支援の専属スタッフを配置して留学生支援を行っている他、障害学生支援申請者に対する合理的配慮については教職員全員による支援体制を敷くなど、個々の学生のニーズに則した生活支援に対応できる体制は整備できているといえる。

(3) 進路支援について

本学では、「学生一人ひとりが主体的に進路を選択し、安心して学習に専念できる環境を整える」という方針のもと、学部共通のキャリア教育科目や進学・就職希望者向け講座、所属研究室の指導教員やキャリアセンターによる個別相談を通じ、多様な進路に対応した支援を行っている。また、進路・就職委員会規定および年度計画に基づき、教職員間で情報を共有しながら連携して取り組んでいる。一方で、キャリアセンターの利用者減少や情報浸透の不足、学生数や進路の多様化に伴う職員・教員の負担増が課題である。今後は、利用しやすい支援環境の整備、情報提供の工夫、ICT 活用や職員スキル向上を進め、企業との連携も強化し、学生が安心して主体的に進路を検討できる環境の充実を一層図る。

基準 8 教育研究等環境

8.1. 現状説明

8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学が掲げる理念・目的を実現するために、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針として以下の通り教育環境の整備に関する方針を策定している。本方針では、施設・設備、図書室・学術情報サービス、情報通信環境、教員の教育・研究等環境を整備し、遵守すべき研究倫理・研究活動の不正防止事項を定めている。また、本方針を本学ホームページにおいて公開し学内での共有を図っている。

教育研究等環境の整備に関する方針

1. 学生の学修および教員の教育研究活動を推進するために、キャンパス整備に関する中長期的な計画に基づき、校地、校舎、施設および設備の維持管理ならびに安全性、利便性および衛生面を考慮し、効果的な環境整備に努める。
2. 教育研究活動を支援するため、図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の体系的な収集、蓄積、提供に努め、学術情報基盤としての大学図書室の機能強化、学術情報サービスの充実を図る。また、学修及び教育研究の多様なニーズに応えるため、利用者に配慮した図書室利用環境の整備に努める。
3. 学生の学修及び教員の教育研究活動が円滑かつ効果的に行えるように、安全性、利便性、信頼性に配慮した学内ネットワーク及び本学の教育研究に適した情報通信技術（ICT）機器を整備するとともに、その活用を促進する。「情報セキュリティポリシー」や「個人情報保護規程」等を策定し、情報の保全及び管理を行う。
4. 教育研究活動の質向上及び活性化を図るため、教員が教育・研究を行うのに適した研究室、研究費の確保、競争的研究資金や外部資金獲得のための支援などを行う。さらに本学独自の研究助成制度の運用、TA や RA スタッフを適切に配置することで教員の教育研究活動の活性化を図る。
5. 研究活動上の研究倫理、不正防止の管理のための諸規定を整備し、不正を防止するた

めの適正な管理・運営及び研究倫理の啓発や研修など、研究活動における不正行為の防止に取り組む。また、教職員および学生における研究倫理確立のための機会等を提供し、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的実施する。さらに、研究倫理に関する学内審査機関を整備し、倫理面での配慮が必要な研究や実験に関して適切な委員会による適正な審査を行う。

以上のことから、必要となる取り組みや内容等を具体的に明示していることが確認できることから、学生の学修や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示していると判断できる。

8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

1. 施設、設備等の整備及び管理と学生の自主的な学習を促進するための環境整備

本学の校地面積は 54,873.80 m²、校舎面積は 19,291.20 m²で大学設置基準を満たし、教育・研究、学生の課外活動等が適切に実施できる施設・設備など適切に整備できている。（大学基礎データ 表1）

講義室は、大講義室が2室（収容定員294名と360名）、中講義室が7室（収容定員119名～171名）あり、プロジェクター、スクリーン、AV機器等の機器・装置を設置し、講義授業を適切に実施できている。セミナー室は8室、アクティブラーニングルームは5室設置し、学生の能動的教育を実施できる環境を整備している。各講義室には少ない労力で効率よく円滑に講義が進められるよう、コントロールパネルによって集中操作が可能で、講義に必要なAV機器をまとめて収納できる操作卓を完備している。大講義室では、後部座席の天井付近に大型ディスプレイを設置し、前方でスクリーンに映し出す情報が後部座席でもわかるように配慮している。座席はすべての講義室が固定座席ではなく、移動できる机椅子を配置した講義室（中講義室①・中講義室②・中講義室⑦）もある。移動間仕切りで区切ることも可能な講義室（中講義室①・中講義室②）もあり、小規模なセミナー等様々な用途で使用するよう配慮している。

学生実験用の学生実験室12室、情報実習室3室、教員室48室、研究室45室、その他実験・実習に必要な機器や機材を設置、実験動物を対象とした飼育・実験を行う実験附属施設やグリーンイノベーションハウスを整備している。2021年度からは新たに水族実験施設を稼働させ、教育・研究活動を更に適切に遂行できる環境を整えている。

また、研究上の共同利用を目的とした共通研究機器の整備を実施している。共通研究機器を効率的に設置・保守・運営を行うために共通研究機器運営委員会が設置され、整備・修理の必要性が生じた際は委員会にて審議・承認の上で実施している。本委員会で承認された機材については、文部科学省私立学校施設整備費補助金に申請し採択されたことを受け、2023年度は分光蛍光光度計を、2024年度は共焦点レーザー走査型電子顕微鏡の整備を行った。

2024年度卒業生アンケートによると、本学施設・設備について「満足」「やや満足」と回答した割合が、学生実験室で97.60%、実験機器・設備等で98.79%、情報実習室で92.81%と、いずれも高い満足度を得られている。

福利厚生施設として、食堂、売店、休憩や談笑・勉強スペースとして学生ラウンジを設置しており、食堂の面積は548.82㎡、席数は学生数約1200名に対して約400席である。学生ラウンジや教室での食事も可能としており、昼休みの集中時を除けば特に混み合うことはない。2024年度卒業生アンケートでは、85.99約80%の学生が食堂について「満足」「やや満足」と回答している。

学生の課外活動用の施設については、体育館(1000㎡)、グラウンド(6000㎡)、クラブBOX(25室)などを整備している。総合大学と比べると体育施設はやや小さく、クラブBOXは希望する団体全てに快適なスペースを提供できているとは言えない状況である。

キャンパス内には、利用学生全員が駐輪可能な自転車駐輪場を整備している。但し、卒業生などによる放置自転車が増えてスペースが狭くなる時期があり、毎年時期を決めて事前予告など適切な手続きを行った上で処分してスペースを確保している。また、学生の自動車通学を認めており、希望者全員が使用可能な自動車の駐車スペースを確保している。

2. 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

施設・設備の管理、保守、点検、および保安警備については、民間の総合設備管理業者に委託し、24時間体制の巡回警備を含む保安警備、電気・空調・消防など保守点検、空気や水質などの環境測定、害虫の駆除などを行い、安全衛生の維持、トラブル発生時の対応に備える体制を整備している。また出入口付近を中心に学内で23台の監視カメラを設置し、保安警備体制を補完している。保護者会の助成も一部得て、2023年度は食堂に空気清浄機3台、2024年度はエントランスに大型ソファベンチ、ハイカウンター、観葉植物などの整備を行った。

施設・設備のメンテナンス・補修については、大学開設時(2003年)から使用し、更新推奨年数を超えた高圧受変電設備については不具合が起これば全館停電となり復旧にも時間を要し、本学の教育・研究に甚大な影響がでる高圧受電設備は年次計画で更新することとし、2023年度は高圧受変電設備である屋内用ヒューズ付負荷開閉器、真空遮断機の更新、2024年度は変圧器本体を延命させ、更新時期を延ばし経費抑制を図るため、高圧受変電設備の変圧器本体の高圧絶縁油の入替えおよび洗浄作業を実施した。また、2023年度は館内で火災が発生した際に警備員室で受信する火災報知受信機、建築基準法で規定された耐用年数を超える非常灯照明器具の更新、命北館西側の非常階段転落防止用の柵が経年劣化により腐朽し、サビやグラつきが発生してきているため修繕工事を実施した。2024年度は館内で火災が発生した際に館内非常放送にて火災の周知および避難場所に速やかに移動するようにアナウンスを行う非常放送設備の更新、使用年限が切れた消火器の更新、命江館1階会議

室の空調設備、事務室の室内空調機冷却水ポンプの更新工事を実施した。

また、施設・設備の衛生安全確保に関わる事項を審議するための安全委員会を設置し、安全委員会のもとに諸規程を整備し、防火・防災専門委員会、実験廃棄物安全管理専門委員会、バイオハザード安全専門委員会、環境保全専門委員会、危険物安全管理専門委員会を設置して施設・設備の衛生・安全の確保に努めている。

本学の環境・衛生管理としてビル衛生管理法に基づき、空気環境測定(年6回)、衛生害虫等の駆除(年2回)、飲料水水質調査(残留塩素測定・毎週、法定項目・年3回)、受水槽清掃(年1回)、簡易専用水道検査(年1回)を実施している。施設・設備が安全に稼動するよう、受電設備精密点検、自家発電設備点検、GHP 空調点検、空調フィルター清掃(年2回)、実験排水中和装置点検、実験排水分析(29 項目×11 回、47 項目×1 回)、消防設備法定点検機器点検、総合点検、エレベーター整備点検を実施し、点検結果等については、各種関係機関に報告を行っている。

施設・設備のバリアフリーの対応は大学開設時から高齢者、障害者等の行動を阻む様々な障壁を取り除き、一人ひとりの多様性を理解し、尊重することを基にして、すべての人が円滑に利用できるよう配慮された生活環境を整備することにより、だれもが自らの意思で自由に行動でき、安全で快適に生きがいを持って暮らすことができる福祉のまちづくりを進めることを目的とする『だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例』(平成6年10月に制定された「滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例」を改正し、名称を改め平成17年4月施行)に基づき施設・設備の整備を行い、県より適合していることを証する適合証の交付を受けている。第二期(平成19年)竣工した命北館(大学院棟)、第三期(平成21年)竣工した命北館(新学科棟)、第四期(平成28年)竣工した命翔館についても同様の整備を行い、適合証の交付を受けている。

校舎(命江館・命岳館・命北館・命翔館)各棟にはエレベーターを設置し、内、2基は乗降ロビー及びエレベーター内には車イス使用者が利用しやすい位置に手すり及び制御装置を設けている。命江館各階、命北館1F 命翔館3F(合計5ヶ所)には車イス使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保され、腰掛便座、手すり、洗浄装置等が適切に配置されている身障者用トイレ(多目的トイレ)を設けている。駐車場にも車イス使用者駐車場施設を2ヶ所設け、当該駐車スペースは、車イス使用者が利用施設の主要入口までの経路の長さができるだけ短くなるよう配慮している。主要建物出入口、講義室、研究室、実験室等の出入口については可能なかぎり高低差がない構造のものとし、難しい場合はスロープを設置して障害者の利用円滑経路の確保に努めている。

また、施設の利用に関する情報が提供できる大学事務室まで外部から視覚障害者が誘導できるように視覚障害者誘導用ブロック、点字案内板を整備し視覚障害者利用円滑化経路を確保している。

図書室は、本館(命江館)の2階の情報実習室に隣接した位置に設置しており、総面積604.5㎡の教育・学術情報センターとして整備している。

3. ネットワーク環境、ICT 機器に関して

「教育研究等環境の整備に関する方針」に則り、以下のような一定の基準の元でネットワ

ーク機器、および ICT 機器について、教育・学術情報センターの管理の元で、随時整備を行っている。

情報実習室（3 室・PC196 台）は、前回整備（2018/2）から 6 年が経過しており更新時期に該当する。しかし、現状のハードウェア性能は実習要件を十分に満たしており、機器の故障も認められないため、2023-2024 年度における更新は見送り、次年度以降に改めて検討する方針とした。情報実習室のソフトウェア環境については、2023 年 4 月より最新 OS である Windows11 を導入し、利用可能な状態とした。2023-2024 年度の実習環境においては、大きな故障は発生せず、PC の稼働率は 100%を維持した。故障はカラープリンタで数件発生したのみである。カラープリンタは、週 30 枚までの制限付きで無料利用が可能であるため、学生の利用頻度が高く、インク消費量も多いことから故障発生頻度が高くなっている。故障時には修理または代替品の購入により対応している。

IT サービス環境としては、2023-2024 年度もマイクロソフト(MS)との包括ライセンス契約（OVS-ES）を締結し、Office 365 サービスおよび主要ソフトウェアを学内 PC に導入できる環境を整備した。追加ライセンス費用は発生せず、MS 製品の最新バージョンの利用が可能となり、2024 年度は 64 台の PC に Office 系ソフトや最新 OS をインストールし、旧世代 PC の再利用により新規購入費の低減に寄与した。また本サービスでは、Office365A3 の機能が提供されており、学生・教職員は Word、Excel、PowerPoint 等を個人端末で無償利用できる。学内 Web でインストール方法を公開し、2024 年度末時点で約 700 名がサービスを活用している。さらに、Outlook や Teams を学内情報基盤として利用し、manaba で案内を掲示するとともに、新入生オリエンテーションで操作説明を充実させた。

教育学習環境は LMS として manaba および respon を運用し、全学の授業支援に活用している。日常業務としてコース作成、アカウント管理、問い合わせ対応を行っている。新入生には、授業で manaba・respon および Office365 の利用が不可欠であるため、4 月のオリエンテーションで重点的に説明した。2024 年度は約 470 コースを設置し、PV500 以上のコースは 300、小テスト実施は 147 である。学生数減少に伴い利用率は低下傾向にあるが、前期の利用が多い。新たな取り組みとして、陳腐化した学内 HP を廃止し、教務・図書関連情報を manaba で全学共有する体制を構築した。さらに、入学前教育や学生連絡、非常勤講師を含む教員間の情報共有にも活用している。

以上のように、大幅な機器やサービスの更新は実施できなかったが、学内調査の結果からも満足度は他大学と比較しても高い結果となり、学生の ICT に関わる環境としては必要十分であると判断している。

4. 学生及び教職員における情報倫理の確立を図るための取り組み

学生に対しては、新入生オリエンテーションにて、教育・学術情報センターから学内ネットワークの利用や、一般的なインターネット利用上の留意事項を説明している。また、情報倫理に関しては、2 年生配当科目（必修）の「生命倫理・研究倫理」の中で「情報倫理」をテーマとした講義を実施（90 分）し、インターネット社会におけるモラルや情報セキュリティの基礎知識（注意すべき脅威）、知的財産（著作権保護）を含む法令の説明を行っている。

教職員に対しては、情報倫理に関連する学内規程である「情報セキュリティポリシー」や「個人情報保護規程」が存在するが、グループウェア上で公開されているのみで、学生のように講習会および講義(生命倫理・研究倫理)での周知は行われておらず、教職員への理解を促すための取り組みに前回から継続して課題を残している。

8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。
また、それらは適切に機能しているか。

自己点検項目

図書室、学術情報サービスを提供するための体制を整えているか。またそれらは適切に機能しているか

評価の視点1：書籍・研究資料の拡充および電子化と公開

評価の視点2：国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

評価の視点3：学習支援の積極的な遂行

評価の視点4：新しい利用者サービスモデルの構築

評価の視点5：地域社会との連携

評価の視点6：施設およびサービスの利便性の向上

評価の視点7：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置と育成

・書籍・研究資料の拡充および電子化と公開

外国語雑誌は、オンラインジャーナルで提供している。本学に関する研究分野の雑誌を刊行している主要な出版社については、パッケージ契約を維持し、多様なタイトルを利用できる環境を整えている。冊子で継続購入していた洋書3シリーズについては、学内のどこからでも閲覧ができるオンライン購読に切り替えている。Springer Nature 発行の雑誌は、利用が多い「Nature」本誌の購読契約を維持しつつ、その他の nature.com 誌については、Content on Demand : Pay Per View モデルの機関契約を2025年1月から導入したことにより、閲覧できる雑誌の種類が豊富になり、要望に応えることができた。論文ダウンロード数は2024年1-12月の期間で236回であった。

2020年度から運用しているVPNサービスにより、学内構成員であれば、契約ジャーナル、契約データベースなどの利用が学外からもできるようになった。

研究用書籍については、教員からのリクエストを随時受け付けているが、年に数回、図書やDVDの推薦、希望を全教員宛のメールとグループウェア(Desknets)で案内している。リクエストされた資料は入手可能なものについてはすべて購入している。所蔵図書の半数近くを専門分野の4類(自然科学分野)で占める蔵書構成となっている。(2024年度末現在)

資料の電子化については、本学の附属研究所「ゲノム編集研究所」が発行する研究紀要

は1号から5号までの論文等30件と、2013年度から2024年度の博士論文（要旨のみ含む）36件を「長浜バイオ大学リポジトリ」に登録している。（2025年3月末現在）
2024年度末には、「長浜バイオ大学オープンアクセスポリシー」、「長浜バイオ大学学術データポリシー」が設けられ、教育・学術情報センター委員会で承認された。

・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

図書室資料のデータは国立情報学研究所の書誌データを使っており、CiNii Researchから本学の所蔵情報を検索できる。OPAC、facebookのリンク先も掲載している。他機関との相互貸借は主にNACSIS-ILLシステムを通して実施している。ILL文献複写等料金相殺サービスにも2004年から参加している。CiNii Reserchなどの学術コンテンツは、manabaの学内の図書室お知らせページデータベース紹介に情報掲載し、接続先を案内している。

また、オープンアクセスリポジトリ推進協会（JPCOAR）の会員機関であり、JAIRO Cloudを利用して、機関リポジトリ「長浜バイオ大学リポジトリ」を開設、運営している。博士論文、紀要論文の公開に利用している。

・学習支援の積極的な遂行

初年次教育の一環として、一年生前期の必修講義「大学での学びと実践方法」の中で図書館の利用方法、情報検索の仕方等の時間が設けられている。図書室職員の説明を受けた後、資料の検索、図書室の配架棚の確認をしてもらい、図書室の利用方法を学ぶ機会となっている。

図書室の蔵書では、生物や化学などを易しく学びなおすための入門書を充実させるよう努めている。高等学校教科書も図書室に揃えており、2024年度には新課程の教科書に更新し、新たに情報の教科書も加えた。大学で使われているテキスト・参考文献に指定されている資料の展示コーナーと同じ並びに配架している。シラバス掲載テキスト、参考文献はすべて揃え、各教科担当教員に最重要図書を毎年選定してもらっている。最重要図書は、図書室内での閲覧用と貸出用としての複本を用意している。

国家試験、資格関係、TOEICについては、参考書その他、問題集を随時更新しながら購入しており、受験者への支援を行っている。

・新しい利用者サービスモデルの構築

2021年度に導入した図書館システムでは、OPAC機能が強化され、利用者へのおすすめ本やテキスト指定本、教員著作本などをリストにし、オンライン上で紹介文とともに書影も公開することができるようになった。また、OPAC雑誌検索の結果からも契約オンラインジャーナルのページに辿り着けるようにするなど、利用者の利便性を高めるようホームページ（OPAC画面）を改良している。

OPACログイン機能により、構成員は、利用者自身が貸出資料の確認、貸出期限の延長、資料の予約・キャンセルなどを行うことができる。また、2024年秋に学内ホームページが廃止されたのに伴い、学内構成員限定情報をLMSのmanaba上に移行した。図書室からの情報ページを開設し、利用案内をはじめ、オンラインジャーナルやデータベース、その他の情報をまとめて閲覧できる。同ページからリクエスト・予約、相互貸借もオンライン申

請が可能である。

利用者への各種講習会、新機能の紹介については、ホームページ上へ案内を掲載し、manaba で詳細を確認するようにつなげている。外部講師を学内に招いて開催していた契約データベース「CAS SciFinder」利用説明会は、受講者数が減少傾向であることに加え、COVID-19 対策としてオンライン形式での開催となったこともあり、集合型ではなく、都合の良い内容、日時を選択してオンライン受講できるよう、講習会情報を提供する形にした。

・地域社会との連携

図書室は開学年、2003 年の 9 月より学外者へ利用を開放している。入室の際の閲覧申込書の記入と住所・氏名の確認で、学習席の利用ができる。そのため、長浜、近隣自治体在住の他大学の学生や中高校生にも自習の場として利用されている。恒常的な利用や資料の貸出希望者には登録制度があり、学生証と同システムの利用証を発行している。(登録者累計 127 名 2025 年 3 月末現在)

図書室の所蔵状況は、学外からも検索できる。ホームページ(図書室 OPAC 画面)のほか、国立情報学研究所が提供する CiNii Books やカーリル(図書館蔵書検索サービス)、滋賀県立図書館の横断検索にも参加している。大学図書館間以外でも、依頼があれば、公共図書館や病院図書室等との図書館間貸出も受付けており、決済方法も依頼機関に合わせて柔軟に対応してきた。今後も本学の資料を必要とされる利用者には、学内外を問わず、提供に努めていく。

図書室から学外へのお知らせや情報発信の手段については、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)facebook を 2012 年度から利用している。毎月、前月に受け入れた新着図書リストを facebook から公開しているのをはじめ、学外者向けの利用案内を掲載し、市民の読書や学習利用の促進を図っている。2016 年度からは滋賀県立図書館の新着情報を定期的に発信する協力をしている。

また、長浜市・米原市・彦根市に在住・在勤・通学をしている中学生から大学生・15～22 歳を対象とした「POP・本の帯コンクール」(滋賀文教短期大学図書館・長浜市立図書館共催)では、びわ湖東北部地域連携協議会として 2019 年より毎年審査に参加してきた。県内の機関とは、滋賀県内の 13 大学と滋賀県立図書館が、年に二回、滋賀県大学図書館連絡会を対面とオンラインで開催し、各館の近況報告や意見交換などを行っている。また、2021 年度から、13 大学が協働で、図書館利用促進のための「おすすめ本」を紹介する冊子を年 1 回発行し、各館で展示や広報に活用している。

・施設およびサービスの利便性の向上

学内のどこからでも、資料にアクセスできる電子ジャーナル、データベースを提供している。電子ジャーナルはパッケージでの契約により、1,500 以上のタイトルにアクセスできる環境を維持している。また、Springer Nature の雑誌については、Pay Per View での契約も 2025 年 1 月から導入し、nature.com 上のすべての雑誌にオンラインでアクセスできるようになった。

図書室内にはデスクトップの PC (24 台) を学習席に設置している。情報実習室が利用

できない時間帯にも、同じ環境で自習やレポートなどの課題作成ができる環境を整えている。また、貸出用の軽量ノートパソコン（20 台）は、学外への持ち出しも可能にしており、自宅や外出先での利用ができ、就職活動などにも活用できる。図書室内には無料の携帯端末用充電コーナーも設置している。

・図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置と育成

図書室では司書資格を持った職員が 2 名体制で、開室時間中は常に貸出・返却、レファレンスに応じることができる。また同事務室には情報処理技術者の資格を持った専任職員が、PC やスマートフォンなどの情報関連の相談にも対応できる体制である。学内で実施される FD 研修のほか、国立情報学研究所や私立大学図書館協会等による研修会や会議への参加、メーリングリスト等で提供される情報などを確認し、知識をアップデートするよう努めている。

8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

自己点検項目

1. 年間事業計画
2. 予算計画と人員体制の整備
3. (1) 外部資金の獲得支援
(2) 各種共同研究の推進支援
(3) 研究費の執行管理
(4) 教育研究等環境の整備
(5) 知的財産権の獲得支援
(6) 学外研究機関等との研究交流
(7) 日本私立学校振興・共済事業団事業に対する申請支援
(8) ゲノム編集研究所による研究活動への支援
4. 学内組織との連携状況
5. 成果と課題

評価の視点：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考え方の明示
- ・研究費の適切な支給と執行管理
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保証等
- ・ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制

1. 大学として研究に対する基本的な考えの明示

本学は、時代を切り開く視野と創造性、高いバイオサイエンスの専門知識と技術力を身に着けた人材を養成するとともに、世界トップレベルのバイオサイエンス研究を行い学術文化の発展に寄与することを目的に開学した。世界最先端のバイオサイエンス研究を遂行すべく、2020 年 4 月より実施されている「長浜バイオ大学第 5 次中期計画」(2020 年～2024 年)の中で、研究に対する基本戦略(第 2 の戦略「高い教育を担保する研究力の向上」)が示されている。

ここに掲げられた目標を達成すべく、教育研究活動の質向上及び活性化を図るため、教員が教育・研究を行うのに適した研究室、研究費の確保、競争的研究資金や外部資金獲得のための支援などを行い、さらに本学独自の研究助成制度の運用、TA や RA スタッフを適切に配置することで教員の教育研究活動の活性化を図ることを方針として明示している。

2. 研究費の適切な支給と執行管理

本学専任教員および助教・助手が行う個人研究活動を支援する研究費として「個人研究費」が、本学専任教員等が研究活動を行うにあたって必要となる学会出張その他の研究出張への支援として「研究旅費」がそれぞれ支給されている。また、研究室機器等の整備、修理を主たる使用目的とする「学内研究支援費」も別途予算化されている。

また、研究活動の活性化を支援するため、共同研究に対する助成を目的とした「学内共同研究助成制度」を設けている。

科研費および外部資金の執行管理は、研究推進機構事務室が担い、各教員への個別支援を実施している。外部資金の繰越について、公認会計士から意見が出たので、2023 年度に繰り越しができるように制度を見直した。総務担当や財務担当とも連携し、備品や設備の納品・検品チェックや、資金が適切に執行されているか管理を徹底している。

3. 外部資金獲得のための支援

1) 外部資金獲得支援

外部資金獲得のための支援として本学では「学内研究助成制度」を設け、科研費獲得のための支援を行っている。本研究助成制度では、多くの若手研究者が申請(2023 年度は学内研究助成の 7 件中 2 件が、2024 年度は 6 件中 3 件が助教・助手による申請)しており、若手研究者の科研費採択の端緒としての役割だけでなく、若手研究者の研究シーズの掘り起こしに重要な役割を果たしている。本研究助成制度は、本学の将来における研究水準の維持・向上だけでなく、若手研究者による新しい研究を醸成し、さらにこれらの多様な研究が本学内でのバイオの総合大学に相応しい新規の共同研究を推進し知の集積を加速するなど、本学の研究力をさらに高めていくための原動力として位置付けている。

毎年の科研費公募時期には、特別招聘教授に科研費申請書作成に対して助言等のサポートを実施し、科研費申請者に対する支援体制を取っている。2025 年度のさらなる支援のため外部の添削サービスを実施することを決定した。また、科研費の採択実績が豊富な教員や外部講師を招聘するなどし、科研費獲得のための研修会を定期的に開催している。

これらの支援により 2023 年度の公的研究費の受入は、科研費 47 件(新規 6 件・継続 17 件・期間延長 3 件・転入 4 件・特別研究員奨励費 2 件・他研究機関分担 15 件)、日本医療研

究開発機構補助金 1 件、生物系特定産業技術研究支援センター事業 2 件、科学技術振興機構補助金 4 件であった。2024 年度の公的研究費の受入は、科研費 42 件(新規 4 件・継続 16 件・期間延長 6 件、繰越 1 件・特別研究員奨励費 1 件・他研究機関分担 14 件)、日本医療研究開発機構補助金 1 件、生物系特定産業技術研究支援センター事業 1 件、農業・食品産業技術総合研究機構事業 1 件、科学技術振興機構補助金 3 件、滋賀県産業支援プラザ事業 1 件であった。

また、科研費をはじめとした公的機関の助成金や民間の各種財団や企業などが主催している助成金など、各種外部資金の公募情報の収集と教員への専用ホームページでの情報提供を積極的に行い、外部資金獲得の機会を創出している。本情報提供により、2023 年度は 3 件の採択・受入があった。2024 年度は 2 件の採択・受入があった。

2) 各種共同研究獲得支援

2019 年度より産官学共同研究等を組織的に強化するため「地域連携・産官学連携推進室」として、既存の地域連携推進室に産官学連携業務を組み込んだ組織改編を行い、本学の研究シーズを地域に公開することにより共同研究推進を促進させた結果、2023 年度は共同研究が 13 件、受託研究・業務委託が 5 件、技術指導が 2 件行われた。また、企業等からの研究活動への寄付が 6 件行われた。2024 年度は共同研究が 7 件、受託研究・業務委託が 12 件、技術指導が 2 件行われた。また、企業等からの研究活動への寄付が 3 件行われた。

さらに、バイオサイエンス分野の最先端を担う本学にとって、倫理的な基盤に立ってゲノム編集に関しての先端的研究を行い、その研究成果を社会に発信していくことが重要な責務と捉え、2019 年 7 月 30 日より本学初の附属研究所として「ゲノム編集研究所」を開設し研究活動への支援を開始した。以降、2023 年度、2024 年度においても継続的な支援を行い、研究の発展と社会への貢献を目指している。

3) 知的財産権の獲得支援

本学の研究活動の更なる高度化のため、本学教員が創出した発明等の特許をはじめとした知的財産化を推進し、その成果を新たな研究の源泉とする知的創造サイクルの基盤構築を行っている。

その達成のため、創出された発明等は本学法人が事業承継し、研究推進機構により特許等への権利化や権利維持等の支援を行い、地域連携・産官学連携推進室と連携して社会への技術移転やライセンス活動等で有効な活用を図っている。

2023 年度は、共同出願を含む新規出願を 4 件行った。さらに、2023 年度に登録(成立)された特許は 1 件あり、独占的实施権の実施料による収入があった。2024 年度は、共同出願を含む新規出願を 1 件行った。登録(成立)された特許は 4 件あった。

しかしながら、これらの支援は特許出願を検討する一部の教員にとっての役割は大きいですが、多くの教員が活用できる制度となっておらず、特許出願に関するセミナー等を開催し知財獲得を支援することや、研究成果を知的財産につなげるための体制整備などに課題を残している。

4) 学外研究機関等との研究交流

長浜バイオインキュベーションセンターや長浜サイエンスパーク運営協議会と連携し、地域でのバイオ産業創出を推進している。長浜アカデミックサポートチーム（NAST）に参画し、企業への技術相談やシーズ提案を行っている。また、「滋賀発成長産業発掘・育成コンソーシアム」に加盟し、ビジネスコンテストへの参加を促進した。大学発スタートアップ創出を目指す「KSAC」や産業界との接点強化を図る「KSII」にも参画し産業界との接点を強化した。さらに、「MOBIO 産学連携オフィス」や「ビジネスインキュベーション機能強化コンソーシアム」に参加し、企業課題と大学シーズの共有を進めた。2024 年度には「シーズ発表会」を開催し、約 50 名が参加、産官学連携による地域産業活性化に寄与した。

5) 日本私立学校振興・共済事業団事業に対する申請支援

私立大学等改革総合支援事業や私立大学等経常費補助金特別補助事業など、本学の取組内容に応じた補助金申請と獲得を研究推進機構事務室が担っている。2023 年度、2024 年度は改革総合支援事業（タイプ 3）PF 型に採択され、びわ湖東北部地域連携協議会への活動支援を行った。また、必要に応じて、補助金獲得に向けた提案を行っている。

4. 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保証等

教員室については、専任教員には原則個室を、任期付教員には原則共用の個室を貸与している。また、円滑な研究および学生に対する研究指導が可能となるよう、研究室を教員室に隣接して整備している。研究室は講師以上の専任教員（実験・実習担当、一般教育、学習支援担当教員を除く）に対して割り当てている。教員 1 名あたりの研究室の面積は約 90 m²から 120 m²を確保している。

また、高い教育を担保する研究力の維持向上に不可欠となる、共通研究機器の整備については、効率的な設置・保守・運営を行うべく、共通研究機器運営委員会において共通研究機器の整備の必要度・優先度の観点から審議を行い、財務統括委員会の承認を得て整備予算を確保している。同時に教育・研究に停滞や遅延が生じないよう、毎年、財務統括委員会の承認の上、共通研究機器の故障等の修理に備えたメンテナンス予算を確保している。

研究専念期間については制度としては整っていない現状にあるが、毎年講義・実習コマ数調査を実施し、特定の教員に負担が集中しないように調整を図っているほか、本学の教育の要でもある実験・実習については、助手・助教、パートの貢献により個々の教員の時間調整の中で研究時間を確保している状況である。

5. ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制

大学院生に対し実験・実習等の教育活動において必要な TA(教育補佐)制度を、研究活動において必要な RA(研究補佐)制度を導入している。また、大学院生により多くの学会等への参加を奨励するための補助金制度や英語学術論文投稿支援制度を設けている。

2023-2024 年度の TA・RA の配置状況は以下の通り。

	TA(前期)	TA 後期	RA
--	--------	-------	----

2023 年度	65 名	58 名	2 名
2024 年度	64 名	52 名	3 名

TA などに対する研修は、各担当教員が実習の前の時間を使ったり、予め予備実験の時間を確保したりすることによって、適切に行われている。

また、学会参加費等補助制度、英語学術論文投稿支援制度の支援実績は以下の通りである。

	学会参加費等補助制度	英語学術論文投稿支援制度
2023 年度	41 名	2 名
2024 年度	28 名	0 名

以上のことから、「長浜バイオ大学第 5 次中期計画」（2020 年～2024 年）中にある、研究に対する基本戦略（第 2 の戦略「高い教育を担保する研究力の向上」）に沿った、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると判断できる

8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

1. 規程の整備

本学における研究活動上の研究倫理、不正防止の取り組みに関して、以下の規程を設け適切に対応している。

- 1) ヒトゲノム・遺伝子解析研究、人を対象とする医学系研究(研究倫理審査委員会)
 1. ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規則
 2. 人を対象とする医学系研究に関する規則
 3. 研究倫理審査委員会規程
- 2) 遺伝子組換え実験(遺伝子組換え実験委員会)
 1. 遺伝子組換え実験委員会規程
 2. 遺伝子組換え生物等の使用等にあたっての安全管理に関する規則
- 3) 動物実験(動物実験委員会、実験附属施設運営委員会)
 1. 動物実験に関する指針
 2. 実験附属施設規程
- 4) 研究不正(不正防止計画推進室、研究不正防止委員会)
 1. 研究不正行為の防止に関する規則
 2. 研究活動上の不正行為、および公的研究費等の不正使用への対応に関する規則
- 5) 研究費不正(不正防止計画推進室、公的研究費監査委員会)
 1. 長浜バイオ大学における公的研究費の管理・運営に関する取扱規則

2. 長浜バイオ大学における文部科学省および日本学術振興会科学研究費補助金取扱要項
3. 長浜バイオ大学における不正防止計画推進室設置要項
4. 公的研究費に係る「監査」取扱要項
5. 研究活動上の不正行為、および公的研究費等の不正使用への対応に関する規則

2. 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供(コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等)

研究倫理確立のための機会の提供として、遺伝子組換え実験教育訓練、動物実験教育訓練を、それぞれの実験を行う者は参加を必須として年に1回実施している。

研究不正や研究費不正への対応としては、各専門委員会が不正防止策を講ずると共に、毎年1回、研究不正に係る研究倫理教育、研究費適正使用に関するコンプライアンス教育を実施し、学内で研究を行う教員などの研究者、大学院生、学部4年次生、研究費の管理・運営を担当する事務職員は全員参加を必須としている。コンプライアンス教育の受講は COVID-19 以降、オンラインにより実施している。

3. 研究倫理に関する学内審査機関の整備

倫理面での配慮が必要な研究や実験は、研究倫理審査委員会による審査が適切かつ迅速に行われている。同時に、関連法規や指針などの定めに基づき慎重な判断が必要となるため、学長の承認が得られた場合のみ許可されている。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断できる。

- 8.1.6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

施設や設備の管理に関しては、大学管理運営機構事務室総務担当で点検・評価を行い、事務担当理事(事務局長)の承認を経て財務統括委員会に計画書を提出、承認を得た後に事業を実施している。研究に係る施設や設備については、共通研究機器運営委員会で毎年度整備計画を立て、理事会の承認を得て事業を実施している。なお、施設・設備・機器などに関する文部科学省などの補助金事業が実施され、速やかに申請する必要がある場合などは、各担当や委員会の審議を経て常務理事会で整備計画を決定している。

教育研究活動に関しては、研究推進機構委員会において自己点検項目を策定し、点検・評価を行っている。また、研究費の執行については、財務監査を受けることで適切に管理ができていないことを確認している。

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

2022 年度までは、教育環境等の整備に関連する各種委員会において「自己点検・評価シート」に基づく自己点検・評価を実施し、その結果を学部・大学院事業検証委員会で検証したうえで、全学内部質保証組織である学長協議会においても点検・評価を行っていた。学長協議会は教育環境等の整備に関する改善点を含む意見を学部事業検証委員会に答申し、学部事業検証委員会は各種委員会にフィードバックを行い、教育研究環境の改善に関する議論を経て翌年度の事業計画に反映していた。このように、PDCA サイクルを適切に運用し、内部質保証の確保に努めていた。

しかし、2023 年度および 2024 年度については、自己点検・評価シートを用いた自己点検は実施せず、事業報告のみを行う形となっていた。このため、従来のような体系的な点検・評価プロセスが十分に機能していない可能性がある。

8.2. 長所・特色

本学の高い教育を担保する研究力の維持向上のため、1) 大学独自の教員への研究費支給、2) 研究環境の改善・充実の面で特色があると思われる。

1) の教員への研究費支給については、個人研究費執行要綱に則り、専任教員一人当たり年間 30 万円の個人研究費の支給を行うほか、研究室機器等の整備、修理を主たる目的とする学内研究支援費として専任教員一人当たり 50 万円予算化し、教員が研究に注力できるように支援している。

2) の研究環境改善・充実では特に、研究力の維持向上に不可欠となる共通研究機器の整備については、その効率的な設置・保守・運営を行うべく 2024 年度に各教員が保有している機器で不要となった機器や共通利用可能な機器のリストを作成することを決定した。共通研究機器運営委員会がその役割を果たしている。委員会では、共通研究機器の整備の必要性について全教員を対象にアンケートを実施し、委員会でアンケート集約結果を基に整備の必要度・優先度を審議した上で、財務統括委員会などの承認を通じて整備予算を確保している。また、共通研究機器の故障等の修理に備えたメンテナンス予算を毎年確保し、故障等が発生した際に委員会にて修理の可否について審議の上で修理を実施し、教育・研究に停滞や遅延が生じないように講じている。高額の共通研究機器(近年では 2023 年度整備の分光蛍光光度計、2024 年整備の共焦点レーザー走査型顕微鏡など)については、文部科学省私立学校施設整備費補助金に申請の上で整備を行うようにしている。

キャンパス全般の整備に関しては、大学管理運営機構事務室総務担当で定期的に点検を行い、最適な教育研究環境が維持できるよう努めている。結果として、2024 年度の卒業生アンケートにおいて本学施設・設備について「満足」「やや満足」と回答した率が毎年高率であり、2024 年度卒業生においては学生実験室で 97.60%、実験機器・設備等で 98.79%、情報実習室で 92.81%と、いずれも学生の高い満足度を得ることができている。

本学の図書室は、教育・研究活動を強力に支える情報環境を整備している。契約するすべてのデータベースやオンラインジャーナルは図書館経費で提供され、学生・教職員が同条件で利用可能である。洋雑誌は完全オンライン購読であり、学内 PC やモバイル端末から記事本文に即時アクセスできるほか、VPN 接続により学外からも利用できるため、研究や授業準備に大きく寄与している。

図書室内には情報実習室と同等の PC を設置し、受付不要で自由に利用できるように、資料を確認しながらレポートや論文作成が可能である。さらに、貸出用ノート PC や充電スペースを備え、学習環境を充実させている。学外者にも開放し、近隣中高生の自習にも利用できる点は地域貢献として評価できる。

加えて、利用者のリクエストには冊数制限を設けず、入手困難な資料にも代替案を提示するなど、教育・研究ニーズに柔軟に対応している。情報発信にも積極的で、SNS を活用し最新情報を広く提供している。

8.3. 問題点

環境の整備において、課外活動団体に与えられるクラブボックスは、希望する全ての団体に快適なスペースを提供することが出来ていないことから、キャンパスアメニティの整備体制を見直す必要がある。

本学の情報環境においては、いくつかの課題が存在する。情報実習室は前回整備から 6 年が経過しており、更新時期にあるが、現状では更新計画が未確定である。包括ライセンス契約に基づく Office365 サービスは提供しているものの、利用促進策はオリエンテーションや掲示に限られ、継続的な周知が不足している。

また、情報倫理の確立を図るための取り組みにおいて、教職員に対しては、「情報セキュリティポリシー」等の規程が整備されているが具体的な周知が行われておらず、理解を促すための取り組みに課題が残っている。

図書環境において、オンラインジャーナル（洋雑誌）については、生命科学分野に関する主な出版社の製品については、パッケージ購入するなど、できる限り学習・研究環境の維持に努めているが、購読料の高騰・円安傾向の継続に伴い、厳しい状況が続いている。今後、購読雑誌の削減は避けられず、教員・学生の要望を満たすことは難しくなっている。海外データベースについても同様である。

図書室内の環境については、書架の狭隘化が課題である。開架書架、書庫ともに空きスペースが逼迫している。開架室にもスペースがなく、防災の観点から棚の増設は課題が多い。快適な学習環境整備のためにも、什器など設備の更新と合わせ、開架室全体のレイアウト変更が必要である。また、災害時のマニュアル整備も課題である。

障害学生支援に関する取り組みが未着手である。障害者サービス用の資料、機器、他部署との連携など、読書バリアフリーに向けた取り組みを検討していきたい。

研究支援においては、教員の論文投稿に対する補助が実施できておらず、今後検討が必要である。また、科研費採択率の向上を目的とする学内研究助成制度において、必ずしもその目的を達成しているとはいえず、助成額の算出方法や採否の基準を検討する必要がある。また、産官学連携や知財の活用など、専門的知識を有するコーディネーターが不在であり、本学の核である研究推進を強力に進めるうえで、今後組織としての人員配置に課題を残して

いる。現在、論文・学会発表・外部資金などの情報は複数のシステムや Excel で管理されており、更新や集約に多くの手間がかかっており、業績管理が不十分である。そのため、共同研究・産学連携の機会減少や、集約や更新に時間がかかり、事務職員の負担が増大している。

研究専念期間については、教員が研究に専念できる期間が確保されないことで、研究力や教育の質の向上が難しく、国際的な共同研究や外部連携の機会も減少し、大学の競争力や社会貢献に影響を及ぼす可能性がある。さらに、教員のキャリア形成やモチベーション低下の懸念がある。

8.4. 全体まとめ

情報実習室については、前回整備から 6 年が経過しているため、更新計画を早急に策定する必要がある。現在、BYOD(Bring Your Own Device、学生各自の持ち込み PC により実習を行う)の導入を含め検討を進めている。Office365 サービスの利用促進については、オリエンテーションや掲示に加え、継続的な周知と活用支援を強化する必要がある。教職員に対する情報倫理の確立や、情報セキュリティに関する意識の向上を図るための取り組みについては、円滑な大学運営には必須であると考えており、定期的な SD 活動の一環として実施していく必要がある。

図書環境では、購読料高騰への対応として、要望を踏まえた優先度設定や代替手段を検討することは喫緊の課題である。また、図書室内の書架狭隘化については、レイアウト変更や什器更新、防災面を考慮した改善を行い、より利用しやすい環境を整備する必要がある。さらに、障害学生支援についても検討する必要がある、読書バリアフリーに向けた資料・機器整備と他部署連携を進める必要がある。

研究支援については、専門的知識を有するコーディネーターが不在という問題を解決するため、2024 年度に第 6 次中期計画で URA を雇用することを決定した。業績管理については、研究者が業績を管理・発信できるようにすることを目的とした、データベース型研究者総覧であるリサーチマップを活用することなどにより、本学教員の研究実績や学生の学会報告実績などの業績管理が出来れば、教育研究活動支援として強力なツールと成り得るため、今後推進に向けた検討が必要である。研究専念期間の確保については、教員が研究に専念できる期間を確保し、国際連携や教育の質向上を促進する仕組みとして「サバティカル制度」の導入を検討する必要がある。

教育研究等環境の適切性について、現状では各取り組みにおいて点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを実施している。

<大学基準協会提言>

改善課題

- 1) 教員の研究時間の確保に向けた研究機会の保障や授業担当時間等に関する規程 等がなく、大学として組織的な取り組みが不十分であるため、改善が求められる。**

8.5. 大学基準協会提言事項に対する改善の対応

大学基準協会から「教員の研究時間確保に向けた組織的取り組みが不十分」との提言を受け、研究推進機構では改善に向けた施策として、教員の研究時間を確保するため、助手・助教の授業担当コマ数に上限を設けるべく学生教育推進機構と協議を開始し、2025 年度からの第6次中期計画期間に規程等の設定を目指している

基準 9 社会連携・社会貢献

9.1. 現状説明

9.1.1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

自己点検項目：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。
評価の視点 1：大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学の学則で定めた目的の一つである「地域社会の発展、産業の振興、国際交流並びに学術文化の発展に貢献すること」を念頭に、本学がこれまで実践してきた地域連携・産官学連携活動を自己点検するとともに、行政機関の政策とも照らし合わせ、地域社会のニーズを踏まえ、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を 2022 年度に策定した。本方針は、本学ホームページに公開し、学内はもとより広く一般にも公開している。

以上のことから、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示していると判断できる。

9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

自己点検項目：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。
評価の視点 1：学外組織との適切な連携体制
評価の視点 2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究の推進
評価の視点 3：地域交流事業への参加

本学では、地域社会や産業界との連携を推進するため、研究推進機構のもとに地域連携・産官学連携推進室を設置し、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、大学としての強みを発揮できる実質的な連携関係を構築し、社会連携・社会貢献に関する教育研究活動を推進している。

・理系人材育成事業

本学が位置する長浜市と「長浜バイオ大学と長浜市との協力に関する協定書(2005 年)」

を締結し、将来の地域産業や科学技術を担う理系人材の育成を目的に、2016 年度から長浜市内の小中学生を対象とした理科実験講座「長浜学びの実験室」を開講している。「長浜学びの実験室」は、長浜市が連携の強化・促進、長浜市教育委員会が事業の推進・充実、本学が専門性の高い知的資源の提供とそれぞれの役割を明確にし、本学教員の指導のもと大学内で体験型の理科学習を行うものであり、単発の体験型実験が多い科学教室とは異なり、小中学校教員からの要望を元に、正規の授業の 1 コマとして教科書の内容に合わせた実験と学習を行っているのも大きな特徴である。2024 年度は長浜市内の全小中学校が参加し、78 講座を開講し 2,067 名の児童生徒が受講した。講座終了後のアンケートでは、94.2%の児童生徒が「楽しかった」と回答し、高い満足度を得ている。

また、「夏休み！親子科学教室」「子ども学び座（科学実験教室）」を開講し、本学学生が講師となり、子どもたちの好奇心を深める事業を展開している。特に、「夏休み！親子科学教室」では、滋賀県立長浜北高等学校の総合学習（職場体験学習「自分さがし体験」）の一環として同校より毎年 5 名前後の生徒を運営スタッフとして受入れ、地域内での理系人材育成と高大連携を絡めた事業を行っている。

さらに、本学では、2009 年度より模擬講義や実験実習、課題研究支援、教員研修などを通じて高等学校および中学校との高大連携事業を展開し、地域の理科教育や探究活動の発展に寄与してきた。これらの取り組みを継続・拡充することで、本事業の認知度および信頼性を高めている。2024 年度は、模擬講義・実験講座・研究支援等を合わせて計 80 講座（2023 年度 78 講座）を実施し、延べ 1,814 名の生徒と関わることができた。事業別では、模擬講義を 12 校で実施し、滋賀県・福井県・京都府・大阪府の新規校での展開が実現した。また、実験講座については 19 校で実施し、「長浜学びの実験室」を活用した講座を 5 校で行うなど、出張型・来学型の両面で拡充を図った。課題研究等の研究支援は 6 校で実施した。協定校との連携では、近江兄弟社高等学校および虎姫高等学校における講座実施や課題研究支援を継続するとともに、虎姫高等学校の課題研究発表会「学問祭」を本学で開催するなど、連携関係の深化に寄与した。

・地域連携事業

長浜駅前に古民家を改修した「長浜バイオ大学サテライトキャンパス」を開設しており、学生による地域貢献活動の拠点や地域連携に関わる授業等で市内へのフィールドワーク時の活動拠点として、学生や教職員の利用が進んでいる。また、2021 年度に大幅な改修が実施され「長浜まちづくり会社」の事務室が併設されたことにより、大学の地域連携の拠点としてより一層の利用が期待されている。

本学の教員や学生が地域課題の解決に向けた事業を展開している。2023 年度および 2024 年度には、2 年連続で「余呉の自然をもっと発信して、もっと繋がる～地域振興へ電子顕微鏡の挑戦」というプロジェクトが、滋賀県内の大学・短期大学、自治体、経済団体が連携する「環びわ湖大学・地域コンソーシアム」の地域課題解決事業に採択され、活動を行った。地域連携を踏まえた教育活動として、1 年生を対象とした集中講義「近江での SDGs の実践」において、滋賀県庁および長浜市、さらに長浜市・彦根市に所在する 5 つの大学・短期大学が連携し、滋賀県における SDGs の取組や竹生島の現状と課題について学ぶ授業を実施した。本授業は、環びわ湖大学・地域コンソーシアムの単位互換事業として開講され、県内大学の

学生が協働して、地域の持続可能な社会づくりに向けた行動計画を検討する学修を展開した。

また、ユネスコ無形文化遺産に登録されている長浜市の「長浜曳山まつり」に、学生および教職員が積極的に関わり、伝統の継承に努めている。まつりの「本日（ほんび）」である4月15日を2017年度から毎年休講日と定めており、学生や教職員が曳山まつりを観覧し、地域に受け継がれてきた文化に触れるとともに、担い手としても参加している。このほか、さらに、大学近隣の公立学校や自治体からの要請に基づき、本学教員は専門性を生かして各種委員会等の委員を務めるほか、発表会等の審査員として教員や大学院生が参加するなど、地域連携の一層の促進に努めている（例：滋賀県立長浜北高等学校 学校運営協議会委員、長浜市市民協働部「地元先生育成プロジェクト実行委員会」委員、彦根東高等学校 GS コース運営指導委員など）。

・産官学連携事業

本学教員の研究内容および教育内容、知的財産、研究機器を掲載した研究・教育シーズ集「バイオ ∞ ～バイオサイエンスの可能性は無限大～」については、地域企業との共同研究等の推進に資することを目的に発刊を予定していたが、新学科設置に向けた過渡期にあたることを踏まえ、2023年度・2024年度ともに発刊を延期した。今後、新学科の教育・研究体制の整備を踏まえた内容の充実を図り、改訂版の発刊を予定している。

産業界等からの技術・事業相談に関しては、地域連携・産官学連携推進室が窓口となり、研究推進機構事務室と連携しながら、企業や NPO 法人などから本学に寄せられる相談案件について本学教員を紹介する体制を整備し、相談案件から共同研究等に発展するよう支援している。2023年度には企業から18件、2024年度には20件の相談があり、そのうちいずれの年度も2件が共同事業として成立した。こうした活動を通じて、地域産業の発展に寄与している。

地域産業界等との連携促進の一環として、滋賀経済産業協会と滋賀県が共催するビジネスマッチング会「Innovation Ecosystem in Shiga」に継続して参加し、本学教員による研究発表およびポスターセッションを実施している。2023年度の会では20名弱の企業関係者がブースを訪れたが、継続的な商談・共同研究には至らなかった。引き続き産学連携の深化を目指して活動を展開している。

産学連携・スタートアップ支援の取組としては、関西における大学発スタートアップの創出とエコシステム形成を目的とする「関西スタートアップアカデミア・コアリション (KSAC)」および「関西イノベーションイニシアティブ (KSII)」に参画し、産業界との接点強化を進めている。これに加え、2024年度には新たに、技術的課題の解決や事業化を目指す企業と大学・高専のマッチングを促進する「MOBIO 産学連携オフィス」に参画し、地域企業への研究成果の提供や実用化支援を進めている。

起業・ベンチャー支援の分野では、2017年に滋賀県等と締結した「滋賀発成長産業の発掘・育成に関する連携協定」に基づき、滋賀発成長産業発掘・育成コンソーシアムの一員として、創業支援プログラム「滋賀テックプランター」に参画している。過去には本学から5チームのファイナリストが選出され、大学発ベンチャー企業2社（株式会社ノベルジェン、合同会社バスクロンジェニックス）が設立された。2023年度、2024年度はファイナリスト

の選出には至らなかったが、次年度のエントリーに向けてビジネスシーズの発掘と事業化支援を進めている。

また、びわ湖東北部地域連携協議会、長浜バイオインキュベーションセンター、地元金融機関等との連携体制を維持し、本学の教育研究成果を地域に還元する仕組みを継続して整えている。

・生涯学習事業

一般市民向け教育活動として、2023～2024 年度は「長浜バイオ大学市民土曜講座」において、びわ湖東北部地域連携協議会と連携し、びわ湖東北部市民教養講座の一環として連携 5 大学（滋賀大学・滋賀県立大学・聖泉大学・滋賀文教短期大学・長浜バイオ大学）のリレー形式で実施した。本学は 2023 年度に「バイオ医薬品が切り開く新しい医療」（受講者：21 名、長谷川慎教授）および「サイエンスイノベーションを知り新しい社会を楽しもう」（受講者：43 名、蔡晃植教授）の 2 回を担当し、延べ 64 名の市民が受講した。2024 年度は「あなたの血管年齢、測ってみませんか？」（受講者：21 名、山本哲志准教授）を担当し、もう 1 回は雪の影響で中止となった。これらの講座により、本学教員の研究成果や専門知識を地域に還元するとともに、生涯学習の機会を提供し、地域住民の学術文化への理解促進に貢献した。

・びわ湖東北部地域連携協議会

2018年9月、SDGsを活用して豊かに働き、生活できる彦根・長浜地域の創出を目指し、滋賀大学、滋賀県立大学、滋賀文教短期大学、聖泉大学、長浜バイオ大学、滋賀県、彦根市、彦根商工会議所、長浜市、長浜商工会議所の10機関が協定を締結し、「彦根長浜地域連携協議会」を発足させた。同協議会は、私立大学等改革総合支援事業・タイプ5に申請を行い、選定された。2019年度には新たに米原市が加盟し、協議会名称を「びわ湖東北部地域連携協議会」へと変更。隣接するびわ湖東北部3市において、「職住学近接」の利点を活かした地域交流事業をはじめ、さまざまな連携事業を活発に展開している。本学は、協議会発足以来、幹事校として参画しており、当地においてリーダーシップを発揮する学術機関として認知されている。

・産学連携人材育成コンソーシアム

本学では、社会や企業が求める人材の育成を大学改革の重要な柱の一つとして位置づけ、地域や産業界との協働を強化している。その一環として、2024 年 12 月に企業や自治体の協力を得て「産学連携人材育成コンソーシアム」を発足した。本コンソーシアムは、長浜バイオ大学と地域企業が連携し、現場で求められる多様な課題解決に必要な人材の育成を目的としており、今後は、必要な人材育成プログラムを共同で開発し、学生および社会人を対象とした教育を実施していく予定である。

以上のことから、本学は社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、教育研究成果を適切に社会へ還元する取り組みを実施していると判断できる。

9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

自己点検項目：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく自己点検・評価
評価の視点2：自己点検・評価結果に基づく改善・向上

地域連携・産官学連携推進委員会において、社会連携・社会貢献に関する事業計画を立案し、各事業終了後には報告内容に関する意見交換を行うとともに、大学の教育研究成果を地域社会へ還元し、地域課題の改善・解決、地域産業の振興、学術文化の発展への貢献状況を毎年度末に事業総括として事業報告書にまとめている。

自己点検の結果は「学部事業検証委員会」で点検・評価され、さらに全学内部質保証推進組織である「学長協議会」において全学的観点から検討が行われている。前回の自己点検では特段の改善指摘はなく、2023年度大学基準協会の評価においても社会連携の取組が高く評価され、S評価を得た。この評価を踏まえ、2023・2024年度は長所のさらなる発展を目指し、長浜市との連携を強め、理系人材育成事業として実施している「学びの実験室」において、長浜市の全小・中学校が参加するまでに発展した。

以上のことから、本学は社会連携・社会貢献の適切性について点検・評価を行い、その結果を踏まえて長所をさらに伸ばす形で地域との協働を深化させており、改善・向上に向けた取り組みが着実に進展していると判断できる

9.2. 長所・特色

本学は、バイオサイエンス分野の特色を活かし、びわ湖東北部地域連携協議会をはじめ、行政機関や地域産業界と密接に連携しながら、社会連携・社会貢献活動を継続的に展開した。特に、理系人材育成事業として実施している「長浜学びの実験室」および「夏休み！親子科学教室」は、地域から高い評価を得ている。近年では、長浜市教育委員会との協働体制をさらに強化し、専門人材および協力教員の配置を行うことで、長浜市内すべての小中学校が長浜学びの実験室に参加する規模へと発展した点は大きな成果である。これらの取り組みは、大学の教育資源を地域社会へ還元し、次世代の理系人材育成に寄与する本学の社会的使命を体現している。

9.3. 問題点

地域連携・産官学連携の取り組みは着実に進展しているものの、活動範囲の拡大に伴い、事業運営や関係機関との調整を担う教職員の負担が増している。持続的に質の高い事業を展開するためには、業務の効率化を図るとともに、連携体制のさらなる整備と情報共有の強化が求められる。また、教員の研究成果を社会実装化するための体制整備が依然として課題

であり、URA等の専門人材の配置を含めた支援機構の強化が必要である。加えて、地域社会や学生を対象とした起業家教育・起業支援の仕組みづくりについても、今後の新たな展開として検討を進める必要がある。

9.4. 全体まとめ

本学は、地域社会における学術文化拠点として、行政・教育機関・産業界と協働し、地域課題の解決と理系人材育成を軸とした社会連携・社会貢献を推進している。特に、長浜市との協働体制の深化により、教育的効果と地域的波及効果を両立する取り組みを実現しており、高い評価を得ている。社会や企業が求める人材の育成を大学改革の重要な柱の一つとして位置づけ、地域や産業界との協働・強化を進めている。今後は、これまでに培った成果と信頼を基盤に、活動の持続可能性を高めつつ、地域社会の発展に一層貢献していくことが期待される。

基準 10 大学運営・財務

(1)大学運営

10-(1). 1. 現状説明

10-(1). 1. 1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

自己点検項目

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2：

学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は学校法人関西文理総合学園の前身である京都人文学園の教育理念である「平和とヒューマニズムを何よりも尊び、豊かな人間性と科学的合理性を兼ね備えた『行動の人として思考し、思考の人として行動する』、『行動する思考人』の育成」を継承し、本学の理念としている。

第 113 回理事会(2020 年 3 月 24 日開催)の承認を得て、2020 年 4 月から 2025 年 3 月の 5 年間を期間とする「長浜バイオ大学 第 5 次中期事業計画」を策定した。。

第 5 次中期事業計画は、「アドミッション戦略の明確化」、「高い教育を担保する研究力の向上」、「財政基盤の確立」、「教育の質的転換に向けた質保証改革」、「教育の内部質保証の充実」、「組織ガバナンスの強化」の 6 つの戦略を立て、各戦略を具現化するための戦術を設定した。第 5 次中期事業計画は、教授会や課長会議で教職員に報告されると共に、全ての専任教職員を対象に実施した SD 研修会において、担当役員が詳細な説明を行い、周知の徹底をはかった

また、2024 年度に第 6 次中期事業計画骨子案に対する教職員の学内での議論も踏まえ、第 146 回理事会(2025 年 3 月 25 日)の承認を得て、2025 年から 2029 年 3 月の 5 年間を期間とする「長浜バイオ大学 第 6 次中期事業計画」を策定した。第 6 次中期事業計画は、教授会や課長会議で教職員に報告されると共にグループウェアにより周知の徹底をはかった。

10-(1).1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

自己点検項目

方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：

適切な大学運営のための組織の整備

評価の視点 2：

適切な危機管理対策の実施

本学の教育理念・目的の達成のために、教育・研究の重要事項および管理運営に関する方針を決定する中枢機関として「学長協議会」を設置し、教授会や大学院研究科委員会等と連携し管理運営を行う。また、寄附行為に定める理事会と常務理事により構成する常務理事会を置き、法人組織および教学組織・事務組織の日常業務について権限と責任とを明確にし、円滑な大学運営に努めている。また、私立学校法改正（2025 年 4 月 1 日施行）、に伴う、理事会（理事・監事）、評議員会（評議員）の権限を明確にする内容などの寄附行為変更認可申請を文部科学省に行い、2025 年 2 月 17 日に認可を受けた。

学長協議会の構成には、大学全体の共有化を図る目的で、学長を議長として学部長、研究科長、教育推進・研究推進・学生支援の各機構長に事務局長、教務担当課長が参画する体制を確立している。

また、大学管理運営機構、研究推進機構、大学院教育推進機構、学生教育推進機構、アドミッションセンター、学生生活支援機構、IR 室、ゲノム編集研究所の 8 つの教学組織が設置され、各組織の元には大学運営委員会、研究推進機構委員会、大学院教務企画委員会、教務委員会、入学試験委員会、学生支援委員会、IR 運営委員会、ゲノム編集研究所運営会議などの専門委員会が設置されている。学部所属の講師以上の教員で構成する「教授会」、大学院授業担当教員により構成する「研究科委員会」が設置されている。

教授会は、決定権者である学長に対して、意見を述べるものであることが長浜バイオ大学学則で定められている。研究科委員会も教授会と同様の役割を実際に行っているが、長浜バイオ大学大学院学則で規定されていない。

学長は、長浜バイオ大学学則で「本学の教学に関する事項を統括する」ことが規定され、学生の入学・卒業、学位授与、学生の指導・賞罰など、大学の教育・研究に関する重要事項を決定する権限を持っている。その他の役職者の役割は職務規程で次のとおり定められ、研究科長は研究科委員会を、学部長は教授会を招集して議長となり、議決で可否同数の場合は決する権限を持っている。また、各役職者は各専門委員会規程に基づき委員長・議長となり、委員会の招集などの権限を持っている。

(1) 研究科長は、大学院の運営に関する校務をつかさどる。

(2) 学部長は、学部の運営に関する校務をつかさどる。

(3) 学科長は、学科の運営に関する校務をつかさどる。

(4) 機構長、室長、センター長、所長、各機構並びに室、センター、研究所の運営に関

する校務をつかさどる。

(5)事務局長は、大学全般の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

各機構、室、センター、研究所のもとに設置されている委員会は定期的に委員会を開催して管轄する事項を審議している。学長協議会は、委員会の審議結果の報告を受け、必要により修正などの意見も加えて大学の教学・研究、また管理運営に関する重要事項を決定し、適切に大学運営を行っている。

本学における危機管理対策、施設・設備の衛生安全確保に関わる事項を審議するための安全委員会を設置し、安全委員会のもとに5つの専門委員会(防火・防災専門委員会、実験廃棄物安全管理専門委員会、バイオハザード安全専門委員会、環境保全専門委員会、危険物安全管理専門委員会)を設置して施設・設備の衛生・安全の確保に努めている。

10-(1).1.3. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

自己点検項目

予算編成及び予算執行を適確に行っているか。

評価の視点1:

予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学では予算に関して「予算管理規程」を定め、予算の統合統括を理事長、責任者を事務局長、予算管理執行者を理事長が任命した各事務組織の担当責任者に置き、管理体制を整えている。

予算編成方針については、常務理事会で中期事業計画に係る事業を重点項目とした増額予算額や中期財政シミュレーションを基にした削減項目を検討し策定している。

予算編成方針は、事務組織の各課長に通達すると共に教授会にも報告し、周知を図っている。予算編成方針を受け、事務組織の各課長は担当する各種委員会等に置いて予算案を作成し、常務理事会に提出している。常務理事会では、各組織から提出された予算案についてヒアリングを行い予算の適切性について判断した後、理事会、評議員会で審議し決定している。

予算執行においては、「経理規程」「経理規程施行細則」「予算管理規程」「固定資産および物品購入規程」に従い、各部署と大学管理運営機構事務室(総務担当・財務担当)が予算残額を確認しながら予算範囲内での予算執行を管理している。

予算執行の適切性は、公認会計士による会計監査(月2回)を実施し、発注業者の選定手続や帳簿の記録等の一連の手続きについて検証を行っている。また、理事会で選任した監事2名による監査計画を毎年策定し、厳格な管理を行っている。

10-(1).1.4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に

必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

自己点検項目

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1 :

大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

大学の教学および事務組織をより有機的に機能させることを目的として、大学の組織、事務組織を明確に定め、以下の事務組織や担当で編成し、法人および大学の人事、労務、財務に関する業務、また大学の研究支援、教学、学生支援、就職支援、入試、図書、情報システム、IR、地域・産官学連携などの業務を適切に実施している。

常務理事会は、毎年度各組織の人員構成が適切であることを検討している。事務局長が各事務組織の管理職(課長、課長補佐)から各職員の能力や適性などを確認し、適正な配置を考慮して人事異動を伴う事務組織体制の見直しを常務理事会で行っている。

10-(1). 1. 5. 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか

自己点検項目

大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1 :

大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント (SD) の組織的な実施

毎年度策定している大学の事業計画において、大学の管理・運営、教育、研究、学生支援、また高等教育や入試の動向に関する知識の獲得、能力・資質の向上などを目的に SD 研修を実施することを定め、全ての専任教職員に対して研修への参加を働きかけている。

(2023 年度に実施した SD 研修) ※FD/SD 合同研修会を含む

- ・教職員研修会「キャンパスハラスメントを防止するために」(2023 年 9 月 6 日)
- ・障害学生支援教職員研修会「本学における障害学生支援の現状」「『発達障害』の基本的な理解・支援を進めるために」(2024 年 3 月 5 日)

(2024 年度に実施した SD 研修) ※FD/SD 合同研修会を含む

- ・教職員研修会「ハラスメントのない快適な、教育研究環境を作ろう」
(2024 年 9 月 10 日)
- ・障害学生支援教職員研修会「本学 障害学生支援の現状と課題」「『発達障害』の基本的な理解・支援を進めるために」(2025 年 2 月 17 日)

10-(1). 1. 6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

自己点検項目

大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1 :

適切な根拠（資料、情報）に基づく自己点検・評価

評価の視点 2 :

監査プロセスの適切性

評価の視点 3 :

自己点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営の適切性については、学長協議会及び常務理事会で点検と見直しを実施している。事業報告書の取りまとめの過程で点検も兼ねて、大学運営に関する点検及び見直し事項を整理し、学長協議会及び常務理事会に報告・共有して改善につなげている。

また、公認会計士による監査が年間を通じて実施され、監査に係る業務改善指摘事項について担当事務組織、関係者が指摘事項の内容を確認し、改善のための対応を文書により回答を行うことで改善・向上をはかっている。

監事による監査は監査計画に基づき行われ、年に 6 回程度開催している理事会に出席し、教学面を含む業務に関する意見を述べ、毎月 2 回開催している常務理事会のうち、年間事業・決算報告および年間事業・予算計画、また中長期の事業計画の立案など、重要な審議を行う回に随時出席し、教学面の充実と財務状況のバランスに注視した意見を述べることでしている。毎年度、監事は公認会計士が指摘した業務改善事項を確認し、改善についての文書回答内容も確認することで改善・向上をはかっている。

10-(1).2. 長所・特色

教育・研究の重要事項及び管理運営に関する方針を決定する中枢機関として学長協議会を設置し、学長を議長として、学部長、研究科長、学生教育推進機構長、学生生活支援機構長、研究推進機構長、事務局長及び教務担当課長で構成している。

また、理事長を議長とする 5 名の常務理事で構成する常務理事会を設置し、法人組織全体の運営に当たっている。

学長協議会は月 1 回、常務理事会は月 2 回の頻度で開催しており、大学運営や教育・研究に関する情報を把握・分析し、必要に応じて、委員会又は事務局の各課長等に事業計画の策定及び実施を指示している。

予算執行は、申請・発注・納品検品・請求確認・支払等について常に複数の部署(担当者)で妥当性の確認(ダブルチェック)を行うことにより透明性を高めている。

公認会計士による監査は毎月 2 回実施して連携を密にしており、外部専門家からの視点で改善すべき点の指摘を受けている。指摘された内容については、毎年度回答書を提出し改善に取り組んでいる。

10-(1).3. 問題点

理事会においては、事前に審議資料を配布した上で事業計画と予算を、また事業報告と決算をそれぞれ審議することで、各事業に対する予算措置は適当であるか、あるいは実施した各事業に要した経費は適当であったかを全般的な観点から検証しているが、赤字運営となった現状、予算配分の抜本的な見直しを図っていく必要がある。

教学組織が所管する委員会等が多く、教員が複数の委員会を兼務しているため、教育・研究に必要な時間を確保できるように委員会の統廃合を検討する必要がある。

危機管理対策や施設・設備の衛生安全の確保に関わる委員会についても、審議内容が類似しており、統合を検討する必要がある。

また、実施しているSD研修の内容に偏りがあるため、大学の管理運営、教育、研究、高等教育の入試動向や広報など、教職協働を支え、大学運営に必要な能力を習得できるSD研修を企画する必要がある。さらに、人事計画を含め、職員の育成計画を適切に検討できる組織の設置を検討し、年間の研修項目を整理し、対象者を明確にしたうえで、外部研修プログラムも積極的に活用する必要がある。

職員の採用や昇任については、就業規則に一部記載があるものの、採用方法や昇任の評価基準が明確に定められていないため、規程を整備する必要がある。

10-(1).4. 全体まとめ

本学の教育理念である「平和とヒューマニズムを何よりも尊び、豊かな人間性と科学的合理性を兼ね備えた『行動の人として思考し、思考の人として行動する』、『行動する思考人』の育成」の達成のために、第6次中期事業計画を策定し、将来を見据えた方針内容を教職員が共有している。

学長が教学マネジメントにおいてリーダーシップを発揮するための最も重要な中枢機関として学長協議会が設置され、教授会と研究科委員会の権限と責任も明確にし、意思決定のプロセスも明確にすることによってPDCAサイクルを回す体制が確立され、大学運営が概ね適切に行われている。

また、寄附行為に定めた理事会と常務理事で構成される常務理事会が設置され、法人組織および教学組織・事務組織の日常業務についての権限と責任が明確にされ円滑な大学運営が概ね適切に行われている。

予算編成および予算執行のプロセスは明確で透明性があり、内部統制も適切に機能している。一方で、「問題点」で記載したとおり、予算配分の抜本的な見直しを図る必要がある。

＜大学基準協会提言＞

改善課題

- 1) 教学組織である各機構の役割を「長浜バイオ大学組織規程」に定めていないため、大学の意思決定等に関わる組織を適切に明示することが求められる。また、事務組織の運営や指示系統についても規定しておらず、職員会議等の位置づけについても不明瞭であることから、改善が求められる。

10-(1).5. 大学基準協会提言事項に対する改善の対応

第6次中期事業計画では、各種組織・委員会の重複や混在を避け、簡素化を進めるとともに、役割を明確にし、組織力を強化しつつ組織改革を推進するとしている。

指摘された改善事項については、第6次中期事業計画期間の前半に、対象となる規程を改正し、意思決定と指示系統を整理して組織改革へつなげていく。

具体的な規程と改正の方向性

- ・「長浜バイオ大学組織規程」

教学組織である各機構の役割を定めて、大学の意思決定等に関わる組織を適切に明示する。

- ・「長浜バイオ大学事務協議機関に関する規程」

課長会議の位置づけを明瞭にし、事務組織の運営や指示系統についても適切に明示する。

(2)財務

10-(2). 1. 現状説明

10-(2). 1. 1. 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

自己点検項目

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点 1：

大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点 2：

当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

4年連続で入学定員を満たさなかったことが大きな要因となり、第5次中期事業計画で掲げた「財政基盤の確立」を達成することはできなかった。この結果を踏まえ、常務理事会で大学のビジョンを改めて示し、2024年から2032年までの財政シミュレーションを行い、第6次中期事業計画を策定した。予算編成方針では、第6次中期事業計画における収入目標、支出目標及び増額分を示している。

財政基盤を確立するうえで最も重要なのは収容定員の充足であり、当面は、入学定員の充足によって収入の安定化を図り、赤字からの脱却を目指す。

なお、2024年度の決算において特定資産の合計額は51億1296万円を保有しており、資金の借入実績もない。今後、効果的な事業への集中的な投資を行うとともに、外部資金の獲得や事業の取捨選択を進めていく。

10-(2). 1. 2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

自己点検項目

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1：

大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点 2：

教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点 3：

外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

本学では、大学の理念・目的を達成するため、中期事業計画を策定し、事業項目ごとに各種事業を進めている。前述のとおり、第5次中期事業計画では財政基盤の確立に至らず赤字となったものの、本学の根幹である教育・研究に係る取組を継続して推進している。

経常的経費では、学生募集活動に関連する奨学金経費が増大しており、費用対効果を検証した上で、学生サービスを低下させないよう経費の削減や実施内容の見直しを進めている。

研究関連では、現在の水準を維持しつつ、効果的に目的を達成できるよう、外部資金の獲得を支援する計画を立てている。外部資金の獲得額は、2023年度は科研費1億348万円、政府関連法人等からの研究助成金7536万円、共同研究費648万円、奨学寄付金823万円など計2億189万円、2024年度は科研費7534万円、政府関連法人等からの研究助成金4809万円、共同研究費2566万円、奨学寄付金239万円など計1億7786万円である。両年度で金額は異なるものの、2020年度の1億4467万円、2021年度の1億9686万円と比較しても、おおむね同水準の外部資金を確保していると言える。

資産運用については、資産運用管理規程に基づき、地方債、特約付定期預金、社債、仕組債により20億円を限度として運用し、毎年約2500万円の運用益を得ている。

10-(2).2. 長所・特色

2024年度決算において、特定資産の合計額は51億1296万円（減価償却引当特定資産44億円：有形固定資産の減価償却累計額の100%相当額、退職給与引当特定資産3億1912万円：退職給与引当金の100%相当額など）であり、「特定資産構成比率」49.5%（全国平均23.6%）、「積立率」117.2%（全国平均75.9%）といった財務指標が示すとおり、中長期の財政支出に備えた財務運営を行っている。

10-(2).3. 問題点

2021年度以降の学部入学者数の大幅な減少に伴い経常収入が減少し、2023年度および

2024 年度は支出超過に陥った。また、常態化した経費の抜本的な見直しには至っていない。

10-(2). 4. 全体まとめ

2024 年度末時点で、本学は将来の事業計画を進めるための財政基盤を保持しているが、中期事業計画を推進するためには、入学定員を確保することが最優先の課題である。積極的に本学の認知度を高める取組の精度を上げ、入学者を確保することが、収支の均衡につながると考えている。また、外部資金の獲得額を増加させる取り組みも財務状況改善のために強化すると共に、常態化した経費について見直し、厳格な予算を作成していく必要がある。